

第二次丸亀市総合計画前期基本計画  
行政評価（内部評価）結果報告書

（平成30年度～令和2年度分）

令和3年10月

丸亀市市長公室秘書政策課



## 第二次丸亀市総合計画前期基本計画の評価にあたって

本年度は、第二次丸亀市総合計画の後期基本計画への改定年度のため、前期基本計画（平成30年度～令和3年度）の令和2年度末時点での状況を総括して、以下のとおり評価を実施しました。

### ◆ 1次評価

対 象… 第二次総合計画前期基本計画に掲げる31の基本施策

評価者… 各施策を所管する部長

手 法… ①成果指標の進捗度など施策全般を踏まえて、5段階の自己評価  
(評価基準)

- A. 計画を大きく上回る成果が出ている
- B. 計画をやや上回る成果が出ている
- C. 計画どおりの成果が出ている
- D. 計画をやや下回る成果となっている
- E. 計画を大きく下回る成果となっている

②前期計画期間における施策の進捗状況や、後期基本計画へ向けた課題を記載  
(重点プロジェクトは、別途進行管理を行っています。)

### ◆ 2次評価

1次評価や、これまでの市議会等での意見を踏まえ、総合的かつ横断的な観点から、総務管理部局による評価を実施。

対 象… 第二次総合計画前期基本計画に掲げる31の基本施策

評価者… 副市長、市長公室長、総務部長、秘書政策課長、財政課長

手 法… ①総合的な観点から5段階評価

※評価基準は、1次評価と同じ

②残された課題や今後必要な取組について、必要な所見を付す。

本報告書では、第二次総合計画前期基本計画の成果を検証し、後期基本計画で必要とされる取組について確認しました。事業所管部局では、今後の取組や予算編成作業につなげるとともに、丸亀市総合計画審議会において、後期基本計画の内容を審議するための資料とします。

第二次総合計画体系			担当部署	1次評価	2次評価	ページ	
基本方針	基本施策						
I	心豊かな子どもが育つ	1	子育て支援の充実	健康福祉部 教育部	C C	C	1
		2	子どもの教育の充実	市民生活部 教育部	C C	C	5
II	安心して暮らせる	3	環境に配慮した社会づくり	市民生活部 産業文化部	C C	C	10
		4	廃棄物の適正処理と再資源化	市民生活部	D	D	13
		5	緑のまちづくりの推進	都市整備部	D	D	15
		6	土地利用と住環境の充実	都市整備部 産業文化部	C C	C	17
		7	公共交通の充実と離島振興	市民生活部 都市整備部	C D	C	19
		8	道路環境の整備	都市整備部	C	C	21
		9	生活排水処理施設の整備	都市整備部	C	D	23
		10	災害に強い都市基盤の整備	都市整備部	D	D	25
		11	危機管理体制の強化	市長公室	C	C	27
		12	消防・救急体制の充実	消防本部	C	C	30
		13	交通安全・生活安全の充実	市長公室 都市整備部	C C	C	33
III	活力みなぎる	14	農林水産業の振興	産業文化部 農業委員会事務局	C	C	35
		15	商工業の振興	産業文化部	C	C	37
		16	観光・交流の促進	市長公室 産業文化部	D C	D	39
IV	健康に暮らせる	17	地域保健・医療の充実	健康福祉部	C	C	41
		18	高齢者福祉の充実	健康福祉部	C	C	43
		19	障がい者福祉の充実	健康福祉部	C	C	46
		20	暮らしを支える福祉の充実	健康福祉部	C	C	49
V	みんなでつくる	21	歴史的資源の保存と活用	教育部	C	D	51
		22	文化芸術の振興	産業文化部	C	C	53
		23	生涯学習活動の推進	市民生活部	C	C	56
		24	スポーツの振興	市民生活部	D	D	60
		25	人権尊重社会の実現	市長公室 総務部 教育部	C C C	C	63
		26	男女共同参画社会の実現	総務部	C	C	66
		27	情報発信と地域情報化	市長公室 総務部	C C	C	68
		28	市民参画と協働の推進	市長公室 市民生活部	C C	C	71
		29	地域コミュニティの活性化	市民生活部	C	D	74
		30	財政運営の効率化	総務部 ボートレース事業局	C B	C	75
		31	行政運営の最適化	市長公室	C	C	77

1次評価結果 B : 1、C : 36、D : 6

2次評価結果 C : 23、D : 8

基本方針	I	心豊かな子どもが育つ
基本施策	1	子育て支援の充実

目指す姿	妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を推進し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進します。							
	指標内容		基準値 2016	進捗状況				
成果指標の推移	①	「保育サービスや子育て相談など子育て支援に関する取組」に対する市民満足度	59.8% (2015)	—	—	—	59.4%	↗ (2020)
	②	妊娠届時の面接実施率	97.7%	97.6%	97.3%	97.7%	97.8%	100.0%
	③	認定こども園の設置数	4	4	6	6	6	6
	④	ファミリー・サポート・センターの登録者数	919人	962人	1,034人	1,118人	1,150人	1,200人 1,000人
	⑤	まる育サポート相談対応件数	0件	335件	376件	363件	402件	380件 300件
	⑥	青い鳥教室の入会待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人 を維持

【2次評価】

C	待機児童対策については、公立・私立全体として解消できるよう、働き方改革も含めた実効性のある保育士確保策を重ねる必要がある。 子どもの貧困対策をはじめ、誰もが子育てしやすい環境を充実するため、第2期こども未来計画に基づく取組を着実に推進していただきたい。
---	---

【1次評価】

健康福祉部	C	教育部	C
-------	---	-----	---

【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①妊娠期からの支援(母子保健)
▶ 安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠届出時から就学までの、切れ目のない母子保健対策「ハッピーサポート丸亀」を推進します。【健康課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハッピーサポート丸亀の入り口である妊娠届出時の100%の面接実施を目標に相談体制の充実を推進</li> <li>・妊娠期から出産期までの継続した支援において、特に特定妊婦の選定を保健師及び助産師により重点的に実施し、継続支援が必要な場合は、医療機関や関係機関との連携を図り、継続的な支援に努めた。</li> <li>・令和元年から産婦健康診査を実施し、産後うつや虐待予防を含めた育児支援に取り組んでいる。</li> <li>・妊娠期をはじめ0歳から就学前までの子育て期を訪問や乳幼児健診・子育て広場などで継続してサポートし、母子保健推進員や愛育班員等とともに地域に根ざした活動を実施し、子育てが安心してできるように支援を行った。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期からの切れ目ない支援として、特定妊婦の支援プランの見直しを適宜行い、早期介入の必要性や支援の在り方について、関係機関等の連携強化が必要</li> <li>・妊娠期からの切れ目ない支援を通して、女性の健康に関する正しい知識の普及・啓発が必要</li> </ul>
▶ 妊婦・乳幼児健康診査や予防接種の実施、啓発など、母子保健・医療の充実に努めます。【健康課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査受診票、乳児健康診査受診票等の発行、3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、異常の早期発見や乳幼児の健康の保持・増進に努めている。</li> <li>・予防接種法に基づき、定期予防接種を実施。定期予防接種は、個別通知による接種勧奨を実施し、市内及び県内広域医療機関で接種でき、県外でも償還払いでの支払いに対応するなど、予防接種を受けやすい体制を構築し、疾病の蔓延防止を行っている。</li> </ul>

<p>・予防接種による免疫水準を維持するため、予防接種に関する情報・知識等の周知啓発及び接種勧奨が必要</p>
<p><b>②就学前教育・保育環境の充実</b></p>
<p>▶ 多様なニーズに対応するとともに、保育需給バランスに基づいた保育サービスの充実を図ります。【幼保運営課】</p>
<p>・多様なニーズに対応した認定こども園への移行状況  H30年度:「幼稚園」→「こども園」…公立1園、「保育所」→「こども園」…公立1園・私立1園  R1年度:「幼稚園」→「こども園」…公立1園、「保育所」→「こども園」…公立1園・私立3園  R2年度:「保育所」→「こども園」…私立1園</p> <p>・幼稚園や認定こども園での預かり保育事業を行う  H30年度:各園平日14時～16時まで、夏季休暇は郡家幼稚園のみ9時～14時  冬・春休暇は各園で9時～14時の預かり  R1年度:各園平日14時～16時まで、長期休暇は9時～14時まで預かり  R2年度:各園平日14時～16時まで、長期休暇も9時～16時まで預かり</p>
<p>・施設の老朽化に伴い公立園を統合し、多様な保育ニーズに対応できる認定こども園への移行を検討する。  R6年度:幼稚園と保育所を統合し認定こども園へ  R7年度:保育所と認定こども園を統合</p>
<p>▶ 保育士等の確保に向けて、地域人材の発掘・育成に努めます。【幼保運営課】</p>
<p>丸亀市で3年間就労した場合に返済免除という修学資金や就労資金を貸付けることで、就労に結び付きやすくした。  また、人材バンクを立ち上げ潜在保育士の掘り起こしを行う。  H30年度:修学資金貸付0人、就労支援貸付0人  R1年度:修学資金貸付5人、就労支援貸付2人、人材バンク登録者13人・就労決定者1人  R2年度:修学資金貸付5人、就労支援貸付2人、人材バンク登録者7人・就労決定者0人</p> <p>貸付、人材バンクともに事業の利用数が伸び悩んでいる。  委託先である福祉事業団と連携し、効果的な周知方法などを検討していく必要がある。</p>
<p>▶ 幼稚園・保育所の認定こども園への移行や施設整備による受入れ拡大のほか、私立保育園等への支援などにより、私的待機児童の解消を図ります。【重点プロジェクト1】【幼保運営課】</p>
<p>▶ 公立の幼稚園や認定こども園において、一時預かり事業を実施します。【重点プロジェクト2】【幼保運営課】</p>
<p><b>③子育て支援サービスの充実</b></p>
<p>▶ 「地域子育て支援拠点事業」など、子育て家庭の居場所づくりに努めます。【子育て支援課、幼保運営課】</p>
<p><b>【子育て支援課】</b>  4つの地域子育て支援拠点事業が活動を行った。おおむね3歳未満の子どもとその保護者が集い、子育てに関する情報提供や親子で楽しめるイベントなどを実施した。4つの拠点合計で16,121名の親子が利用した。  活動の中で利用者同士のつながりも生まれ、近い年齢の子どもをもつ者同士で悩みを共有したり、情報交換をしたりし、子どもだけでなく親にとっても良い効果をもたらした。  新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の緊急事態宣言下では閉所を余儀なくされたが、宣言解除後は感染症対策を徹底しながら親子の居場所としての機能を果たしている。家庭での子育ては閉塞的になりがちであり、親子で集える場所は子どもにとっても親にとってもリフレッシュや刺激になり、大きな役割を果たしている。</p>
<p><b>【幼保運営課】</b>  保育施設が行う地域子育て支援拠点事業を前制度のセンター型から引き続き、公立園3園、私立園3園で行っている。</p>
<p><b>【子育て支援課】</b>  拠点を運営する団体がそれぞれの強みを活かした活動を行っているが、団体の規模や運営のノウハウに差があり、利用者数にも差が出ている状態である。新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの運営が求められている中で、オンラインを活用した子育て講座やイベントを行う拠点もある。  利用者のニーズに応えながらの運営が第一ではあるが、拠点ごとに取り組み内容に大きな差が出ないように、運営のサポートを行っていく必要があると思われる。年1回ではあるが、拠点同士が関わりを持てる意見交換会を実施しているため、そのような機会の提供も継続していきたい。</p>
<p><b>【幼保運営課】</b>保育士不足により、事業の継続が難しくはあるが、教育・保育施設に所属していない子どもを養育している親子が孤立しないよう、運営体制を工夫し、引き続き居場所づくりに努める。</p>

<p>▶ ファミリー・サポート・センター事業や、病児・病後児保育など、子どもを安心して育てられる支援制度の充実を図ります。<b>【重点プロジェクト3】【子育て支援課】</b></p>
<p><b>④放課後児童対策の充実</b></p>
<p>▶ 就労などの理由により昼間保護者が不在の児童のために、放課後の居場所を充実します。<b>【教育総務課】</b></p>
<p>共働き世帯の増加や児童福祉法改正による受入れ対象児童の拡大により、学童保育の在籍児童数は増加傾向にある。 保護者が安心して就労し、児童が放課後を快適に過ごせるよう施設改善やサービス向上を図った。 令和元年度：短縮授業等で給食のない日の受入れを開始(弁当持参が条件) 在籍児童の多い教室支援員の加配を実施 令和2年度：郡家第3教室を新規開室し、教室に占める一人当たりの面積を改善 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校中も、学校と連携し、長期休業期間と同様の受入れを実施</p>
<p>人口減少基調のなか、働き方改革などにより現時点では増加傾向にある学童保育の在籍児童数も、今後、総体としては減少していくと見込まれる。 校区ごとの量の見込みの動向を適切に把握し、小学校の空き教室の状況も見据えながら施設管理を進めていくとともに、待機児童が発生しないよう、引き続き保護者が安心して働き、子どもを産み育てられる環境づくりに努めていく。</p>
<p>▶ 青い鳥教室では、支援員の研修の充実等による資質の向上と、安全安心な教室環境の整備に努めます。<b>【重点プロジェクト4】【教育総務課】</b></p>
<p>▶ 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、地域の方々の協力を得て、放課後子供教室の拡充に努めます。<b>【教育総務課】</b></p>
<p>地域の方々の理解・参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動などの様々な体験や地域住民との交流の機会を提供できるよう放課後子供教室の実施校区の拡大を図った。 平成30年度：岡田小学校区で新規開室 令和元年度：城南小学校区、富熊小学校区、栗熊小学校区で新規開室 令和2年度：城西小学校区で新規開室(令和2年度は12小学校区12教室を開設)</p>
<p>引き続き子どもたちが放課後や長期休業期間中を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動の機会を確保できるよう、地域に働きかけを行い、地域の理解・参画を得て子供教室の拡充に努めていく。 また、青い鳥教室と放課後子供教室の連携も推進していく必要がある。</p>
<p><b>⑤経済的負担の軽減</b></p>
<p>▶ 子どもの医療費助成や学校納付金の軽減など、子育て家庭への経済的な支援を図ります。<b>【子育て支援課、教育総務課】</b></p>
<p><b>【子育て支援課】</b> 中学校卒業までの子どもの医療費助成とひとり親家庭の高校卒業までの子どもとその親の医療費助成を継続した。自己負担なしで医療機関を受診できることは、経済的な援助になると同時に、健康な生活を送るうえでも重要な役割を果たした。 新型コロナウイルス感染症が流行する中で医療機関の受診を控える傾向が見られたため、助成額は前年度より減少したが、医療を必要としている者には医療を提供できたと考えられる。 また、第2子3歳未満児や第3子6歳未満児は病児保育施設を無料で利用でき、共働きで病気の子どもを見られない家庭の経済的負担の軽減を行った。ひとり親家庭については病児保育や一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどの利用料を半額助成することで育児と就労の両立を図れるような支援を行った。</p>
<p><b>【教育総務課】</b> 経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して就学奨励費を支給し、義務教育の円滑な実施に努めている。 平成30年度：就学奨励費の支給項目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加 令和元年度：就学奨励費の支給項目に卒業アルバム代を追加 令和2年度：新型コロナウイルス感染症対策により実施形態を変更した校外活動に対する支給要件を緩和し、負担増を回避</p>
<p><b>【子育て支援課】</b> 医療費助成事業については受診件数がコロナウイルス感染拡大前に近い値に戻ってきているため、医療機関の適正な受診を奨励しながら引き続き助成を行っていく。 病児保育や一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業については助成を継続していくとともに、必要な時に必要な人が利用できる受け皿の整備を進めていく。</p>
<p><b>【教育総務課】</b> 引き続き支援を要する家庭に対して必要な援助が届くよう、制度周知・説明に努めていく。 一方で現在、就学奨励費の支給認定は前年(時期によっては前々年)の所得等をもとに判定しており、児童・生徒の家庭の経済状況と差異が生じていることもあるため、援助に対する適時性・適格性を向上させるため、判定時期を見直し、より制度の趣旨にかなった運用をしていく必要がある。</p>

▶ 国の幼児教育費無償化の動向を注視しながら、本市にとって望ましい幼児教育費のあり方を決めます。【重点プロジェクト5】【幼保運営課】
⑥支援を必要とする子どもや家庭の支援
▶ 子育て家庭の相談全般から専門的な相談対応等を行う「あだあじお」と、「ハッピーサポート丸亀」の連携した取組みによる「まる育サポート」を中心とした支援に努めます。【重点プロジェクト6】【子育て支援課】
▶ NPO法人等との協働のもと、発達障がい児の成長を支え、適切な教育・保育を受けられるよう支援します。【重点プロジェクト7】【幼保運営課】
⑦DV及び児童虐待防止の推進
▶ DVや児童虐待の恐れのある家庭への相談や支援の充実を通して、DV及び児童虐待防止の取組みを強化します。【重点プロジェクト8】【子育て支援課】
⑧子どもの貧困対策の推進
▶ 子どもの貧困対策のために必要な事業について、関係部署が連携しながら推進します。【重点プロジェクト9】【子育て支援課】

【成果指標の見直し】

なし
----

基本方針	I	心豊かな子どもが育つ
基本施策	2	子どもの教育の充実

目指す姿	地域、家庭、学校、行政が連携し、教育内容の充実を図り、主体性と公共性を備えた豊かな人格の子どもの育成を図ります。									
	指標内容		基準値 2016	進捗状況					目標値 2021	
成果指標の推移	①	「学校教育の充実、教育施設の整備に関する取組」に対する市民満足度	68.4% (2015)	—	—	—	62.1%		↗ (2020)	
	②	学校が楽しいと感じる児童生徒の割合	①小学生	92.0%	91.5%	91.8%	91.4%	91.5%		93.5%
			②中学生	91.1%	91.5%	91.1%	90.4%	89.4%		92.5%
	③	授業が分かると感じる児童生徒の割合	①小学校	90.9%	90.8%	90.8%	89.2%	90.5%		92.5%
			②中学校	84.2%	83.6%	84.2%	83.0%	84.4%		90.0%
	④	香川県小児生活習慣病予防健診の結果	①要指導	11.7%	14.4%	4.7%	4.6%	7.5%		10.0%
			②要受診	17.4%	18.6%	21.9%	20.6%	24.4%		16.0%
	⑤	地産交流会の実施回数		10回	10回	11回	11回	4回		14回
	⑥	DVD等を活用した食育指導・啓発箇所数		—	—	10小学校 2中学校	17小学校	16小学校		17小学校

### 【2次評価】

C	<p>GIGAスクール構想に基づく教育の実践や、教職員の働き方改革の一層の推進が課題である。また、コミュニティスクールと地域学校協働活動の運動により、まち全体で子どもを育成する環境づくりの充実に努めていただきたい。</p> <p>ハード面では、安全・安心な教育環境づくりのために、長寿命化計画を基本としつつ、トイレの改修など対応が急がれる案件についても配慮しながら事業をすすめていかなければならない。</p>
---	--

### 【1次評価】

市民生活部	C	教育部	C
-------	---	-----	---

### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①就学前教育・保育の充実
<p>▶ 生涯にわたる人格形成の基礎となる重要な時期において、幼保一元化を推進し、幼稚園・保育所・こども園など、どの施設に在籍しても等しく質の高い教育・保育が受けられる体制を整えます。【幼保運営課】</p> <p>・職員研修の充実</p> <p>・認定こども園検討委員会を開き、書類の見直し、運営体制の改善を行った。</p> <p>・合同園長所長会を毎月開催し、共通理解を図った。</p> <p>・OB職員を起用しアドバイザーとして各園に派遣し、指導を行った。</p> <p>どの施設に在籍しても等しく質の高い教育・保育が受けられる体制を整えるためには教育と保育の観点が異なっているところを融合させる必要がある。</p> <p>職員の働き方や運営の方法を統一し、職員がどの施設であっても同等の研修等を受講できる体制づくりが必要である。</p>

<p>▶ 幼稚園・保育所・認定こども園職員の相互交流や研修により、職員の資質向上を図ります。【幼保運営課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、園長所長会及び教頭副園長副所長会を開催し、共通理解を図った。</li> <li>・年1回の合同研修会を行った。</li> <li>・相互で行う公開保育などの研究発表に、各園から職員が参加し資質向上を図った。</li> </ul> <p>内容が重複するような研修会等の在り方を検討していく必要がある。 また、県等で受講した各部門の研修等も共有する仕組みが必要である。</p>
<p><b>②学校教育の充実</b></p> <p>▶ 充実感、安定感、有用感を感じることができる教育活動を通して、一人ひとりの子どもの自己実現を図り、知・徳・体にわたる生きる力を育みます。【学校教育課】</p> <p>各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行っている。また、ボランティア活動や勤労体験学習、平和学習等を推進し、社会性や豊かな人間性を育てている。さらには、児童生徒の自尊感情や自己有用感を高め、ふれあいのある学級風土づくりを通して、いじめ・不登校・学級崩壊の予防に努めている。</p> <p>小学校で令和2年度、中学校で令和3年度から全面实施となった、学習指導要領の目標「子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成すること」や「知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること」、「道徳教育の充実や体験活動の重視、豊かな心や健やかな体を育成すること」の実現に向けた学校教育活動の充実に努める。</p>
<p><b>③教育・保育機関、家庭、地域の連携</b></p> <p>▶ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて、相互理解研修や交流活動の充実を図ります。【学校教育課】</p> <p>平成30年度には、保育参観・授業参観へのお互いの参加を呼びかけ、子どもの発達段階における支援について学ぶ機会を設定した。 令和元年度には、幼児教育施設と小学校の相互理解の充実をめざし、丸亀市幼児教育・小学校教育連絡協議会(飯山北小校区)を実施した。 令和2年度には、幼児教育アプローチカリキュラムの見直しを実施した。丸亀市幼児教育・小学校教育連絡協議会(郡家小校区)はコロナ禍のため紙面発表により行った。</p> <p>幼児教育アプローチカリキュラムの資料を完成させ、丸亀市幼児教育・小学校教育連絡協議会(年1回)や中学校区内の校・園長・所長会(随時)における情報共有、幼稚園・こども園と小学校の互いの保育・授業参観を実施して相互理解をめざす。</p>
<p>▶ 確かな学力が身につくよう、生徒や保護者とともに、家庭学習を定着させるための取組を進めます。【学校教育課】</p> <p>平成30年度には、各学校における「家庭学習の手引き」を作成し、各家庭に配布した。 令和元年度には、学校群で中学校の「テスト期間」に小学校の「学習がんばり週間」を設定している学校群の取組を小中・地域連携教育連絡協議会にて紹介し、広めた。 令和2年度には、丸亀市PTA連絡協議会にて、安心・安全なスマホ利用について生徒と保護者が考える機会を設定することができ、家庭学習環境を整えることにつながった。</p> <p>各学校で作成している「家庭学習の手引き」などの活用や「学習がんばり週間」などの取組の継続により、家庭学習の習慣の定着を図る。また、保護者への啓発として、丸亀市PTA連絡協議会と連携し、望ましい家庭生活を親子で考える機会の充実をめざす。</p>
<p>▶ 地域資源を生かした教育や地域の人たちとの関わり合いによる社会体験を教育に組み入れることにより、わが郷土「丸亀」を誇りに思う心を育む教育活動を推進します。【生涯学習課、学校教育課】</p> <p><b>【生涯学習課】</b> 国補助事業(地域学校協働活動推進事業)を利用し学校支援に取り組む組織の立ち上げ等の支援のほか、コミュニティ・スクールの制度導入に合わせて、これまで地区コミュニティと小学校が連携・協働して取り組んでいた地域活動を、地域の子どもたちの学びや成長を支援する「地域学校協働活動」として明確に整理できるよう、地域と学校の橋渡し役を担う「地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)」を全小学校区に配置するための働きかけを地区コミュニティ等に対して行い、令和3年度から当推進員を教育委員会の委嘱により配置した。</p> <p><b>【学校教育課】</b> 平成30年度には研修会や連携協議など、校種を超えた教員間の相互理解の場を設けることで、学習活動の充実につながった。地域コーディネーターは、新規に城北小学校区に配置できた。 令和元年度には、地域コーディネーターを1中学校区4小学校区に配置できた。 令和2年度には新型コロナ対策による地域行事等の中止が多くあったが、連携協議会(年2回)で現状を確認し、感染症防止対策等の工夫をしながらできる範囲での連携を進めた。</p>

**【生涯学習課】**

地域資源を生かした教育や地域の人たちとの関わり合いは、子どもたちの成長になくてはならないが、活動の中心を担う人材の高齢化や固定化等の課題がある。

**【学校教育課】**

生涯学習課と連携して全ての小学校区に地域コーディネーターを配置し、地域人材を活かした教育活動を推進する。コミュニティ・スクールの推進については学校運営協議会(年2回以上)の実施後の報告書をもとに、地域や学校の課題を集約し、情報共有しながら、地域とともにある学校づくりをめざす。

- ▶ 小中・地域連携教育の推進に向けて、学校と地域の橋渡し役を担う地域コーディネーターを育成し、相互の連携や、学校支援ボランティアの活用など、地域全体で子どもを育てる気運の醸成と、地域の力を結集して子どもを育てる環境づくりを進めます。【重点プロジェクト10】【生涯学習課、学校教育課】

**④外国語活動の充実**

- ▶ 外国語指導助手を配置し、国際社会への対応能力の向上を図ります。【学校教育課】

- ・平成30年度：島しょ部を除く市内5中学校にALTを配置(JETプログラムALT4名、インタラック1名)各ALTを小学校5・6年生に年間1クラスあたり15時間派遣
- ・令和元年度：島しょ部を除く市内5中学校にALTを配置(JETプログラムALT4名、インタラック1名)各ALTを小学校4・5年生に年間1クラスあたり30時間派遣
- ・令和2年度：令和元年度と同様の対応。

外国語指導助手を学校に派遣することで、ネイティブならではの授業のサポートや、学校活動での参加を通じた子どもたちの国際感覚の育成が期待できる。外国語指導助手の各小学校への派遣時間を増やし、より一層、国際理解への対応能力の向上を図りたい。そのために、外国語指導助手増員に向けた検討も行っていきたい。

また、年2回、外国語指導助手対象の研修を市教委主催で行っているが、地域の国際化の推進、外国語教育の充実に対する理解を高めるために、さらに質の高い研修を行っていく必要がある。

- ▶ 小学校における外国語科導入を受け、国際理解教育や外国語教育に対応するために、教職員への研修を計画的に実施します。【学校教育課】

平成30年度：新学習指導要領に向けた移行措置開始。小学校3・4年生で年間15時間外国語活動を実施。小学校5・6年生で年間50時間外国語活動を実施

令和元年度：小学校3・4年生で年間35時間外国語活動を実施。小学校5・6年生で年間70時間外国語を実施

令和2年度：新学習指導要領全面実施。外国語の教科化。本市においては、市教委主催の小学校教員対象の外国語研修会を年間2回実施している。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症のため、中止。また、丸小研外国語部会や教育研究所所員研での授業研究も継続して行っている。

令和2年度に新学習指導要領が全面実施となり、これまで以上に国際理解教育や外国語教育に対応するため、教職員への研修の充実が必要である。そのために、引き続き、丸小研や所員研と連携を図るとともに、香川県主催の研修も積極的に活用し、教職員の資質向上に努めていきたい。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、リモート研修等も効果的に活用していきたい。

**⑤健やかな体の育成**

- ▶ 望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、自ら運動に親しみ、いきいきと生活できるよう、健やかな体を育む教育を推進します。【学校教育課】

平成30年度には、各小・中学校の課題解決に向けた「体力向上プラン」を作成した。

令和元年度には、全国体力・運動能力調査の県平均や昨年度の数値と比較しながら「体力向上プラン」を作成した。学校訪問では、生活習慣についての学校と家庭との連携について指導・助言した。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底を、校長会・教頭会で周知する際、各家庭で実施できる運動について、県教委の資料をもとに啓発活動を行った。

各校の実態に応じた「体力向上プラン」の作成・実態と合わせ、体力づくりについての好事例を発信・共有することで、自ら運動に親しむことができる環境の整備に努める。また、保健や家庭科の学習を中心とした健康に関する学習や、「生活習慣チェック」などの取組を通して、望ましい生活習慣について自ら考えることができる児童生徒の育成を目指したい。

- ▶ 県の小児生活習慣病予防健診を活用するなど、子どもの生活習慣病予防を推進します。【学校教育課】

平成30年度には、小児生活習慣病予防健診をめざして、全小学校4年生を対象に実施することができた。

令和元年度には、小児生活習慣病予防健診を全中学校1年生にも実施することができた。

令和2年度には、生活習慣病の予防に向けた啓発資料として、健康課と連携して作成した「丸亀市の健診から分かるこどもとおとなの健康」(A4リーフレット)を全小中学校の児童生徒へ配布した。新型コロナの影響により小・中学校ともに9月から11月末までで健診を計画し、実施した。

検診後の2次健診受診率を高めるために、家庭訪問や懇談会の機会を捉えて、「丸亀市の健診から分かるこどもとおとなの健康」のリーフレットなどを活用し、児童生徒及び保護者への啓発に努める。また、「要指導」の児童生徒については、検診の結果と合わせて、栄養教諭が作成した事後指導資料を配付・説明することで、3か月後に医療機関を受診するように促す。医療機関受診の際には、個別の管理表を作成し、この管理表をもとにかかりつけ医と連携しながら生活習慣の改善を図る。

▶ 学校給食を生きた教材として、地産地消の推進と食文化の継承に取り組むなど、子どもたちの望ましい食習慣の形成と食に関する理解の促進に努めます。【重点プロジェクト11】【教育総務課】

### ⑥学校教育環境の整備

▶ 児童生徒が安全で快適に学習に取り組むことができるよう、長寿命化計画を策定し、同計画に基づき、施設の大規模改造や改修を進めます。

平成31年2月：丸亀市学校施設長寿命化計画検討委員会設置（会議開催6回）  
令和元年11～12月：パブリックコメント実施  
令和2年1月：丸亀市学校施設長寿命化計画策定  
令和2年度：計画にもとづき富熊小学校長寿命化改修に関する設計業務を実施  
城東小学校は、建物の耐力度調査結果や過去の浸水状況等を踏まえ改修の方向性を改築に変更

学校の校舎は1970年代に建設されたものが多く、全体的に老朽化の進行が著しい。一方で、市政に対する財政需要は多岐にわたっており、限られた財源のもと、安全で安心な学校施設を構築していくため、トータルコストの縮減と平準化を図りながら、計画的に整備を進めていく必要がある。

### ⑦子どもの安全と安心の確保

▶ 子どもの安全確保のため、地域、保護者、学校の連携による見守り活動の推進など、安全に対する啓発活動を進めます。【学校教育課】

各小中学校区の町内会・自治会、PTA等と連携し、自主防犯パトロール隊を組織し、児童生徒の見守り活動を積極的に行っている。  
また、丸亀市交通安全プログラムに基づく交通安全総点検を、市関係課及び丸亀警察署と連携しながら実施し、児童生徒の事故の未然防止に努めている。

令和3年度以降も、丸亀市交通安全プログラムに基づく交通安全総点検を計画的に行う。また、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、校区内での危険箇所の共有を行うなどの連携を深め、登下校時の立哨など、見守り活動をより強化する。

▶ いじめや不登校などの心の問題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談支援体制の充実に努めます。【学校教育課】

学校教育サポート室内の役割分担を明確にし、学校からの各種相談に的確に対応できるようにしている。さらに、専門家を配置し、困難な問題に対して専門的な視点から助言をいただけるような体制を整えている。  
令和2年度は、新型コロナウイルスの影響と考えられる不登校児童生徒が増加傾向を示す時期があったが、最終的には昨年度と比較し減少している。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用が大きな要因と考えられる。  
スマホ等によるネットトラブルの防止にむけて、県教委発行のリーフレットの活用して周知したり、市P連と共催する合同研修会をリモート開催したりするなどした。

いじめや不登校に至るまでの実態把握が重要になるが、SNS内でのトラブル等が多いため、実態把握が遅れ事後指導に陥るケースが少なくない。未然防止に努めるために授業参観等の行事の際にSNS等の利用に関する啓発活動を積極的に行う。  
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用が効果となって表れていることから増員も検討している。

▶ 補導活動にあたっては、警察など関係機関との連携を図り、より効果的な方法を検討します。【学校教育課】

学校や地域、警察、関係団体と連携しながら、定期補導のほか、随時補導、特別補導、早朝補導を行い、子どもの安全確保と健全育成に努めてきた。補導活動では教育的な視点を持ち、子どもたちへの声かけに努めるとともに、自転車の安全走行の指導など、必要に応じて積極的に指導を行った。非行及び不良行為とともに、減少傾向にある。

- ・平成30年度・補導回数537回、補導従事者数のべ1392名、声かけ児童・生徒数のべ2210名
- ・令和元年度・補導回数525回、補導従事者数のべ1315名、声かけ児童・生徒数のべ3156名
- ・令和2年度・補導回数564回、補導従事者数のべ981名、声かけ児童・生徒数のべ2620名

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、補導員による補導活動を休止し少年育成センター職員だけで補導活動に従事した時期があった。感染収束が見通せない中、補導車両内での感染防止策を講じながら補導活動を継続する。また、不審者情報に伴う巡回では必要に応じて巡回時の情報を警察に提供するなど、警察と連携しながら子どもの安全確保に努める。

▶ 関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図り、適切な教育相談、教育支援に努めます。【学校教育課】

平成30年度:特別支援教育支援員配置42人、令和元年度:特別支援教育支援員配置44人、令和2年度:特別支援教育支援員配置44人  
特別支援教育支援員対象の研修会を、市教委主催で毎年4月に行っている。また8月には、特別支援教育コーディネーター等、関係教職員対象に、適切な教育相談を行うための研修を外部講師を招聘して行っている。これらの研修により、特別支援教育に関する理解の促進や実践力の向上を図っている。また、市内小中学校において、巡回カウンセリングで、専門的な立場からのアドバイスを受ける機会を年間各校5回、設けている。個別の指導及び支援について、校内で共通理解が図られ、組織的な支援体制が構築できている。

教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に向けて、関係各課、特別支援学校等と連携・協力していく。また、研修内容を工夫し、教職員の専門性の向上を図りたい。さらには、異校種間の接続期における支援内容の確実な引継ぎが行えるよう授業参観や、情報交換会等の機会を設けたり、個別の教育支援計画等の作成を積極的に呼び掛けたりしていく。

⑧教職員の負担軽減

▶ 子どもたちと向き合う時間を確保するために、統合型校務支援システムや教育クラウドなどを活用した教育の情報化や、業務内容の見直しなどを進め、教職員の勤務環境の整備に努めます。【重点プロジェクト12-1】【学校教育課】

▶ 学校給食の会計業務に係る負担の軽減や、透明性の確保を図るため、給食費の公会計化を進めます。【重点プロジェクト12-2】【教育総務課】

【成果指標の見直し】

なし

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	3	環境に配慮した社会づくり

目指す姿	環境の教育や美化活動を通じて、市民一人ひとりの環境保護意識の高揚を図り、地球環境にやさしいまちを目指します。									
	指標内容		基準値 2016	進捗状況 2017 2018 2019 2020 2021					目標値 2021	
成果指標の推移	①	「海、河川、山林などの自然環境の保全」に対する市民満足度	59.3% (2015)	—	—	—	59.1%		↗ (2020)	
	②	「省エネルギーや新エネルギー使用の推進」に対する市民満足度	49.0%	—	—	—	53.7%		↗ (2020)	
	③	生物多様性に関する市民認知度	20% (2014)	—	27%	27%	32%		25%	
	④	環境に関する教育・啓発イベントの年間件数	8件 (2015)	7件	10件	9件	6件		10件	
	⑤	河川のBOD環境基準適合率	71.4% (2015)	71.4%	85.7%	85.7%	85.7%		現状維持	
	⑥	環境騒音の環境基準適合率	①一般地域	100% (2015)	100%	100%	100%	100%		現状維持
			②道路に面する地域	70% (2015)	60%	70%	70%	70%		改善向上
	⑦	住宅用太陽光発電システム設置補助件数(累計)		1,815件	1,990件	2,156件	2,302件	2,408件		2,900件
	⑧	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )		24,516	21,188	18,611	16,829	15,154		20,630 (2022)
	⑨	防犯灯LED化率(2016現在 3,641基/5,696基)		63.9%	68.2%	71.8%	75.9%	79.5%		93.1%
⑩	環境にやさしい事業所登録件数(累計)	①エコ・リーダーまるがめ	47件 (2015)	48件	48件	50件	51件		53件	
		②エコ・ハートまるがめ	118件 (2015)	119件	117件	115件	114件		124件	

### 【2次評価】

C	SDGs、カーボンニュートラルなど国をあげての環境施策がすすめられる中、市全体の温室効果ガス削減に向けて、本市としての新たな施策の展開、具体的取組が求められている。
---	--

### 【1次評価】

市民生活部	C	産業文化部	C
-------	---	-------	---

### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①自然共生社会の構築
▶ 自然が環境に果たす役割や、自然を保護する取組についての理解を深めるため、水辺や里山など身近な自然に親しむイベント等を充実します。【農林水産課】
環境探検隊の実施【5月自然観察会、7月水辺の教室、8月星空観察会、11月、2月バードウォッチング】
自然観察イベントへの参加を通じて環境保全の重要性について関心をもってもらえるような機会を定期的に設けている。 子供の頃から環境問題や環境保全について、興味や理解を深めていただくことが大切であることから、引き続き環境イベント等を行い、市民の環境意識の高揚を図る。

<p>▶ 森林資源については、造林、除草など適切な維持管理により、山地災害の防止を図るとともに、多様な生き物の生息空間の確保に努めます。【農林水産課】</p>
<p>青ノ山の遊歩道や林道畦田金剛院線、高見峰線などでは、除草、清掃、危険木の撤去を行うなど適切な維持管理が実施できている。</p>
<p>豊かな自然を後世に引き継ぐため、今後も造林等を継続して行い、山崩れなど自然災害の防止を図るとともに、市民に森林レクリエーションの場所と多様な生き物の生息空間が確保できるよう、森林資源の保全に努めていく。</p>
<p><b>②安全な生活環境の確保</b></p>
<p>▶ 土器川などの主要河川や、ため池、海域の水質調査を継続して実施し、水質の現状把握に努めるとともに、関係機関と協力して水質改善に向けた取組を推進することで、安全できれいな水環境の確保に努めます。【生活環境課】</p>
<p>水質環境調査【河川、ため池、海域、水質排出源等】</p>
<p>定期的に海域、河川、ため池等の水質調査を実施し、現状把握に努めるとともに「まるがめの環境」で公表している。</p> <p>引き続き、水質調査等、市民の日常生活に密接に関わる水環境の環境監視を行い市民生活の安心・安全を図る。</p>
<p>▶ 大気環境や騒音に関する調査についても継続的に実施し、測定値の監視を行います。また、工場・事業所等による環境汚染を防止する指導を徹底するとともに、日常生活における近隣への迷惑防止の啓発など、安全で穏やかな暮らしの確保に努めます。【生活環境課】</p>
<p>大気環境調査【二酸化窒素、降下ばいじん、ダイオキシン、大気排出源等】 環境騒音調査【一般地域、道路に面する地域、高松自動車道沿線地域】 自動車騒音常時監視【国道、県道】</p>
<p>定期的に大気や道路騒音の環境測定を行い、現状把握に努めるとともに「まるがめの環境」で公表している。</p> <p>引き続き、大気や道路騒音の環境測定を行い、市民の日常生活の安心・安全を図る。</p>
<p><b>③地球温暖化対策の推進</b></p>
<p>▶ 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進や、省エネルギー化の推進により、エネルギーの有効活用を図ります。【生活環境課】</p>
<p>住宅用太陽光発電システム設置費補助 住宅用太陽熱利用システム設置費補助 住宅用蓄電システム設置費補助</p>
<p>ゼロカーボンの実現に向け、気候変動の大きな要因となっている温室効果ガスの削減に努めるなど、再生可能エネルギーの普及・啓発を図る。</p>
<p>▶ 環境保全率先実行計画のもと、照明・空調等の運用の適正化や、設備更新時の省エネルギー対策など、市役所自らが率先して環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに取り組みます。【生活環境課】</p>
<p>研修による職員の意識啓発 クールビズ、ウォームビズの実施</p>
<p>丸亀市環境率先実行計画に基づき、市が率先して温室効果ガスの削減に取り組む。</p> <p>研修を通じて、省エネルギー、省資源に対する職員の意識啓発を図るとともに、施設・設備の改修・更新にあたっては、省エネ機器の導入や再生可能エネルギー利用を推進する。</p>
<p><b>④環境にやさしい人づくりと協働の仕組みづくり</b></p>
<p>▶ 地域住民、コミュニティ、事業者、NPO法人など多様な主体による環境保全活動の支援・促進に努めます。【生活環境課】</p>
<p>環境美化推進員制度 クリーンリバーKaNaKuRa、大東川流域水環境保全推進協議会における清掃活動 ボランティア袋の提供 「環境にやさしい事業所」登録制度</p>

コミュニティが行う清掃活動へのボランティア袋の提供や地域と行政が組織する協議会が主体となって行う一斉清掃活動等を支援する。

また、事業者が環境に配慮した事業活動に取り組む「環境にやさしい事業所」登録制度を引き続き行う。

- ▶ 市民一人ひとりの環境保全に対する意識が高まるよう、環境保全に関わる広報活動を行うとともに、環境学習を積極的に推進します。【生活環境課】

環境探検隊の実施【5月自然観察会、7月水辺の教室、8月星空観察会、11月、2月バードウォッチング】

環境副読本の作成・配布

環境イベントへの参加や環境副読本を活用した小学校の総合学習を通じて、より多くの人々が環境問題や環境保全について関心をもっていただけるよう啓発を行う。

#### 【成果指標の見直し】

ゼロカーボン宣言にともない市域全体の温室効果ガス排出量を管理する指標が必要である。

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	4	廃棄物の適正処理と再資源化

目指す姿	ごみの分別排出を徹底することや市民及び事業者への積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど循環型社会の形成を目指します。							
	指標内容		基準値 2016	進捗状況				
成果指標の推移	①	「ゴミやし尿の収集処理に関する取組」に対する市民満足度	78.5% (2015)	—	—	—	80.7%	↑ (2020)
	②	「ゴミの減量化やリサイクルに関する取組」に対する市民満足度	74.9%	—	—	—	73.8%	↑ (2020)
	③	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	902g	905g	883g	895g	850g	800g (2020)
	④	資源ごみ収集率 (収集資源ごみ÷収集ごみ)	17.5%	16.7%	16.1%	15.6%	15.0%	22.0% (2020)
	⑤	リサイクル率 (資源化総量÷総排出量)	13.5%	12.6%	12.4%	12.0%	15.0%	18.2% (2020)

#### 【2次評価】

D	<p>ごみの減量化については、市民だけでなく民間事業者との協働も含めて、ごみの発生抑制に向けたさらなる意識啓発とともに、分別収集の徹底等による資源化の促進など地道な取組が重要である。</p> <p>プラスチックごみ、食品ロスなどの新たな課題に対して、環境部門など関係部局とも連携し、具体的な取組を展開していかなければならない。</p>
---	---

#### 【1次評価】

市民生活部	D
-------	---

#### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①ごみ減量化やリサイクルの推進	
▶ 広報紙やホームページなどによる周知の他、出前講座等にも積極的に対応し、ごみ問題に対する意識の高揚、リサイクル活動推進に努めます。【クリーン課】	
<p>広報紙やホームページ、ごみ収集カレンダーなどでごみに関する周知・啓発に努めるとともに、出前講座を実施するなど、ごみ問題に対応してきた。</p> <p>出前講座実施回数 H30 2回・R1 1回・R2 3回</p> <p>広報紙やホームページ等だけでなく、コロナ感染症の状況を見ながら、出前講座の実施による啓発に努める。</p>	
▶ 廃棄物処理の優先順位を踏まえ、ごみを出さない(リデュース)、ごみになるものは買わない(リフューズ)、再使用する(リユース)、再生利用する(リサイクル)、4Rの取組みを推進します。【クリーン課】	
4Rにかかる各種事業に取り組み、ごみの分別や資源化、減量化を推進してきた。	
広報紙やホームページなどで引き続き4Rについて啓発し、市民の理解を深め、ごみの資源化や減量化に繋げていく。	
▶ スマートフォン対応のごみ分別アプリの充実により、利便性の向上を図ります。【クリーン課】	
スマートフォン用のごみ分別アプリの配信を開始し、平成30年4月からは外国語(英語・中国語・スペイン語)での配信を開始した。	
引き続きごみ分別アプリの内容を充実させていくとともに、アプリの利用について周知に努める。	

<p>▶ 資源ごみの民間回収の実態調査や影響の分析とともに、事業系ごみの排出抑制に向けた協力依頼など、民間と協調した取組を進めます。【クリーン課】</p>
<p>事業者による食品ごみの再資源化のため、市が保管・積換えを認め、事業者から排出されるごみの発生抑制や減量化に繋げてきた。</p>
<p>新たに希望する事業者による自主的な取組を応援し、事業系一般廃棄物の減量化を推進する。</p>
<p><b>②効率的かつ適正なごみ収集・運搬体制の確立</b></p>
<p>▶ ごみの排出動向や関連法に対応した分別収集体制を確立し、広報活動などを通じて分別排出の徹底に努めます。【クリーン課】</p>
<p>小型家電の回収について、各コミュニティセンターに回収ボックスを設置し、回収に努めてきた。 廃食油の回収について、クリーンセンター以外に市内2カ所のコミュニティセンターで回収を開始した。</p>
<p>広報紙やホームページなどで分別排出の啓発に努めるとともに、廃食油の回収ボックスを拡充し、市民の利便性の向上に繋げたい。</p>
<p>▶ ごみ収集・処理方法を見直し、より効率的にごみ減量化やリサイクルを推進できる体制を確立します。【クリーン課】</p>
<p>綾歌・飯山地区の缶・ビン類や紙・布の収集回数を旧丸亀地区と同様、月2回から1回への見直しを検討してきた。 ペットボトルの収集量が増加していることから、旧丸亀地区の収集回数を月1回から2回に見直した。</p>
<p>収集回数を見直しについて、地元の理解を求めるとともに、収集地区割の見直しやごみステーションの調整をしていく。</p>
<p><b>③不法投棄の防止</b></p>
<p>▶ ごみの適正処理について市民や事業者等に啓発を行うとともに、警察等の関係機関や市民と連携して、不法投棄の監視体制を強化します。【クリーン課】</p>
<p>不法投棄マップを作成し、ごみ減量推進員に配布し周知に努めるとともに、不法投棄防止看板を設置した。</p>
<p>引き続きごみ減量推進員や関係機関などと連携し対応していくとともに、悪質なケースは警察と連携し対処する。</p>
<p><b>④し尿処理体制の充実</b></p>
<p>▶ 公共下水道等への移行など、処理量の減少が見込まれる中で、収集量の変動に応じて収集・運搬方式を見直し、し尿処理体制の充実を図ります。【クリーン課】</p>
<p>市内全域(島しょ部を除く)のし尿の収集・運搬業務を民間委託した。</p>
<p>公共下水道への移行が進む中、収集量に合わせた収集・運搬体制の見直しを検討する。</p>

**【成果指標の見直し】**

「資源ごみ収集率」「リサイクル率」については、民間の大型店舗等での資源ごみの収集が進んでいる現状やペットボトルなど製品自体の軽量化、びん類や新聞・雑誌などの減少といった状況に適合していないと思われるため、率の算出方法等において見直しが必要である。

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	5	緑のまちづくりの推進

目指す姿	市の特徴を活かして、豊かな緑を保全し、気軽に集まれる公園・緑地づくりや緑化活動を市民とともに推進することで憩いや安らぎに満ちた緑のまちづくりを目指します。							
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
	① 「公園、緑地の充実・維持管理に関する取組」に対する市民満足度	60.8% (2015)	—	—	—	60.5%		↗ (2020)
	② 緑化推進事業の参加人数（年間）	1,500人	1,570人	1,662人	1,381人	720人		2,000人
	③ 公園ボランティア団体数	16団体	16団体	16団体	16団体	16団体		21団体
④ 市民1人あたりの公園面積	36.1㎡	36.1㎡	36.4㎡	36.9㎡	36.9㎡		38.0㎡	

【2次評価】

D	市民満足度の向上につながる身近な公園の充実と合わせて、緑化推進や維持管理については、公園ボランティアなど課題となっている人材の確保や対応策を考え、持続可能な公園管理の仕組みを整理していただきたい。
---	--

【1次評価】

都市整備部	D
-------	---

【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①「緑」の保全・育成
▶ 公共性の高い場所の緑化を推進するとともに、市民やNPO法人、事業者などが積極的に緑化推進を行えるよう支援します。【都市計画課】
民間による緑化推進活動が定着してきた一方で、団体の固定化、担い手の高齢化が進んでおり、参加人数は頭打ちになっている。
緑化推進活動の裾野を広げる取組を検討する必要がある。
②市民が集える公園・緑地づくり
▶ 「緑の基本計画」に基づき、防災・防犯機能やユニバーサルデザインを考慮するなど安全安心を確保した公園緑地の整備を進めるとともに、計画的な維持管理によって公園施設の長寿命化を図ります。【都市計画課】
老朽化した施設の更新やユニバーサルデザイン化など既存の公園の維持管理を計画的に行うとともに、コミュニティ単位で人口当たりの公園面積が不足している地域について、条件が整うごとに公園整備を進めた。
標準的な施設更新については、今後も着実に進めて行く必要があるが、公園整備については、中長期的な展望に立って考えていく必要がある。
▶ 地域住民と協力して公園・緑地・街路樹などの適切な維持管理を行います。【都市計画課】
年々、市民からの要望、苦情等が増える中、公園ボランティア団体による活動にも支えられながら、適切な維持管理に努めてきた。
高齢化等の理由から存続が危ぶまれる公園ボランティア団体もあり、このままでは維持管理費の増大が懸念される。

▶ 子どもたちがいつでものびのびと遊べるような、地域における身近な公園の適切な維持管理や整備充実に努めます。【重点プロジェクト13】【都市計画課】
③緑に関わる人づくり
▶ 緑化活動を行っている市民や団体などが、お互いに情報交換を行い、有機的につながる事ができるネットワークづくりを推進します。【都市計画課】
フラワーフェスタの開催など場の提供を行ってきたが、市民や団体の個別の活動に止まりがちで、ネットワークづくりまでは進まなかった。
市として、多様な市民、団体がつながるためのきっかけづくりをより一層、考えていく必要がある。
▶ 緑に関する教育を充実させることで、市民の緑に対する関心や意識を醸成するとともに、高い知識や技術を持つ人材の育成に努めます。【都市計画課】
定期的にイベントを開催し、緑のまちづくりを周知啓発してきたが、教育の充実や人材育成までには至らなかった。
教育の充実や人材育成につなげるためには、教育委員会等とこれまで以上に密な連携が必要である。

**【成果指標の見直し】**

緑のまちづくりを推進していく上で重点的に取り組む事項を見直す必要があると考えており、それに合わせて成果指標についても見直したい。

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	6	土地利用と住環境の充実

目指す姿	地域特性に応じた土地利用を推進し、良好な住環境や美しい景観等が整備されているまちを目指します。							
	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
成果指標の推移	① 「無秩序な都市の拡大防止と良好な市街地の整備」に対する市民満足度	45.6% (2015)	—	—	—	51.5%	—	↗ (2020)
	② 「景観に配慮したまちづくりに関する取組」に対する市民満足度	63.3% (2015)	—	—	—	59.6%	—	↗ (2020)
	③ 立地適正化計画の居住誘導区域内の人口密度	44人 /ha	44人 /ha	44人 /ha	44人 /ha	44人 /ha	44人 /ha	43人 /ha
	④ リノベーションまちづくり担い手組織によるプロジェクトの実施件数	0件	0件	1件	2件	2件	—	3件
	⑤ 老朽危険空き家の除却件数（累計）	26件	69件	116件	158件	200件	—	177件
	⑥ 地籍調査の進捗率	50.7%	51.7%	53.5%	54.9%	56.8%	—	58.0%

【2次評価】

C	新庁舎、市民交流活動センターが完成し、街なかが変化の局面を迎える中、引き続きの大手町地区4街区の整備とともに、中心市街地の活性化につながる施策の展開が求められる。空家の除却、地籍調査は、今後も着実にすすめていただきたい。
---	--

【1次評価】

都市整備部	C	産業文化部	C
-------	---	-------	---

【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①適正な土地利用の推進
▶「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」に基づき、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めます。【都市計画課】
コンパクトシティ形成を推進するため、平成30年に改訂版丸亀市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)を策定した。
より一層、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを推進するために、適宜、立地適正化計画を見直していく必要がある。
▶土地利用関連計画や関連法、条例などに則った土地利用を促進することにより、無秩序な開発行為や土地利用の未然防止に努めます。【都市計画課】
法や条例に則った適正な土地利用の促進に努めた。
県において、中讃地域の土地利用規制の見直しが検討されており、周辺市町とも連携しながら、対応していく必要がある。
②街なかの再生
▶民間主導型の公民連携であるリノベーションまちづくりを推進することにより、遊休不動産を活用した都市課題の解決を実現するとともに、まちづくりに対する意識の転換を促し、まちを素敵に変えていきます。【重点プロジェクト14】【都市計画課】
▶御供所地区における重点密集市街地について、国が住生活基本計画で定めた目標である2020年度までの解消に向けた取組みを進めます。【重点プロジェクト15】【都市計画課】
▶大手町地区4街区については、将来にわたる本市の拠点地域として、まちの発展、新たな魅力向上につなげるため、国の都市再生整備計画事業を活用するなど、エリアの再編を図ります。【重点プロジェクト16】【都市計画課】

<p><b>③美しい都市景観づくり</b></p> <p>▶ 丸亀市の特色を生かした個性的で美しい景観づくりに向け、市民や事業者の理解・協力を得ながら、「景観計画」に基づく都市景観の形成に努めます。【都市計画課】</p> <p>景観計画、景観条例に基づき、必要に応じ景観審査会の意見を得ながら開発行為等の届出者に対し意見・指導を行い、より魅力的な景観形成に努めた。</p> <p>よりよい都市景観の形成を進めるため、令和3年度において丸亀市景観計画の見直しを実施するとともに、市民や事業者の協力を得るため啓発活動に努める必要がある。</p>
<p><b>④良質な住宅政策の推進</b></p> <p>▶ 市民が安心して暮らせる快適な居住環境の形成に向け、民間による良質な住宅開発や民有地などの適正管理を促します。【都市計画課】</p> <p>開発許可や立地適正化計画など既存の都市計画制度の適切な運用等により、民間における良質な住宅供給を促しているが、住宅政策と呼べるものはないのが現状である。</p> <p>住宅政策の位置づけを考える必要がある。</p> <p>▶ 市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な予防保全と良好なストックの維持形成を図ります。【住宅課】</p> <p>外浜団地1・2棟耐震診断完了(H30 2棟耐震性有) 市営住宅長寿命化計画中間見直し(R1 完了) 川西団地建替事業(R1 基本計画及び基本設計完了、R2 第1期工事実施設計完了) 二軒茶屋団地建替事業(R2 基本計画及び基本設計完了) 十番丁団地個別住戸改善工事(R1実績 3戸、R2実績 3戸) 上分団地用途廃止完了(R2)</p> <p>市営住宅の計画的な予防保全と良好なストックの維持形成を図るため、丸亀市市営住宅長寿命化計画を策定しているが、概ね計画どおり進捗している。今後、老朽化した市営住宅の建替事業にも着手していくが、近時の厳しい財政状況の中、多大な事業費の確保が課題である。</p>
<p><b>⑤空家対策の強化</b></p> <p>▶ 空家は今後も増加することが予想され、防災、防犯、環境、景観に悪影響を及ぼすことから、相談会の充実など、空家等対策計画に基づく施策を展開し、空家問題の解決を図ります。【都市計画課】</p> <p>空家等対策計画に基づいて、老朽危険空き家の除却を実施し、生活環境の改善を図っている。また、空家相談会を実施し、活用可能なものについては、有効活用している。</p> <p>今後も、危険空き家への除却支援を継続するとともに、包括連携協力に関する協定を結んでいる「公益社団法人香川県宅地建物取引業協会」と連携した相談会を実施し、売買や賃借等に関する相談を通じて、不動産の流通市場を活用した利活用支援に繋げていく。また、新たに空家の発生予防についての取組も実施し、総合的に空家対策を進める。</p> <p>▶ 老朽危険空き家の除却を進め、安心して快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。【重点プロジェクト17】【都市計画課】</p>
<p><b>⑥地籍調査の推進</b></p> <p>▶ 地籍調査事業は、境界をめぐるトラブルの未然防止や災害発生時の復旧活動の迅速化、公共物管理の適正化、土地の有効活用などにおいて、その効果が期待されることから、市内全域の土地を対象として計画的に調査を進めます。【農林水産課】</p> <p>地籍調査に係る国からの交付金は、自然災害の復興対策費へ優先的に充当されるなど、年度ごとの交付額や交付時期が不確定なものとなっており、事業の進捗は若干遅れ気味である。</p> <p>計画どおり事業進捗が図られるよう必要な予算確保等に向け、国・県へ要望していく。 また、中心市街地、特に丸亀駅周辺の地図混乱地域については、法務局が主体となった動産登記法第14条第1項による地図作成事業が実施できるよう法務局への上申も併せて行っていく。</p>

**【成果指標の見直し】**

なし
----

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	7	公共交通の充実と離島振興

目指す姿	市内の公共施設、商業用施設等への移動手手段の確保と利便性向上に向けて、関係機関と連携しながら、公共交通が充実したまちを目指します。 島民の生活環境の向上と、島への交流人口を促進し、離島地域の活性化を図ります。							
	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
成果指標の推移	① 「鉄道、バスなど公共交通の整備」に対する市民満足度	39.5% (2015)	—	—	—	46.8%		↗ (2020)
	② 「離島航路や島内交通の整備などに関する取組」に対する市民満足度	58.0% (2015)	—	—	—	56.3%		↗ (2020)
	③ コミュニティバスの乗車人数（年間）	261,694 人	259,228 人	256,953 人	257,473 人	193,003 人		263,000 人
	④ 島しょ部への移住者数（累計）	—	3人	6人	13人	17人		10人

### 【2次評価】

C	<p>バスロケーションシステム導入のほか、コミュニティバス運行の細かな見直しを重ねている。高齢者等の移動手手段の確保について、さらなるニーズが予想される中、一層の市民満足度向上につながるよう、地域公共交通計画に基づく具体的取組を推進しなければならない。</p> <p>IT環境整備、日本遺産登録などがすすむ島しょ部では、コロナ後の社会情勢も見据えながら、交流人口や関係人口の増加、移住促進を図っていただきたい。</p>
---	---

### 【1次評価】

市民生活部	C	都市整備部	D
-------	---	-------	---

### 【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①地域公共交通ネットワークの深化
<p>▶ 本格的な人口減少時代において、まちづくりなど関連施策と連携した地域公共交通ネットワークを再構築し、地域社会の活力の維持、向上を図ります。【都市計画課】</p> <p>接続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保に向けて、令和2年度に丸亀市地域公共交通計画を策定し、まちづくりとの連携も視野に入れ、地域公共交通の今後の方針等を示した。</p> <p>次のステップとして、計画に基づく具体的な事業を進めていく必要がある。</p>
②コミュニティバスの運行
<p>▶ 鉄道、路線バス、船などと連携の取れた路線やダイヤの最適化に取り組みます。【都市計画課】</p> <p>利用者の増加や利便性向上に向け、ダイヤ改正や路線の見直し及び、バスロケーションシステム(運行状況、遅延情報をリアルタイムで確認できるシステム)「バスきよん？」の導入を行った。</p> <p>路線やダイヤの見直し、キャッシュレス化など利用者ニーズや時代の変化に対応した取組が必要である。</p> <p>▶ 高齢社会を迎えるなかで、コミュニティバスの効率的な運行と利用環境の一層の向上、利用推進のための情報提供を図り、市民生活に身近で不可欠な交通手段としてコミュニティバスの利用を促進します。 【重点プロジェクト18】 【都市計画課】</p>

### ③離島航路の維持と島の活性化

▶ 離島の振興と島民の日常生活の足を守るため、離島航路存続のための取組を継続します。【生活環境課】

離島航路運営費補助金【本島汽船(株)、備讃フェリー(株)、六口丸海運(有)】

高等学校生徒通学航路費補助金

離島住民通勤等航路費補助金

離島航路は、離島住民の日常生活の交通手段として、また、生活物資の輸送手段として重要な役割を担っていることから生活航路として維持・存続できるよう支援する。

また、離島住民の通勤、通学、通院等に要する費用の負担軽減を図るため、引き続き補助を行う。

▶ 島しょ部における超高速ブロードバンドや公衆無線LANサービス等の整備と合わせて島の魅力を発信することで、島民の生活環境の向上と、島への交流人口や移住の促進を図ります。【重点プロジェクト19】  
【生活環境課】

### 【成果指標の見直し】

地域公共交通計画における成果指標との整合を図る必要がある。日本遺産事業推進の指標として、認定を受けた本島、広島の来島者数に関する指標を検討する必要がある。

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	8	道路環境の整備

目指す姿	安全で快適な道路空間の形成を目標に、道路ネットワークの充実を図るとともに、適正な維持管理を行います。							
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
	① 「市内をつなぐ一般道路の整備」に対する市民満足度	61.2% (2015)	—	—	—	66.9%		↗ (2020)
	② 「幹線道路の整備」に対する市民満足度	72.5% (2015)	—	—	—	73.1%		↗ (2020)
	③ 市道の整備延長（幅員2メートル以上の歩道を設置）	47.5km	47.7km	48.1km	48.1km	48.9km		49.5km 48.8km
④ 市道の舗装補修・改良延長（舗装幅4mで換算）	33km	46km	58km	70km	78km		98km	

【2次評価】

C	財政的な制約の中、主要幹線道路の進捗に課題はあるが、市民満足度など指標の状況は概ね順調である。引き続きの財源確保とともに、舗装補修にかかる維持管理費の平準化にも努めていただきたい。
---	--

【1次評価】

都市整備部	C
-------	---

【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①幹線道路の整備
▶ 「市道原田金倉線」や「市道西土器南北線」などの重要路線を優先的に整備していくほか、国・県道の未改良区間の早期整備、交差点や歩道の整備を要望し、交通の利便性を確保します。【重点プロジェクト20】【建設課】
▶ 定住自立圏域内での連携した道路整備を進めることで、周辺市町との道路交通の利便性の向上を図ります。【建設課】
毎年、定住自立圏内市町が行う幹線道路整備や県営事業などの主な道路整備状況を把握し、情報共有や意見交換を行いながら連携可能な事業の確認を行ったが、現段階では連携可能な事業の抽出には至っていない。
現在、周辺市町では道路整備の主体が橋梁長寿命化修繕事業となっており、幹線道路を独自に整備している市町が少ない為、連携した整備を行うことは、難しいものとするが、今後も引き続き周辺市町との情報共有や意見交換を行いながら連携可能な事業の抽出を行う。あわせて、周辺市町が抱える道路事業の問題などの情報も共有し、道路整備を進める。
②生活道路の整備
▶ 生活の利便性と安全性を確保するため、道路舗装単独修繕計画などに基づいた生活道路の適切な維持管理と計画的な整備に取り組みます。【重点プロジェクト21】【建設課】
▶ 橋梁の安全性を確保するため、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理に取り組みます。【重点プロジェクト22】【建設課】
▶ 国土交通省が実施する一級河川土器川の河川改修に合わせて、市道南三浦上分線などの改良を行い、通行の安全性を向上させます。【重点プロジェクト20】【建設課】
③安全・快適な道路空間の形成
▶ 歩行者や交通弱者などに配慮した道路の整備や、危険箇所の改善、通学路の安全対策を行うことで、道路空間の安全性と快適性の確保に取り組みます。【建設課】

**【歩行者、交通弱者などに配慮した道路】**

JR丸亀駅から南へ延びる県道丸亀停車場線の歩道、約300m区間における無電柱化、バリアフリー化に着手した。  
(県営事業)

市道西土器南北線において、国道11号より以北約500m区間の道路整備により、幅員2.5mの歩道整備を完成させ、供用を開始した。

市道原田金倉線において、県道多度津丸亀線より以南約320m区間の道路整備により、幅員3.5mの歩道整備を完成させ、供用を開始した。

**【危険箇所の改善】**

人身事故の多い交差点のカラー化を行い利用者への注意喚起を行うことで危険箇所の改善を行った。

H29年度 18箇所、H30年度 16箇所、R元年度 1箇所 計35箇所

**【通学路の安全対策】**

通学路になっている市道西土器南北線において、国道11号より以北約500m区間の道路整備により、幅員2.5mの歩道整備を完成させ、供用を開始した。

県道丸亀停車場線における交通弱者などに配慮した歩道整備を進めるとともに、市道西土器南北線や原田金倉線などの幹線道路整備においても利用者に配慮した歩道整備を行う。また、通学路においては、通学路交通安全プログラムなどを通じて、各関係機関と連携を図り、危険箇所の抽出を行い、必要な安全対策を行う。

**▶ 災害など緊急時にも通行できるよう、安全性の高い道づくりを進めます。【建設課】**

災害時における防災拠点に位置付けされている丸亀市民球場へのアクセス道路や緊急輸送路である市道昭和町田村線の補完的役割も担っている市道原田金倉線の道路整備を行い、1期事業区間延長820mの内、県道多度津丸亀線より以南約320m区間の整備を完成させた。また、災害拠点病院や広域救護病院などに指定されている香川労災病院へのアクセス道路としての役割も担っている市道西土器南北線の道路整備を1期事業として国道11号バイパスより以北約500mの整備を完成させた。

市道原田金倉線の整備については、早期概成に向けて1期事業区間の整備を継続して行う。

また、市道西土器南北線の整備については、現在1期事業を終え、2期事業に着手しているが、今後、用地・物件補償費など必要となる事業費の財源確保が課題となる。

**【成果指標の見直し】**

市道原田金倉線の整備完了が予定より早まるため市道の整備延長(幅員2メートル以上の歩道を設置)の成果指標の目標値の見直しが必要である。

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	9	生活排水処理施設の整備

目指す姿	生活排水処理施設の整備や水洗化を促進するとともに、計画的で効率的な管理体制の構築と事業経営を推進します。									
	指標内容		基準値 2016	進捗状況					目標値 2021	
成果指標の推移	①	「生活排水・産業排水などの処理に関する取組」に対する市民満足度	67.2% (2015)	—	—	—	53.7%	—	↗ (2020)	
	②	下水道（公共下水道・農業集落排水）普及率	46.2%	46.1%	46.0%	45.5%	45.7%	—	48.5%	
	③	水洗化率	①公共下水道	93.5%	95.9%	96.3%	96.8%	96.3%	—	97.0% 94.7%
			②農業集落排水	88.1%	88.1%	87.4%	87.8%	86.7%	—	89.0%
④	合併処理浄化槽の設置補助基数（累計）		6,843 基	7,128 基	7,462 基	7,778 基	8,067 基	—	8,400 基	

【2次評価】

D	<p>成果指標の下水道普及率や水洗化率は人口減少の影響によるやむを得ない面もあるが、一方で、市民満足度が大きく下がった理由は、浸水被害対策であると考えられ、重要課題として取り組んでいかなければならない。</p> <p>適正な下水道使用料への改定、農業集落排水の下水道接続など、健全経営に向けた取組を着実にすすめていただきたい。</p>
---	---

【1次評価】

都市整備部	C
-------	---

【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①生活排水処理施設の整備	
▶ 生活排水処理施設の適正な整備に努め、公共用水域の水質保全を図り、快適な住環境を創出します。【下水道課】	
汚水管渠の新設	H29:L=1,628m、H30:L=872m、R1:L=1,401m、R2:L=598m
下水道整備率	H29:68.8%、H30:68.9%、R1:69.1%
下水道事業計画区域内の未整備地域の早期完成に向け、汚水管渠の新設を継続実施し、公共用水域の水質保全を図る必要がある。	
▶ 生活排水による河川等汚濁防止のため、合併処理浄化槽への切り替えなど、単独処理浄化槽の設置者に対する啓発を強化します。【下水道課】	
平成30年度	単独処理浄化槽からの転換を促進するため、県の補助金を活用し、配管費補助(9万円)を導入 H30:44基(H29:転換基数12基)
令和元年度	国及び県の補助金を活用し、配管費補助を増額(9万円→30万円) R1:57基、R2:39基
更なる公共用水域の水質改善に向け、国及び県の補助金を活用し、単独処理浄化槽からの転換促進を図る必要がある。	

## ②水洗化の促進

▶ 供用開始区域内において、促進強化月間を設けるなど水洗化促進に努めるとともに、新しく供用開始された区域内においては、戸別訪問などによる水洗化の指導を行います。【下水道課】

H28～H30年度、R1～R3年度の3年間を計画期間とする水洗化促進活動計画に基づき戸別訪問等を実施  
6月～7月 未水洗化世帯に対して接続依頼の文書送付 H30:588件、R1:550件、R2:567件  
7月～9月 未水洗化世帯に対して訪問活動 H30:143件、R1:163件、R2:90件  
9月の下水道の日にあわせて、新しく供用開始区域となった世帯を訪問 H30:37件、R1:34件、R2:51件

水洗化促進活動の実施により、下水道へ接続してくれた世帯がある一方で「経済的に困難」や「合併処理浄化槽を設置している」などの意見も多くあり、地道な事業の継続実施が必要である。

## ③下水道事業の健全運営

▶ 水洗化率の向上や、施設の管理体制の充実を図るとともに、公営企業会計の移行に合わせて、経費の節減、下水道使用料などの適正化を検討し、下水道事業の健全運営に努めます。【下水道課】

公共下水道の水洗化率 H29:95.9%、H30:96.3%、R1:96.8%

浄化センター等施設の維持管理を包括的民間委託で実施

委託期間 公共下水道施設:H27～H29、H30～R2、R3～R5 農集施設:H28～H30、R1～R3

令和2年度 公営企業会計スタート、下水道料金改定に向けた検討として、今後の財政シミュレーション及びスケジュール案作成完了

引き続き、浄化センター等施設の維持管理を包括的民間により継続、安定的に行いつつ、農集施設の公共下水道への接続により事業経営の合理化を図る。

公営企業会計が導入された下水道事業については、令和2年度に作成した財政シミュレーション等をもとに、下水道使用料の改定に向けた作業を進める必要がある。

## ④浸水防止対策の推進

▶ 浸水防止対策が必要な場所において調査などを行い、雨水幹線水路等を活用した対処方法を検証し、対策を図ります。【下水道課】

平成30年度 平成29年台風18号被害を受け、今津排水区の浸水被害を軽減するため、対策の検討を実施。

令和元年度 臨時排水ポンプ施設(φ200mm×2基)の整備と今津雨水幹線の水路壁嵩上げ工事が完了。  
今津排水区の対策方針決定。

令和2年度 対策方針に基づき、今津雨水幹線に排水施設を整備するため、事業計画の変更他、基本設計を実施。

令和3年度 排水施設の基本設計の完了と、実施設計に着手予定。

土器排水区における浸水被害軽減の対策方針の策定のため、排水路などの現状調査を実施予定。

関係機関との調整を図り、着実に事業を進める必要がある。

## ⑤下水道施設の耐震化・長寿命化の推進

▶ 下水道の全施設を対象にした「ストックマネジメント計画」を策定し、老朽化したポンプ場設備や管きよの更新を計画的に実施することで、下水道施設の延命化を図ります。【下水道課】

平成30年度 スtockマネジメント計画策定に着手。処理場、ポンプ場、管渠施設の基礎調査が完了。

令和元年度 各施設の点検・調査計画の策定完了。各施設の点検調査の実施。

令和2年度 各施設の点検・調査が完了。ストックマネジメント計画の策定完了。

令和3年度 スtockマネジメント計画に基づき施設の修繕・改築工事を実施予定。

計画に基づき着実に事業を実施するとともに、必要な財源の確保に努める必要がある。

▶ 耐震性能を備えた新浄化センターの整備により、地震などの災害に強い、下水処理施設の機能維持を図ります。  
【重点プロジェクト23】【下水道課】

## 【成果指標の見直し】

汚水管渠の新設は着実に実施しているものの、下水道普及率は、供用開始区域内人口の減少により、年々減少傾向にある。このため、指標内容として適当でないことから、下水道整備率を指標といたしたい。

基本方針	II	安心して暮らせる
基本施策	10	災害に強い都市基盤の整備

目指す姿	民間住宅の耐震化や公共施設等の防災機能を強化し、災害に強い都市基盤の整備を推進します。								
	指標内容		基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
成果指標の推移	①	災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化率	92.1%	93.0%	94.4%	94.4%	94.9%	95.0%	
	②	民間住宅耐震対策にかかる支援件数(累計)	①耐震診断	181件	203件	223件	247件	259件	280件
			②耐震改修工事	75件	100件	115件	129件	135件	180件
	③	民間所有ビルや集客施設の耐震化件数(累計)	0件	1件	1件	1件	1件	5件	
④	鋼製防潮扉(陸こう)の整備箇所数	86箇所	90箇所	93箇所	96箇所	99箇所	102箇所		

【2次評価】

D	<p>災害に強い都市基盤づくりのためには、民間施設や住宅の耐震化も重要である。市民や事業者の意識が向上するよう、一層の促進を図っていただきたい。</p> <p>大雨時の内水氾濫対策は、建設、農水部門、宅地開発も含めて総合的な検討が必要である。</p>
---	---

【1次評価】

都市整備部	D
-------	---

【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①まちの防災機能の向上
▶ 災害対応の拠点としての機能を備えた新庁舎の整備に取り組むとともに、公共施設が災害時に機能を喪失することのないよう、計画的に耐震化を図ります。【重点プロジェクト25】【都市計画課】
②民間住宅などの耐震化
▶ 「耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅の耐震化に対する助成を行うことで、市民の安全確保を促進します。【都市計画課】
<p>旧耐震基準の民間住宅について、耐震診断、改修等への補助を実施した。</p> <p>また、県の住宅課と連携して県民向けの耐震対策講習会や事業所には人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会や耐震改修の工法の普及を行った。</p>
<p>申請件数などを見ると、市民の関心が薄れつつあると感じているが、南海トラフの巨大地震等への備えとして、引き続き、旧耐震基準の民間住宅について、耐震診断、改修等への補助を実施する。</p>
▶ 耐震化が遅れている民間所有のビルや集客施設に対する対策を推進します。【都市計画課】
<p>旧耐震基準で建築された建物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について助成を行った。</p>
<p>緊急輸送路沿道だけでも、まだまだ耐震化に至っていない建築物が残っており、より一層、耐震診断・耐震改修の促進を図っていく。</p>

### ③港湾・漁港の整備

▶ 島しょ部における市管理の港湾・漁港をはじめ、高潮・津波などの災害が想定される沿岸部について、県など他の関係機関と連携・調整を図りつつ、一体的な高潮対策を進めます。【建設課】

高潮対策について、大きな被害が想定されるI期計画箇所(胸壁)の整備は完成した。  
現在は、間口の広い(幅2.0m以上、高さ1.0m以上)さし板式の陸こうを鋼製門扉に改良する整備を順次行っている。  
2016年現在で整備が必要な25箇所の内、2020年までに13か所の整備が完了し、2021年で、3箇所整備を行う。

陸こうの整備については、2026年までに残り9箇所の整備を行う予定。しかし、間口幅が1.0m未満の31箇所については、さし板のままであるため、開閉の操作者の高齢化も考慮しつつ、鋼製の門扉に改良するかどうか検討する必要がある。

### ④河川・排水路などの整備

▶ 大雨時の浸水被害を防ぐため、西汐入川周辺など被害の多い箇所で浸水対策を行います。また、現在、整備が進められている土器川や大東川の河川改修の早期完成を図るため、国、県に対し必要な要望を行います。【重点プロジェクト26】【建設課】

### ⑤急傾斜地の崩壊防止対策

▶ 土砂災害を防止するため、関係機関と連携し、急傾斜地の崩壊防止対策を行います。【建設課】

崩壊危険箇所に指定されている飯山町東坂元(河内地区)の急傾斜地において、擁壁やストーンガードを設置して崩壊対策を行っている。

急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き地域住民からの要望を受けて、関係機関と連携し、崩壊防止対策を行う。

### 【成果指標の見直し】

なし

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	11	危機管理体制の強化

目指す姿	市民の防災意識の高揚を図り、自主的な防災活動が積極的に実施されるよう体制整備に努めます。						
	指標内容	基準値 2016	進捗状況				目標値 2021
成果指標の推移	① 「消防や緊急体制の整備、自然災害への備えに関する取組」に対する市民満足度	70.4% (2015)	—	—	—	67.5%	↗ (2020)
	【再掲】Ⅱ-12 消防・救急体制の充実						
	② 地域の自主防災訓練の参加人数（年間）	3,700人	3,014人	3,354人	3,325人	1,006人	4,500人
	③ 「地区防災計画」策定済の地区数（累計）	0地区	0地区	0地区	1地区	1地区	10地区
④ 防災士の資格取得助成数（累計）	38名	14名 (52名)	7名 (59名)	45名 (104名)	5名 (109名)	114名 70名	

【2次評価】

C	課題の地区防災計画の策定については、ひな形を示すなどアプローチの工夫が必要である。市民の防災意識や地域防災力の向上を目指し、災害対応の基本となる自助や共助の推進に取り組むとともに、一方で、公助においては職員の初動マニュアルの見直しに取り組んでいただきたい。
---	--

【1次評価】

市長公室	C
------	---

【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①多様な主体が実施する防災活動の促進	
▶ 自主防災組織に対しては、災害時の活動だけでなく、防災知識の普及や防災訓練の実施などの平常時の活動も積極的に行えるよう支援の充実に努めます。【重点プロジェクト27】【危機管理課】	
▶ 自主防災組織をはじめ、市民が主体的に実施する防災訓練を支援するとともに、各種団体が希望する出前講座(防災学習会)などを通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。【危機管理課】	
平成30年12月	兵庫県神戸市「人と防災未来センター」へ視察研修
平成31年3月	自主防災会とコミュニティ協議会連合会と合同防災訓練を実施
令和3年3月	自主防災会とコミュニティ協議会連合会と合同防災訓練及び講演会を実施
出前講座	平成30年度(20団体、2,000人)、令和元年度(36団体、1,170名) 令和2年度(10団体、445名)
コロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症に対応した防災訓練や講演会を開催するなど、引き続き、自主防災組織や住民の知識や技能等の向上を図る必要がある。	
②危機管理体制の強化	
▶ 国や県の動向に基づき、「地域防災計画」の継続的な見直しを図ります。【危機管理課】	
平成31年3月、令和2年3月、令和3年3月	地域防災計画の見直し
国・県の法令の見直しや社会動向等を注視し、地域防災計画の見直しを行う必要がある。	
▶ 津波浸水想定区域や危険区域、避難場所・避難路などを周知徹底するため、自助・共助に有効となる防災情報の積極的な発信・周知に努めます。【危機管理課】	
令和2年3月	風水害の事前計画である「マイタイムライン」の市HPへの掲載
令和2年11月	防災マップ(洪水・土砂災害・津波・ため池)の市民への全戸配布
出前講座を始め、市HP、広報誌等を通じて、市民・事業者に防災情報を周知・啓発する。	

▶ 防災資機材や食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄品の充実を図ります。【危機管理課】	
毎年度、計画的に食料、保存水、ミルク、パーテーション等を購入	
避難所で快適な生活を送れるよう、引き続き、パーテーションや保温マットなどの購入を行う必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症対応のため、非接触型体温計や消毒液などの購入を進める。	
▶ 災害対策基本法に基づき、高齢者、障がい者など避難行動要支援者についての情報を適切に管理し、災害弱者の支援体制を強化します。【危機管理課】	
H30.4.1	避難行動要支援者に対する登録同意者率:47.4%
R元.4.1	避難行動要支援者に対する登録同意者率:57.5%
R2.4.1	避難行動要支援者に対する登録同意者率:63.9%
R3.4.1	避難行動要支援者に対する登録同意者率:66.8%
大規模災害時においては、行政による取組みの公助には限界があると同時に、地域コミュニティによる共助が重要である。同意登録者数は毎年度、増加しているが、再度の意思確認をしても未回答者が一定数存在する。	
▶ 「国民保護計画」に基づく市民の安全確保など、武力攻撃事態等への対応体制の確立に向けても取り組みます。【危機管理課】	
毎年度2回、武力攻撃事態等の安否情報システムの全国一斉訓練を実施	
昨今の世界情勢等の変化を踏まえ、国の指導に基づき、県や自衛隊など関係機関と協力・連携して、武力攻撃事態等の対応体制を構築していく必要がある。	
▶ 自主防災組織の体制を強化するため、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルと地区防災計画の策定を支援します。【重点プロジェクト27】【危機管理課】	
③市組織の災害対処能力の強化	
▶ 大規模災害の発生時にあっても、業務の継続性を確保するため、「業務継続計画(BCP)」に必要な見直しを加えます。【危機管理課】	
平成30年7月	丸亀市避難所運営マニュアル策定
令和2年3月	地区防災計画策定(1地区)
令和2年7月	丸亀市避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス感染症対策補足版、策定
地域の防災力の向上のため、地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定の支援を行う。 市の必要な業務の円滑かつ早急な復旧のため、業務継続計画の見直しを検討する。	
▶ 自衛隊や警察などの関係機関と連携して、初動対応や住民対応など、市が果たすべき役割を意識した実践的な訓練を実施し、市組織の危機管理能力の向上に努めます。【危機管理課】	
平成30年11月	自衛隊や警察など関係機関が参加した市地震対処訓練を実施
令和元年11月	同上
令和3年1月	新型コロナウイルス感染症の拡大のため、中止
引き続き、自衛隊や警察、医師会、コミュニティなど関係機関と連携して、実践的な訓練を実施し、災害への防災知識の向上や管理体制の強化に努める。	
▶ 緊急速報メール・防災行政無線・マスメディアなど多様な手段を活用し、情報伝達手段を複線化することで、市民に確実な情報伝達を図ります。【危機管理課】	
丸亀市HP(随時)や丸亀市防災マップ(R2.11月配布)に防災情報の入手方法を掲載	
防災行政無線・テレホンサービスを始め、緊急速報メール、テレビ、ラジオなど多様な情報伝達手段の中から、住民にあった情報を入手できるよう、日頃から周知・啓発を行う。	

<b>④広域的な相互応援体制の強化</b>	
▶ 大災害で想定される被害に備え、迅速に対応できるように、災害時に自治体間で相互に応援し合える体制を構築します。【危機管理課】	
H23.11	香川県及び県内市町と災害時の相互応援に関する協定締結
H24・H26	石巻市、由利本荘市、総社市と相互応援協定締結
H30.4	香川県及び県内市町と災害時の水道施設の復旧等に関する協定締結
H31.3	県内他市町消防本部と大規模災害時における消防用水等の確保に関する協定締結
自治体間を含め、災害時に必要な支援を受けることが可能な関係団体との協定を進めていく。	

**【成果指標の見直し】**

--

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	12	消防・救急体制の充実

目指す姿	消防・救急体制を強化し、災害時も含めて安心できるまちとなるよう、広域的な連携や地域における担い手の確保・養成に取り組みます。								
	成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況				目標値 2021	
				2017	2018	2019	2020	2021	
	①	「消防や救急体制の整備、自然災害への備えに関する取組」に対する市民満足度	70.4% (2015)	—	—	—	67.5%		↗ (2020)
			【再掲】Ⅱ-11 危機管理体制の強化						
	②	住宅用火災警報器の設置率	67.3%	70.3%	65.5%	70.0%	59.6%		90.0%
	③	耐震性防火水槽の設置基数	58基	58基	58基	58基	60基		61基
	④	救急救命士の資格を有する消防職員数	46人	47人	50人	53人	55人		48人
⑤	応急手当普及講習の受講者数(年間)	25,952人	29,066人	32,080人	35,186人	36,056人		38,500人	
⑥	消防団員数	613人	630人	617人	630人	632人		698人	

#### 【2次評価】

C	住宅用火災警報器の設置、消防団員の確保は引き続きの課題であり、市民の命を守るために、さらなる工夫を重ねていただきたい。防火対象物の現地調査についても進捗を図る必要がある。
---	---

#### 【1次評価】

消防本部	C
------	---

#### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①総合消防力の向上			
▶ 消防屯所の整備や消防車両の配備を進めることで、大規模火災などの発生に備えた総合的な消防力の向上に努めます。【消防総務課】			
【車両更新状況】			
年度	車種	台数	配備先
平成30年度	小型動力ポンプ積載車	2	第9分団、第12分団
	消防ポンプ自動車(CD-I)	2	第2分団、第11分団
	消防ポンプ自動車(CD-I)	1	南消防署
	高規格救急自動車	1	北消防署
令和元年度	小型動力ポンプ積載車	3	第6分団、第10分団、第13分団
	消防ポンプ自動車(CD-I)	2	第3分団、第7分団
	予防広報車	1	予防課
	高規格救急自動車	1	南消防署
	指令車	1	南消防署
令和2年度	小型動力ポンプ積載車	3	第3分団、第7分団、第8分団
	消防ポンプ自動車(CD-I)	2	第1分団、第8分団
	水槽付消防ポンプ自動車	1	南消防署

**【屯所整備状況】**

平成30年度	第8分団(西庄)屯所
	第3分団(甲路)機械器具置場
令和2年度	第6分団(田村)機械器具置場
	第11分団(池の下)屯所

近年、各地で豪雨災害や地震災害が頻発するなど災害の態様に変化がみられていることから、各種災害に対応できる車両の配備など車両更新計画を見直す必要がある。また、残る老朽化した屯所を整備し、消防団の拠点を強化させる必要がある。

▶ 近隣市町との連携・協力により、広域的な消防体制の強化を図ります。【消防総務課】

令和元年11月、消防通信指令業務を共同運用管理している丸亀市、善通寺市、多度津町の2市1町間において、指令センターの判断で応援を必要とする消防本部に救急車を出動させることができる旨の申し合わせを行った。

高齢化の進展に伴い救急需要が拡大されることが予想される。申し合わせを行った消防本部は消防職員数や消防水利などの充足率が低い。今後も消防力を維持するため、協力体制を充実させる必要がある。

▶ 地域消防の担い手である消防団員の確保に努め、消防団施設や車両、装備などの充実により、消防団活動の促進を図ります。【消防総務課】

**【装備品等の整備状況】**

令和元年度	新型防火服及び防火帽など75式配備
令和2年度	第7分団(生ノ浜)に小型動力ポンプ(B-3級)を更新配備
	新型防火服及び防火帽など42式配備
	手動式油圧救助器具11台を新規配備
	新型活動服を300着を更新
	トランシーバー100台、ライフジャケット100着、油圧ジャッキ17台を新規配備

※ 消防団施設や車両については、【車両更新状況】及び【屯所整備状況】のとおり

地域防災力の向上を図るため、資機材等を整備するだけでなく、適切に使用できるよう消防団員に対し充実した訓練が必要である。また、地域消防の担い手である消防団員の安全の確保が求められていることから、安全教育を含めた訓練を展開する必要がある。

**②火災の予防**

▶ 大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器の設置率の向上に努めるとともに、火災の恐ろしさなどを広く市民に周知啓発し、防火意識の高揚に努めます。【予防課】

住宅用火災警報器の設置率については、70%前後で推移していたのが、令和2年については10%低下した。令和元年までは、事業所、店舗へのチラシの配付とスーパーでの広報を実施していた。

令和2年については、全コミュニティに住宅用火災警報器のチラシを置いてもらうとともに、コミュニティ紙を配布する際に、加入世帯にチラシの配布を行った。なお、コミュニティ祭りでブース等を設けて普及啓発活動を行う計画をしていたが、コロナ禍のために実施できていない状態である。

令和2年、PR動画を制作し、中讃テレビで放映するとともに、丸亀市のホームページに掲載した。

令和2年、産官学連携事業を活用して住宅用火災警報器のオリジナルポスターを制作し令和3年に配付予定。

コロナの状況にもよるが令和2年に計画していた、コミュニティ行事に参加して普及啓発活動を実施予定である。

令和2年に制作した住宅用火災警報器のオリジナルポスターを各所に掲示して普及啓発を行う。

年間を通して中讃テレビやSNSを活用し、火災予防についての普及啓発を行う。

**③救急体制の充実**

▶ 救急救命士の確保・養成や救急装備の整備などの救急体制の充実を図ることで、救急救命率の向上に努めます。【消防総務課】

【救急救命士の養成状況】 (人)

	新規採用	研修所での養成
平成30年度	3	1
令和元年度	3	1
令和2年度	1	1

【救急装備品の整備状況】

平成30年度	静脈採血注射モデルを導入し、救急救命士の行う特定行為である静脈路確保の手技向上に努めた。 (静脈路確保の手技向上)
令和元年度	CPRアシスト(心肺蘇生機能評価器)を導入し、救急救命処置の基本である心臓マッサージを機器で評価することにより、隊員の手技向上に努めた。

救急救命士の確保は順調に行えているが、新規採用された救急救命士は救急活動での経験がないため、計画的に研修や訓練を行い、早期に活動できる救急救命士の育成を行う必要がある。

▶ 医療機関等の関係機関との協力体制の強化を図ります。【防災課】

【連絡会等の開催状況】 (回)

	丸亀医師会等運営連絡会	香川労災病院症例検討会	香川労災病院医療連絡会
平成30年度	1	2	1
令和元年度	1	1	1
令和2年度	1	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	

引き続き、香川労災病院や丸亀市医師会との連絡会等を毎年実施し、救急搬送における情報共有や意見交換を行いながら協力体制の強化を進める。また、中讃保健福祉事務所と新型コロナウイルス感染症や様々な感染症に関する意見・情報交換を行い、感染症対策等に努めていきたい。

④ 応急手当の普及

▶ 多様化・拡大化する救急需要に対応するため、救急車の適正利用の啓発強化を図るとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、講習会等を通じて応急手当の普及・啓発に努めます。【防災課】

救急車の適正利用については、YouTubeや応急手当講習等により普及・啓発を行った。

【講習会開催状況】 (回)

年度	応急手当講習	普通救命講習	上級救命講習	受講者数(人)
平成30年度	90	16	1	3,093
令和元年度	74	15	0	2,797
令和2年度	34	8	0	870

新型コロナウイルス感染症による講習会の縮小・中止が懸念されるが、感染予防対策を講じたうえで可能な限り講習会を開催し、感染症予防についての研修も含め、応急手当の普及・啓発に努めていきたい。

【成果指標の見直し】

「救急救命士の資格を有する職員数」については、実際に救急業務を行っている署の交代制勤務職員の中の救急救命士の数を計上するよう改める。

基本方針	Ⅱ	安心して暮らせる
基本施策	13	交通安全・生活安全の充実

交通安全運動などの啓発活動を通して、交通ルールの遵守、交通マナーの実践など交通安全の意識を高めることに努めます。  
 犯罪のない安全安心な暮らしを確保するため、防犯意識の普及に努め、警察やコミュニティとも協力しながら、地域のことは自分たちで守る意識の高揚、体制づくりに努めます。

	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
成果指標の推移	① 「交通安全や防犯対策に関する取組」に対する市民満足度	56.1% (2015)	—	—	—	57.9%		↗ (2020)
	② 「消費者被害の保護に関する取組」に対する市民満足度	56.4% (2015)	—	—	—	52.6%		↗ (2020)
	③ 市内の交通事故発生件数（年間）	862件	776件	631件	510件	468件		460件 850件
	④ 高齢者運転免許自主返納者数（累計）	—	360人	755人	1,309人	1,819人		2,400人 1,200人

【2次評価】

C	計画期間中、交通事故発生件数は減少し、高齢者運転免許返納者数も着実に増えている。引き続き、キャンペーンや交通安全教室など地道な啓発活動に取り組んでいただきたい。 防犯面においても、警察や地域と連携しながら啓発を行うとともに、効果的な防犯カメラの設置や更新もすすめ、市民の安心な暮らしにつなげていただきたい。
---	--

【1次評価】

市長公室	C	都市整備部	C
------	---	-------	---

【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①交通安全対策の推進
▶ 警察など関係機関と連携して、年齢層に応じた交通安全教育の推進や交通安全運動の展開により、交通ルールの遵守と交通マナーの実践の普及・浸透を図り、総合的な交通事故の防止対策に取り組みます。【危機管理課】
交通安全教室・交通安全キャンペーン等実施状況(延団体数及び総参加人数) 平成30年度:131団体、16,723人 令和元年度:133団体、15,828人 令和2年度:75団体、7,570人
・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、交通安全啓発活動等の事業が中止及び縮小となった。 ・市内における交通事故発生件数は減少しているが、死者数は増加傾向にある。引き続き、警察等関係機関と連携して、交通安全教室や交通安全キャンペーンを通じて、交通ルールの遵守や運転マナーの向上の推進に努めていきたい。
▶ 交差点や見通しの悪い箇所については、道路反射鏡の設置、路面標示、自発光道路鏡の設置による注意喚起を行います。【建設課】
人身事故の多い交差点において、事故防止対策としてカラー化を行い道路利用者への注意喚起を行った。(平成29年度 18箇所、平成30年度 16箇所、令和元年度 1箇所の合計35箇所の交差点カラー化を行った。) 見通しの悪い交差点などに自治会から要望を受け道路反射鏡(カーブミラー)の設置を行った。(平成29年度 23基、平成30年度 43基、令和元年度 55基の道路反射鏡の設置を行った。)
道路反射鏡等の交通安全施設については、引き続き、自治会からの要望を受け、設置を行う。また、既存の交通安全施設については、道路パトロール等を行うことにより、迅速に修繕や交換し適切な維持管理に努める。
▶ 社会問題となっている高齢者の運転誤動作による事故への対策として、運転免許証返納者への優遇制度の周知等を図り、高齢者の運転免許証返納を促進します。【重点プロジェクト24】【危機管理課】

<p><b>②防犯対策の推進</b></p> <p>▶ 警察や丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会など関係機関・団体と協力して、地域安全活動を促進します。【危機管理課】</p>
<p>防犯教室・防犯キャンペーン等実施状況(延団体数及び総参加人数)</p> <p>平成30年度:116団体、18,958人 令和元年度:116団体、13,893人 令和2年度:5月頃確定(約55団体、約5,331人)</p> <p>香川県警設置(H22～26:計26基)の防犯カメラの更新</p> <p>令和元年度:4基 令和2年度:4基</p>
<p>・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、防犯啓発活動等の事業が中止及び縮小となった。</p> <p>・県警設置の防犯カメラの更新は、県警が更新をしない方針であることから、県の補助金の範囲内で古いカメラから順次更新していく予定。</p>
<p>▶ 地域ぐるみの自主的な防犯活動を支援し、地域力による被害の未然防止・拡大防止に努めます。【危機管理課】</p>
<p>自主防犯パトロール隊団体数</p> <p>平成30年度:22団体 令和元年度:23団体 令和2年度:23団体</p>
<p>引き続き、警察や丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会と連携して、地域の自主防犯活動の支援に努めていく。</p>
<p>▶ 防犯に関する広報活動や情報提供などを推進し、自らが身の回りの安全を守れるよう、市民の防犯意識の高揚を図ります。【危機管理課】</p>
<p>防犯情報の市HPへの掲載回数(Fネット通信)</p> <p>平成30年度:19回 令和元年度:13回 令和2年度:22回</p>
<p>引き続き、警察や丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会と連携して、防犯に関する情報を提供し、自分の身は自分で守れるよう市民の防犯意識の高揚に努めていきたい。</p>
<p>▶ 市民の安心な生活の確保と犯罪防止のため、必要な箇所に防犯灯の設置を進めます。【建設課】</p>
<p>犯罪抑制や事故防止に大きな役割を果たしている防犯灯を自治会等からの要望を受け設置を行った。(平成29年度 79基、平成30年度 88基、令和元年度 123基、令和2年度 125基の設置を行った。)</p>
<p>防犯灯の設置については、引き続き、自治会等からの要望を受け設置を行う。また、通学路における防犯灯の設置については、学校関係者や自治会と連携して進める必要がある。</p>
<p><b>③消費者保護対策の推進</b></p> <p>▶ 「消費生活サポーター制度」の活用や関係機関・団体との連携のもと、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、消費者教育の推進や消費者生活情報の提供を積極的に行います。【広聴広報課】</p>
<p>・消費生活サポーターへの消費者教育の一環として研修会を実施 (平成30年度 3回、令和1年度 3回、令和2年度 3回)</p> <p>・広報紙や市ホームページを通じて国や県から提供される消費者情報を随時提供</p>
<p>・社会問題でもある消費者被害の現状において、未然防止の観点から関係機関や各団体等との連携、さらには横断的な取組みの検討が必要である。</p>

**【成果指標の見直し】**

--

基本方針	Ⅲ	活力みなぎる
基本施策	14	農林水産業の振興

目 指 す 姿	農水産業の後継者・担い手の育成や生産環境の適正化に取り組み、生産性の向上と新たな農林水産業の価値の向上を図ります。							
	指 標 内 容	基準値 2016	進 捗 状 況					目標値 2021
成 果 指 標 の 推 移	① 「農林水産業の育成・支援」に対する市民満足度	42.0% (2015)	—	—	—	61.2%		↗ (2020)
	② 認定農業者数	124人	122人	122人	132人	137人		135人 130人
	③ 農地所有適格法人数	29法人	29法人	30法人	30法人	32法人		33法人
	④ 水田の利用集積率	20.5%	20.6%	20.7%	21.8%	23.0%		22.0%
	⑤ 遊休農地の面積	453ha	450ha	450ha	449ha	442ha		403ha
	⑥ 漁業士認定数	5人	5人	5人	5人	5人		11人
	⑦ 海面漁業生産量	441 t	411 t	386 t	362t	—		542 t
	⑧ 6次産業化商品開発の件数（累計）	—	0件	4件	5件	7件		5件

### 【2次評価】

C	認定農業者や法人化がすすみ、有害鳥獣対策にも一定の成果が出ているが、一方で、遊休農地対策や後継者確保は継続の課題である。これまでの取組と合わせて、6次産業化の推進、トップセールスによる販路拡大を展開し、先進地における新たな農業手法なども検討していただきたい。
---	---

### 【1次評価】

産業文化部	C
-------	---

### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①後継者・担い手の育成
▶ 農水産業の基礎である後継者・担い手を確保するため、新規就業者の発掘・育成に努めます。【農林水産課】
認定農業者の育成・確保や集落営農の法人化は概ね順調に推移しており、これら農業者への農業用機械施設導入に対する支援等を積極的に行うことで、農業経営の安定化に寄与している。 水産業については、後継者の育成確保に努めている。
地域の話し合い活動を通じて、新たな集落営農組織の設立に向けた自主的な取り組みを支援する。 漁業への新規就業・後継者育成を促進するために、香川県が窓口となった就業準備講習や漁業就業相談を案内する。
▶ インターンシップの受入れなど、農水産業における若者の就業を促すための取組を推進します。【重点プロジェクト28】 【農林水産課】
②生産環境の適正化
▶ 耕作放棄地や有害鳥獣等被害、山林の環境悪化による水質汚濁等への対策を進め、農水産業における生産環境の適正化を図ります。【農林水産課】

耕作放棄地については、毎年農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールや農地所有者の意向調査などを行い、農地機構の紹介や管理指導など農地の遊休化の防止と再生に努めたが、まだ目標ほどの改善は図られていない。  
有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、猟友会による見回りや追い払い等の強化により農作物や生活環境の被害軽減に一定の成果が見られる。  
また、鳥獣被害防止対策の補助として実施している防護柵の設置により、農業被害の削減に一定の成果が出ている。  
山林の適正管理により土砂の流出を防止し、河川から海にかけての水質汚濁等防止に取り組んだ。

引き続き農業委員、推進委員により農地状況の把握に努め、農地所有者と今後の農地管理の方法や担い手について話し合いを行い、耕作放棄地を減らし、農地利用の最適化を図る。  
また、捕獲従事者の増加を図り、有害鳥獣による農業被害の軽減に努めていく。  
造林等による山林の適正管理を継続して行い、下流域の水質汚濁防止に努めるとともに、河川のゴミ問題に取り組み適正な漁場の確保に努めていく。

### ③生産の増進と収益力の向上

- ▶ 農産物の生産性向上を支援するとともに、6次産業化の推進など、農水産物の市場価値の増大を図ることで、農水産業者の所得向上など経営の安定化や雇用の創出を図ります。【重点プロジェクト32】【農林水産課】
- ▶ 計画的な稚魚放流により、安定した水産資源の確保を図り、収益力の向上を促進します。【農林水産課】

海面漁業生産量の安定的な確保のため、重要稚仔放流事業などを継続的に実施している。

カワウなどの駆除により、漁業被害の軽減に努めていく。

### ④販路の拡充

- ▶ 農産物の生産・加工・流通の各段階でビジネスマッチングを促進するほか、地域内のみならず、海外展開など地域外市場も含めた、幅広い販路開拓を支援します。【重点プロジェクト33】【産業観光課】
- ▶ 体験機会の拡充などによる地産地消の拡大や、地域の産品・商品の見える化を図り、さらに地域商社等を活用した販路の拡充に取り組みます。【農林水産課】

市民農園の運営を通じ、農業体験機会の創出を図ることのほか、米消費拡大事業等を実施し、農産物の地産地消に取り組んでいる。また、地域商社を活用した地場産品を活用した新商品の開発にも取り組んでいる。

商談が継続しているもののバックアップと、地域の農産物等を活用した新商品開発の取り組みに努める。  
地域の産品等の見える化を図るため、農業者をはじめ地域農産物を紹介するホームページを立ち上げ、広く市民に周知していきたい。

### 【成果指標の見直し】

--

基本方針	Ⅲ	活力みなぎる
基本施策	15	商工業の振興

目 指 す 姿	人口減少時代において、産業界における人材の確保、育成は急務であることから、女性や高齢者も含め、あらゆる世代が活躍できる環境づくりに努めます。 企業間・産学官金等の多様な連携機会の創出や、企業の経営・技術革新による新たな事業展開の支援に努めます。							
	指 標 内 容		基準値 2016	進 捗 状 況				目標値 2021
	①	「商業やサービス業の育成・支援」に対する市民満足度	43.7% (2015)	—	—	—	57.4%	↗ (2020)
	②	「既存企業の支援や企業誘致など工業の育成・支援」に対する市民満足度	45.3% (2015)	—	—	—	52.8%	↗ (2020)
	③	「雇用機会の創出などに関する取組」に対する市民満足度	34.2% (2015)	—	—	—	41.4%	↗ (2020)
	④	創業相談件数	—	29件	25件	44件	33件	50件 30件
	⑤	企業インターンシップの受入人数（延べ）	35人	42人	46人	41人	実施できず	50人
⑥	空き店舗率	36.7% (65/177 店舗)	35.9% (61/170 店舗)	34.8% (55/158 店舗)	35.3% (55/156 店舗)	34.4% (53/154 店舗)	30.0%	

#### 【2次評価】

C	<p>コロナ禍の影響が続く中、事業者への継続的な支援とともに、キャッシュレス化の推進やサテライトオフィスの誘致など社会全体のデジタル化への対応も求められる。また、大手町4街区の整備がすすみ、民間の設備投資も見られる中、街なかの活性化に向けて、丸亀駅から丸亀城を結ぶゾーンの振興は重要な局面を迎えており、商店街の空き店舗対策をはじめ、マルタスとの連携など、あらゆる方策を検討しなければならない。</p> <p>うちの港ミュージアムの今後の方向性についても議論をすすめていただきたい。</p>
---	--

#### 【1次評価】

産業文化部	C
-------	---

#### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①人材の確保、育成の支援
▶ 企業インターンシップを推進するなど、企業の人材採用に係る機会を充実します。【重点プロジェクト28】【産業観光課】
▶ 持続可能な企業経営のため、若者だけでなく、女性や高齢者など幅広い人材の確保、育成を支援します。【重点プロジェクト29】【産業観光課】
▶ 教育機関と地元企業が連携し、就労体験や交流など、産業教育を推進することにより、子どもたちに市内企業の魅力を伝え、将来的な地元就労につなげます。【重点プロジェクト30】【産業観光課】
▶ ハローワークなどの関係機関と連携し、様々な求職者に対応した就労支援に努めます。【産業観光課】
・企業紹介サイト掲載企業数 H30:59社、R1:59社、R2:60社
・県が実施する地方版ハローワーク事業と連携した情報共有や企業紹介サイトを通じた市内企業の各種情報発信の充実に努める。
②多様な連携機会の充実
▶ 企業間連携はもとより、四国職業能力開発大学校など、産学官金等の連携を推進することで、新たな取引関係の構築や企業の経営・技術革新、地元就労を促進します。【重点プロジェクト31】【産業観光課】

<p><b>③経営革新・技術革新等の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中小企業支援ガイドブックを活用し、産業振興支援補助事業の利用を促進するなど、企業の経営・技術革新を支援するとともに、企業からの相談については、ワンストップで対応できるよう、関係機関と連携しながら支援体制の充実に努めます。【重点プロジェクト34】【産業観光課】</li> <li>▶ 市の企業立地促進奨励制度等や、県の優遇制度の情報提供により、新たな企業の誘致を図るとともに、事業拡大の支援などに取り組みます。【重点プロジェクト35】【産業観光課】</li> </ul>
<p><b>④創業・第二創業の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「丸亀市創業支援事業計画」に基づき、地域の経済団体や金融機関など関係機関と連携しながら、丸亀で創業をチャレンジする事業者や、新たな事業の展開を図る市内企業の第二創業に対する支援を推進します。【重点プロジェクト36】【産業観光課】</li> </ul>
<p><b>⑤地場・伝統産業の振興と積極的なPR</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 丸亀うちわの市場拡大に向けて、2020東京オリンピック・パラリンピック等の機会を最大限に活かし、環境にやさしく、宣材機能も合わせ持つ丸亀うちわの魅力を伝え、インバウンド向けのPRや、海外も含めた販路拡大を目指します。【重点プロジェクト37】【産業観光課】</li> <li>▶ 丸亀うちわニューマイスター認証制度などを活用しながら、生業として確立するうちわ産業界の基盤づくりを支援します。【産業観光課】</li> <li>▶ 地場・伝統産業の振興を市民にも共感してもらうため、体験学習や産業教育などを通じて啓発に取り組むとともに、組織の強化や後継者の育成を支援します。【産業観光課】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・うちわ技術技法講座の開催 参加者数 H30:9人、R1:9人、R2:5人</li> <li>・丸亀うちわニューマイスター認定 R1:2名</li> <li>・うちわの製作体験(うちわの港ミュージアム) 参加者数 H30:6,461人 R1:6,369人 R2:293人</li> <li>・今後も丸亀うちわニュー・マイスター認定事業やうちわ技術技法講座を継続し、優れた技能・技術の継承・発展と人材の確保・育成を図る必要がある。</li> </ul>
<p><b>⑥中心市街地の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 駅前を中心市街地の活性化に向けて、商業者だけでなく、市民やNPO法人など多様な主体と協働し、リノベーションまちづくりとの連携など、にぎわいを取り戻すための取組みを推進します。【重点プロジェクト38】【産業観光課】</li> </ul>
<p><b>⑦頑張る個店の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ モデル的な取組を展開するなど、地元で頑張る個店を積極的に支援し、顧客の獲得などにつなげるとともに、地域商社等を活用した販路拡充支援を行い、地域に根ざした事業者の育成を図ります。【重点プロジェクト33】【産業観光課】</li> </ul>
<p><b>⑧労働環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、中讃勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生サービスの利用を促進するとともに、快適な労働環境の確保に努めます。【産業観光課】</li> <li>▶ ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、キッズウィークの導入など国の動向に注視し、在宅勤務など多様な働き方について調査・研究を進めるとともに、労働環境の充実と、労働力の確保、生産性向上を実現できるよう、働き方の見直しについて普及啓発に努めます。【産業観光課】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれんど中讃の加入状況 H30:393事業所、3,374名、R1:381事業所、3,333名、R2:379事業所、3,339名</li> <li>・市立幼稚園、こども園及び小中学校でのキッズウィークの実施 H30:幼5、こども園3、小14、中5 R1:幼5、こども園6、小17、中6、R2:コロナの影響により授業時間の確保や企業活動を考慮し、実施見送り</li> <li>・ワークバランスの推進や従業員の福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターへの新規加入、ITを活用した業務効率化など働き方改革に係る取組みを支援していく。</li> <li>・キッズウィークを設定し、年次有給休暇取得の促進、休日における親子等での活動機会の確保が必要である。</li> </ul>
<p><b>⑨臨海工業地域の整備促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 臨海工業地域の専用岸壁機能が確保できるよう適正な維持管理に努め、既存企業の事業拡大や新たな企業の参入を支援します。【建設課】</li> </ul>
<p>蓬萊町の専用岸壁において、腐食が進んでいる鋼製の縁金物及びゴム製の防舷材の補修(取換)を行った。また、矢板式岸壁の機能保全のため腐食を防止する電気防食の設置を行った。</p> <p>岸壁使用者からの補修要望や施設の老朽箇所を把握したうえで、引き続き、計画的に縁金物や防舷材の交換、電気防食の設置などを行っていく。</p>

**【成果指標の見直し】**

--

基本方針	Ⅲ	活力みなぎる
基本施策	16	観光・交流の促進

目 指 す 姿	丸亀市の観光資源の魅力を積極的に活用し、民間や広域との連携を強化しながら、効果的なプロモーションによりこれまで以上に多くの観光客が訪れるまちを目指します。									
	指 標 内 容		基準値 2016	進 捗 状 況					目標値 2021	
				2017	2018	2019	2020	2021		
	成 果 指 標 の 推 移	①	「国際交流や外国人が暮らしやすい地域づくりに関する取組」に対する市民満足度	57.9% (2015)	—	—	—	65.0%		↗ (2020)
		②	「観光地のネットワークづくりなど観光産業の育成・支援」に対する市民満足度	54.6%	—	—	—	61.4%		↗ (2020)
③		市を訪れた観光客数 (年間)	291万囚	306.7 万人	284.7 万人	294.5 万人	163.2 万人		350万人 300万人	
④		市内宿泊施設の宿泊者数 (年間)	39万囚	46.3 万人	51.3 万人	49.4万 人	27.9 万人		52万人 42万人	

#### 【2次評価】

D	コロナにより観光業界が大きな影響を受けている一方で、感染症と共存する観光事業の展開とともに、多言語案内やキャッシュレス化など国際的視点での環境整備をはじめ、アフターコロナを見据えた取組を推進していかなければならない。
---	--

#### 【1次評価】

市長公室	D	産業文化部	C
------	---	-------	---

#### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

<p><b>①滞在型・回遊型観光の推進</b></p> <p>▶ 現代の観光客の動向を踏まえ、うちわづくり体験をはじめ、農業や漁業体験、芸術文化や食等に関する体験プログラムを充実し、魅力ある体験型観光を推進します。【産業観光課】</p> <p>滞在型観光誘致促進事業を実施          団体旅行誘致事業(H30:24件 R1:37件 R2:13件)          合宿・修学旅行等誘致促進事業(H30:25件 R1:23件 R2:6件)          コンベンション支援事業(H30:4件 R1:2件 R2:0件)</p> <p>飯野山・青ノ山観光事業          H30:讃岐富士マウンテンウイーク(登山者2100人)青ノ山DAYハイキング(155人)          Wダイヤモンド讃岐富士のPR          R1:讃岐富士マウンテンウイーク(登山者1100人)Wダイヤモンド讃岐富士のPR          R2:Wダイヤモンド讃岐富士のPR、山の日川柳</p> <p>広域観光事業(さぬき瀬戸大橋広域観光協議会ほか)11/28～29 FAMツアーの実施(R2)</p> <p>本市訪問目的の中心となっている歴史、文化、自然(丸亀城・中津万象園・美術館・讃岐富士・島しょう部等)の魅力をより高めたり、体験プログラムの発掘・PRを促進する。</p>
<p><b>②駅や城周辺を核とした観光インフラの整備推進</b></p> <p>▶ 丸亀市の観光シンボルである丸亀城を、今後も観光拠点の核として位置付け、JR丸亀駅や近隣の高速道路ICなど本市への玄関口から、お城周辺におけるハード・ソフト両面の観光インフラ整備を推進するとともに、お城以外にもたくさんある丸亀市の観光資源を回遊してもらえる施策を展開します。【産業観光課】</p>

<p>おもてなし力を向上させるための各種研修事業への参加  インバウンドによる地域経済の活性化研修会(H30.7,R1.7)  地域ブランド等観光戦略の実践研修会(H31.1)  全国城郭管理者協議会研修会(R1.11)  丸亀城おもてなし事業(人力車芸人によるPR等 H30,R1,R2)</p>
<p>様々な広域観光協議会に参加して広域的な活動を行っているが、活動状況を整理し、内容を検討することが求められている。</p>
<p><b>③観光マネジメント組織の構築と推進</b></p> <p>▶ 観光客の増加を、丸亀市の持続的な経済発展に着実につなげられるよう、観光協会や観光業界と連携した推進体制の構築を図ります。【重点プロジェクト39】【産業観光課】</p>
<p><b>④インバウンド対応の推進</b></p> <p>▶ 観光立国の宣言後、急増しているインバウンド(外国人観光客)に対して、県や広域の観光協議会等と連携して丸亀市への誘客につなげます。【産業観光課】</p> <p>▶ 多言語対応などの環境整備により、インバウンドの受入体制を強化するとともに、SNSを活用した情報発信に取り組み、丸亀市への誘客と、地元の産業や飲食店の振興を図ります。【産業観光課】</p>
<p>海外でのシティプロモーション事業の実施  R1:台湾2回 香港1回 R2:オンライン台湾商談会 8社  マルカメラの継続</p>
<p>コロナ禍において、当面1～2年程度はインバウンド客の回復見込みが難しいことから、SNSや動画を活用して、国や県等とともに多言語による情報発信を積極的に展開するための体験型観光コンテンツを増やし、リピーター率の増加をめざすとともに、初めての訪問を増やすこと。</p>
<p><b>⑤都市間交流の活性化</b></p> <p>▶ 交流都市である石川県七尾市、秋田県由利本荘市、北海道京極町をはじめ、関係市町とネットワークをつくり、歴史、文化、観光、スポーツなど様々な分野で、交流を深めることで、それぞれの取組の充実を図るとともに、まちのにぎわいを創出します。【産業観光課】</p>
<p>物産展、観光キャラバン等によるシティセールスの推進  H30:熊本城お城まつりほか21カ所 R1:京極町物産展ほか8カ所 R2:西予市ほか3カ所</p>
<p>本市と親善都市等であることを生かして、相互の物産展開催などを通じた交流を促進し、本市のファンを増やし、関係人口の増加に努めるため、コロナ禍においても推進できる事業の模索が課題となってくる。</p>
<p><b>⑥国際交流の活性化</b></p> <p>▶ 国際交流協会と連携し、姉妹都市のスペイン・サンセバスティアン市や友好都市の中国・張家港市との海外都市交流や国際文化交流活動を進めるとともに、新たな交流都市についても検討し、多様な異文化交流を図れるよう市民レベルでの交流機会を設けます。【秘書政策課】</p>
<p>(都市交流)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30 張家港市中学生親善使節団受入事業(20名受入)、丸亀市代表団ヴェリッヒ市訪問(市長他2名) ヴェリッヒ市代表団来亀(市長他3名)</li> <li>・R1 張家港市中学生親善使節団派遣事業(5名派遣)、丸亀市代表団張家港市訪問(市長他9名)</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流クッキングを丸亀ユネスコ協会と共同で開催(H30:55名、R1:65名、R2中止)</li> <li>・日本語教室修了パーティ(H30:2回 約130人、R1:1回 約80名、R2:中止)</li> <li>・香川県防災センター見学バスツアー(H30:24名、R1:21名、R2:中止)</li> </ul> <p>コロナ禍での交流のあり方について、交流先と共に検討していく必要がある。</p>

**【成果指標の見直し】**

コロナ禍において、観光客数・宿泊者数の指標を検討する。

基本方針	IV	健康に暮らせる
基本施策	17	地域保健・医療の充実

目指す姿	市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。									
	指標内容		基準値 2016	進捗状況 2017 2018 2019 2020 2021					目標値 2021	
成果指標の推移	①	「健康づくりや身近な医療環境の充実に関する取組」に対する市民満足度	64.5% (2015)	—	—	—	64.9%		↗ (2020)	
	②	特定健診受診率	34.8%	35.3%	35.7%	35.9%	30.8% (見込み)		60.0%	
		特定保健指導実施率	14.3%	17.4%	14.4%	16.1%	2021.11月 確定予定		60.0%	
	③	肥満傾向児の出現率	①小学4年生男子	7.7%	11.0%	9.2%	5.9%	15.5%		↘
			②小学4年生女子	7.3%	8.0%	4.2%	5.5%	12.5%		↘
	④	若返り筋トレ教室の会員数		690人	741人	729人	776人	586人		750人
	⑤	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の出現率	①男性	46.0%	49.2%	50.1%	50.5%	55.6% (見込み)		28.7%
			②女性	15.8%	16.1%	16.5%	17.3%	17.9% (見込み)		10.6%

### 【2次評価】

C	保健師の地域での活動など地道な取組が成果に繋がっていくと思われる。レセプトデータや小児生活習慣病予防検査データなども継続的に活用し、予防につなげる取組を強化していただきたい。受診率が低迷する特定健診については、成果につなげるための手法の改善を重ねる必要がある。
---	--

### 【1次評価】

健康福祉部	C
-------	---

### 【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①健康寿命の延命
▶ 毎月10日「健幸の日」の周知啓発を徹底し、健康づくりに取り組むきっかけを作り、生活習慣の改善を促すことで、健康寿命の延伸を図り、生涯健康で幸せな暮らしの実現を目指します。【健康課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ誌、広報丸亀、健康だより等に「健幸の日」と「健幸10か条」を適宜掲載し周知啓発に努めた。</li> <li>・「健幸10か条」の中から、毎年重点取り組みを決め、健康づくりに取り組むきっかけとなるよう地区活動を展開している。</li> <li>・市民会議グループと連携し、健康づくりに取り組むきっかけとなるような講座の開催、地域行事への参加を実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や関係団体と有機的な連携を図り、事業を展開することで「健幸の日」「健幸10か条」の認知度及び成果を上げていく必要がある。</li> <li>・生活習慣の改善には、時間や無理なくできる環境が必要であり、行動改善に繋がるためには、その人に応じた継続的な支援やきっかけとなる環境整備が必要である。</li> </ul>
②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
▶ 生活習慣の改善や健康診断受診による自身の健康状態の確認に重点を置いた発症予防と、重症化予防に向けた取組を推進します。【健康課】

- ・健康診断の受診勧奨を積極的に行い、集団健診日の増設や予約専用ダイヤルやインターネットによる予約など、受診体制の整備を行い、受診率向上に取り組んだ。
- ・35歳対象の特定健診を実施し、40歳からの特定健診の動機づけとし、発症予防に取り組んだ。
- ・健診結果の説明会、健診結果からの「チェンジセミナー」「腎臓サポート教室」を実施し、重症化予防に取り組んだ。

- ・引き続き生活習慣病の発症及び重症化予防の取り組みを効果的に実施する
- ・特に、健康無関心層に対する健康づくりへ効果的な取り組み、きっかけづくりを検討・実践していく必要がある。

▶ 喫緊の課題となっている糖尿病の発症予防については、特定健康診査受診率の向上を図るとともに、適切な保健指導に取り組めます。【重点プロジェクト40】【健康課、保険課】

### ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

▶ 健康寿命の延伸を実現するには、社会生活を営むための機能をできる限り持続することが大切であるため、食事や運動をはじめ、こころの健康を保つための知識や情報の普及に努めます。【健康課】

- ・「健幸10か条」には、健康寿命の延伸を実現するための食事や運動・こころの健康など、日々の健康づくりの一環として、生活に取り入れられる10項目を設定して。知識や情報を「健幸10か条」と併せて、広く市民に普及・啓発を実施
- ・各地区担当の保健師が、地区の特性や実情を踏まえて、地区組織と連携を図りながら普及啓発に努めている。

- ・関係機関との連携を図り、幅広い人々に良い生活習慣について普及・啓発が必要である。

▶ すべての子どもが健やかに育つよう、子どもの頃からの健全な食生活や運動習慣の確立に向けた取組を推進します。【重点プロジェクト41】【健康課】

▶ 介護予防につながる生活習慣の推進や、ロコモティブシンドロームの認知度を高めることなどにより、元気な高齢者の増加を目指します。【健康課】

- ・老人クラブやシルバー人材センターなどの広報誌において、高齢者の健康づくりについての周知啓発を行っており、ロコモティブシンドロームの情報についての周知も適宜実施
- ・地域包括支援センター所管の介護予防事業実施時に、知識・情報の周知啓発を行っている。

- ・元気な高齢者を増やしていくためには、保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みについての更なる検討が必要である。

### ④生活習慣及び社会環境の改善

▶ 生活習慣で注意すべき基本的な要素を分類し、ライフステージごとに課題を示しながら、市民一人ひとりが日常的に自らの健康づくりに積極的に取り組み、その取組を地域や行政が支援することを目指します。【健康課】

- ・市民会議、地区コミュニティ、庁内関係機関等との連携のもと、第2次丸亀市健康増進計画の推進に努めた。
- ・市民会議では、「生きがい・休養」「運動」「食生活」「健康管理」「歯と口腔の健康」「飲酒・喫煙」の6つのグループに市民が分かれ、年6回の会議とともに積極的に取り組みを計画、市が支援し実施。

- ・第2次丸亀市健康増進計画の中間見直しの実施に伴い、有機的な連携のもと、健康づくりの活動が積極的に推進できるようにすることが必要である。

### ⑤食育の推進

▶ 全ての市民が、自分に合った食生活を実践し、健康増進が図られるよう、食についての意識を高め、正しい食を選択する力を身につけるための食育の推進を図ります。【重点プロジェクト42】【健康課】

### ⑥自殺対策の推進

▶ 社会問題となっている自殺については、市民一人ひとりが正しく理解し、社会全体で取り組むべき問題であるため、自殺予防に対する理解の促進や、ゲートキーパーなどの人材育成、悩みや困難を抱えた人が孤立しないための相談・支援体制の整備を図ります。【健康課】

- ・地区民生委員や地区組織、市役所新規採用職員などに対し、ゲートキーパー養成講座を開催
- ・「こころの相談」を定期的で開催し、必要な支援につながるよう連携に努めた。

- ・市民や地区組織、企業などに対し、メンタルヘルスや健康管理に関する研修会を実施し、自殺予防に対する理解や、自殺対策に取り組む人材の育成が必要
- ・関係機関との情報共有及び有機的な連携体制が必要

### 【成果指標の見直し】

- ・肥満傾向児の出現率については、経年的な評価及び分析ができないので見直しが必要である

基本方針	IV	健康に暮らせる
基本施策	18	高齢者福祉の充実

目指す姿	高齢者が自分らしく尊厳を持って元気に暮らすことがきるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制強化を目指します。							
	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
成果指標の推移	① 「高齢者の健康づくりや福祉サービスに関する取組」に対する市民満足度	61.2% (2015)	—	—	—	60.0%		↗ (2020)
	② 「介護保険制度の普及や介護サービスの充実に関する取組」に対する市民満足度	46.0%	—	—	—	63.6%		↗ (2020)
	③ 元気な高齢者の割合（要介護認定を受けていない高齢者の割合）	83.6%	83.8%	83.6%	83.5%	83.4%		83.1%
	④ 元気いっぱい！長生き体操の参加者数（実人数）	10か所 137人	33か所 537人	47か所 743人	50か所 730人	56か所 618人		60か所 850人

### 【2次評価】

C	<p>高齢者の生きがいづくりや地域活動の主体としての働きかけなど、元気な高齢者を増やす取組の推進と合わせて、地域における支え合いの体制の充実も重要である。</p> <p>医療介護では、連携システムの実用性の見直しや効果の見える化が必要である。介護人材不足が進む中で、国県とも連携しながら、人材育成・定着の支援もすすめていかなければならない。</p> <p>湯舟道や広島デイサービスセンターの施設の老朽化対策や方向性の検討をすすめていただきたい。</p>
---	--

### 【1次評価】

健康福祉部	C
-------	---

### 【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

① 高齢者が在宅で生活できる仕組みづくり
<p>▶ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、丸亀市地域包括ケアシステム推進協議会などにおいて、関係機関と協力しながら、医療と介護の連携体制を構築します。【重点プロジェクト43】【高齢者支援課】</p> <p>▶ 高齢者の福祉・介護ニーズに対応するため、県など関係機関と連携しながら、サービスを支える人材の確保や資質向上を図ります。【高齢者支援課】</p> <p>県と連携を図りながら、香川県福祉人材センターの周知に努めるとともに、サービス事業者や市民に対して研修等の情報提供に努めた。</p> <p>福祉や介護サービスの人材不足は厳しい状況が続いており、人材育成や定着に向け多方面からの支援が必要である。</p> <p>▶ 高齢者やその家族に対する介護保険制度の普及啓発により、介護保険と介護サービスの安定的運営を図ります。【高齢者支援課】</p> <p>広報誌やホームページで介護保険制度に関する情報をお知らせするとともに、パンフレット、サービス事業者ガイドを作成し、相談窓口や出前講座で配布するなど、介護保険制度の普及啓発に努めた。</p> <p>介護保険制度の安定的な運営やサービスの円滑な利用を推進するため、複雑化する介護保険制度を分かりやすく説明していく必要がある。</p>

<p><b>②一人暮らしや虚弱な高齢者の支援</b></p> <p>▶ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、要支援認定者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」に取り組みます。【高齢者支援課】</p>
<p>平成30年7月から緩和基準型の訪問サービス(訪問型サービスA)を開始。          委託先:シルバー人材センター、平成31年4月から1事業所を追加。          指定事業所数(令和2年度末現在)          訪問型サービス(現行相当サービス 41事業所、訪問型サービスA 2事業所)          通所型サービス(現行相当サービス 61事業所)</p>
<p>緩和基準型の訪問型サービス(訪問型サービスA)の利用を促すとともに、担い手の確保に努める必要がある。</p>
<p>▶ 独居高齢者のみならず、老老介護の増加も懸念されるなかで、在宅で生活している高齢者が、できるだけ長い間元気に生活できるよう、在宅福祉サービスの充実に努めます。【重点プロジェクト44】【高齢者支援課】</p>
<p>▶ 地域支援事業における「生活支援体制整備事業」を活用し、地域において高齢者の日常生活を支える互助の体制整備を図ります。【重点プロジェクト45】【高齢者支援課】</p>
<p>▶ 養護老人ホームなど高齢者福祉施設との連携や、個人が抱える生活課題に即した住環境の整備など、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。【高齢者支援課】</p>
<p>環境上の理由や経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置することで、心身の健康の保持及び生活の安定を図っている。          高齢者のニーズに応じた、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供に努めた。</p>
<p>高齢者人口の増加に伴い、高齢者の住まいの確保に係る諸課題も増加、多様化が見込まれることから、それに即した対応を検討していく必要がある。</p>
<p><b>③認知症高齢者の支援</b></p>
<p>▶ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、状態に応じた適切なサービスの提供を確立し、家族に対する相談・支援体制の充実に努めます。【高齢者支援課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や専門職に対して、「丸亀市認知症ケアパス」やパンフレット等を活用し、情報提供を行った。</li> <li>・認知症初期集中チーム員会議を定例開催し、初期段階からの支援を実施。</li> <li>・認知症サポート医の同伴訪問やかかりつけ医への連絡を行い、支援体制の強化を図った。</li> <li>・認知症等見守りSOSネットワーク会議を開催し、警察や関係機関と連携を図ると共に、行方不明になった認知症高齢者に対し、迅速に対応できる仕組みをつくった。</li> <li>・認知症の人を介護する家族のための講座を開催。市内15か所で認知症カフェを開催。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や関係機関に認知症初期集中支援チームに関する周知を十分に行い、活用の推進を図るとともに、かかりつけ医との連携推進。</li> <li>・認知症の早期発見、早期対応に向けた支援体制の構築。</li> <li>・家族の介護力向上のための取組みが必要であり、認知症の初期段階、または認知症の診断とともに、家族が介護支援講座を受講できる仕組みや周知が必要。</li> <li>・認知症の人やその家族が地域とつながっている場、介護者同士が交流できる場が必要。</li> </ul>
<p>▶ 高齢者の虐待や財産をめぐるトラブル、悪質な訪問販売や詐欺など、高齢者の権利に関する問題が深刻化するなか、市民後見人の養成など成年後見制度を地域で支える取組みのほか、警察や司法関係等の専門機関と連携し、権利擁護の推進に努めます。【高齢者支援課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度について、出前講座や市民向けの講演会等を実施し、周知・啓発に努めた。</li> <li>・地域包括支援センターにおいて、成年後見制度や申立て手続きの相談に応じ、家庭裁判所や専門職につなげることで、制度理解や活用の充実に努めた。</li> <li>・市民後見人については、令和2年度現在 6人が活動。市民後見人育成のための基礎研修を実施し、42人が受講。</li> <li>・高齢者虐待防止等実務者会議を開催し、関係機関とのネットワーク構築を図った。</li> <li>・関係機関等からの通報・相談をうけた場合は、早急に事実確認を行い、コア会議による判断に基づく個別支援計画を立て支援するほか、必要に応じて弁護士や社会福祉士などで構成する高齢者虐待対応専門職チームと連携をとりながら対応した。</li> </ul>

- ・成年後見制度及び相談窓口である「成年後見センター」の周知。
- ・市民後見人の幅広い年齢層からの募集、養成、活動体制の構築。
- ・虐待に関する相談や通報が迅速に行われるよう、地域への啓発活動や関係機関との連携協力体制の整備。

④高齢者が予防活動に取り組める仕組みづくり

▶ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、全ての高齢者に対して介護予防の啓発等を行う「一般介護予防事業」に取り組めます。【重点プロジェクト46】【高齢者支援課】

▶ 生涯学習や健康づくりなど、高齢者の生きがいづくりを推進します。【高齢者支援課】

高齢社会に対応する知識や生きがい、健康づくりにつながる学習機会として、介護・福祉・年金などに関する各種講座を開催。

参加者の固定化をはじめ、仕事や家事等により学習できない人も多いなどの問題があり、多様な学習機会の提供が必要となっている。

▶ 老人クラブの加入促進により活動の活性化を図るとともに、健康で働く意欲がある高齢者の就業機会を確保することで、社会参加の促進に努めます。【高齢者支援課】

老人クラブの活動を支援 補助金交付額 平成30年度 900万9千円  
令和元年度 882万6千円  
シルバー人材センターの運営を支援 補助金交付額 平成30年度 993万8千円  
令和元年度 1,013万8千円  
(令和2年度分は未確定)

- ・老人クラブは、加入者の高齢化や就業する高齢者の増加などにより会員数が減少傾向にある。時代に即した活動のありかたも検討しつつ加入促進を図る必要がある。
- ・シルバー人材センターについては、受注件数を確保するため、広報活動による新規顧客の獲得、各種研修による労働の質の向上を図る等、事業主体の運営の活性化が必要。

【成果指標の見直し】

なし

基本方針	IV	健康に暮らせる
基本施策	19	障がい者福祉の充実

目指す姿	障がい福祉サービスを提供するための体制の確保や、質の向上を図るとともに、障がい者に対する地域の理解・協力の拡大に努め、障がい者が地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。							
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
	① 「障がい者の就労支援や福祉サービスに関する取組」に対する市民満足度	56.4% (2015)	—	—	—	59.4%		↗ (2020)
	② 福祉施設入所から地域生活へ移行した人数（計画期間内の人数）	—	4人	8人	5人	1人		9人 (2020)
③ 就労移行支援事業を利用して一般就労した人数（計画期間内の人数）	—	3人	7人	11人	9人		15人 (2020)	

### 【2次評価】

C	障がい者の社会参加の推進とともに、就労支援については事業所の確保も含めて促進し、社会全体で支える体制の強化が必要である。
---	--

### 【1次評価】

健康福祉部	C
-------	---

### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①障がい者に対する理解と交流の促進
▶ 障がいのある人とない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障がいや障がい者に対する地域の人々の正しい理解と認識を深める取組みを進めます。【福祉課】
社会参加を支援するための手話通訳者の派遣や移動支援を行うとともに、ボランティア活動の活性化を図っている。障がいのある人を対象にしたアンケート調査では、最近3か月に行った社会参加について、「特にない」が約4割で最も多い回答だった。
社会参加を支援するための、支援者側の人材の高齢化や減少が課題である。障がいのある人の希望に応じて、社会参加活動に取組みやすい地域づくりに努める。
②障がい者保健・医療の充実
▶ 障がいの原因となる疾病等の予防や、早期発見・早期療育・相談体制の充実を図ります。【福祉課】
医療費の助成により障害者への経済的支援を行うことで、負担の軽減が図られている。県内の医療機関での受診料の立替を不必要としたことにより、病院への早期受診・病気の早期発見につながっている。
高齢化に伴い医療機関への受診が年々増加することにより、医療給付費が増加していることから、県費負担金の増加も見込まれる。 また、自立支援医療費は令和元年度において更生医療・育成医療ともにわずかに減少しているが、今後とも早期受診、健康の維持を図るための状況に応じたサービスの充実に努める。
▶ 障がい者の心身の健康を維持するため、関係機関と連携しながらライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス・リハビリテーションの充実に努めます。【福祉課】
適切な医療が確立されるよう、関係機関との連携強化や医療給付費制度、障がい福祉サービスの充実に努めている。

<p>常時医療ケアを必要とする人が、必要な支援を受けられるように、サービス提供事業所の確保が課題である。</p>
<p><b>③可能性を伸ばす教育の推進</b></p> <p>▶ 学校・幼稚園・保育所・こども園や関係機関等と連携し、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育・保育の推進を図ります。【福祉課】</p>
<p>巡回カウンセリング事業や障がい関連教育機関と連携し、必要なサービスの提供を行っている。</p>
<p>障がい者と認定されないグレーゾーンの子どもや発達障害のある子どもなどが、地域、学校、幼児教育施設等の中で、支援が十分行き届いていないことが見受けられ、各種サービス等の情報提供が課題である。</p>
<p><b>④障がい者の生活支援の充実</b></p> <p>▶ 障がい福祉サービスや相談支援体制の充実に取り組み、障がい者が自立した生活を送ることができるよう支援します。【福祉課】</p>
<p>市内の相談支援事業所や関係機関等と連携し、相談支援体制の充実に取り組んでいる。 市内の相談事業所は9か所である。(R3.4.1現在) 市内の各種サービス事業所と連携し、必要なサービスの提供を行っている。</p>
<p>相談支援専門員の不足など、マンパワー不足である。 社会資源が少ないのが課題である。</p>
<p>▶ 障がい児が乳幼児期から学校卒業まで、一貫した支援を身近な場所で受けられる体制の確保に努めます。【福祉課】</p>
<p>市内のサービス事業所は18か所、児童発達支援センターが1か所である。 市内のサービス事業所と連携し、必要なサービスの提供を行っている。</p>
<p>障がい児サービスの利用者は増加傾向にあり、必要なサービスの体制確保が課題である。 また医療的ケアを必要とする重症心身障がい児の支援体制整備が課題である。</p>
<p><b>⑤雇用・就業の確保</b></p> <p>▶ 障がい者が就労を通じて自己実現を図り、社会の中での役割や生きがいを見い出せるよう、就労支援の提供体制の整備や職場定着を支援します。【福祉課】</p>
<p>関係機関が連携し、就労に向けてのアセスメントや職場での調整、就労後の定着支援を実施している。</p>
<p>就労移行支援、定着支援を行っている事業所は圏域内で1か所のみと社会資源が不足しており、サービスの周知にも努めたい。</p>
<p><b>⑥生活環境の整備</b></p> <p>▶ 障がい者が安心して暮らせるよう、生活空間のバリアフリー化の環境整備を図るとともに、防災・防犯対策面においても、地域をあげた支援体制の整備に努めます。【福祉課】</p>
<p>在宅での生活を容易にするために必要な住宅改修などによりバリアフリー化を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが生活しやすい環境整備を行っている。</p>
<p>年々、申請件数が増加しているが、助成対象となる住宅改修工事内容が限られていることが課題である。 また、防災・防犯対策関係部署との連携の強化がさらに必要である。</p>
<p><b>⑦差別の解消、権利擁護の推進</b></p> <p>▶ 障がいのある人もない人もともに生活できる社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消を推進します。【福祉課】</p>
<p>障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことの有無についてのアンケート調査では、「ある」：身体障害者手帳所持者で18.9%、療育手帳所持者で42.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者で34%という回答。 地域の人の障がいに対する理解についても「理解している」は1割、「あまり又は全く理解していない」が3～4割という回答だった。</p>

障がいに対する理解や認識不足による偏見や差別を持つことのないよう、正しい理解や認識を深めるための啓発活動に努める。障害者差別解消法、障害者雇用促進法で規定された差別の禁止や、合理的配慮の提供の必要について、市民・事業者の理解促進のための取組を実施する。

▶ 意思決定の困難な障がい者が不利益を被ることのないよう、成年後見制度について普及啓発するとともに、障がい者虐待の未然防止に努めるなど、障がい者の権利擁護の推進を図ります。【福祉課】

中核機関の機能を担う後見センターまらがめと連携し、成年後見制度の広報啓発に努めるとともに、制度等の利用支援を行っている。市長申立て1件。報酬助成3件。  
虐待防止センターを設置し、365日・24時間相談受付できる体制を整えている。

成年後見制度を知らない人も多くいるため、障がい者の権利を守る法制度について、障がい者自身への情報提供が課題となっている。

#### ⑧行政サービス等における配慮の推進

▶ 「障害者差別解消法」に基づき、市が行う事務・事業の実施にあたっては、障がい者が必要とする配慮の提供に努めます。【福祉課】

「丸亀市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定。  
「丸亀市手話言語条例」及び「丸亀市障がいのある人のコミュニケーション手段に関する条例」を制定した。

行政サービス等の手続きや情報提供における配慮を充実させていく。また言語としての手話の理解と、普及の促進や障がい者の情報コミュニケーションの支援の充実に向けた取組を推進する。

#### 【成果指標の見直し】

なし

基本方針	IV	健康に暮らせる
基本施策	20	暮らしを支える福祉の充実

目指す姿	地域で支え合う仕組みづくりを推進するため、地域のネットワークづくりを進めるとともに、地域福祉を支える担い手を育成し、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。							
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
	① 「身近な地域における地域福祉に関する取組」に対する市民満足度	52.4% (2015)	—	—	—	62.3%		↗ (2020)
② 一般被保険者 年間1人あたり保険給付費用額	418,718 円/人	427,312 円/人	430,273 円/人	446,672 円/人	434,328 円/人		前年度比 +2%以内	

### 【2次評価】

C	長引くコロナ禍において、生活困窮者への支援はますます重要になり、継続的な支援策の検討が必要である。コロナの動向に応じた適切な相談や支援が行えるよう、重層的支援体制を充実し、市民が抱える課題に対してきめ細かに対応していかなければならない。
---	--

### 【1次評価】

健康福祉部	C
-------	---

### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①みんなで支えあう仕組みづくり
<p>▶ 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、福祉協力員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進し、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が行う生活困窮者等への支援や地域課題の解決など各種福祉活動のための支援を実施</li> <li>・民生委員児童委員や福祉協力員等へ活動に必要な情報を提供</li> <li>・民生委員児童委員協議会連合会に対し、運営費や研修費等の補助を実施</li> <li>・丸亀地区保護司会、讃岐修斉会、香川県原爆被害者の会、遺族会等の福祉活動団体へ活動の補助を実施</li> </ul> <p>今後も各種関係団体の地域に密着した福祉活動の支援に努めながら、複雑化する地域等の課題へ対応するため、関係団体等と行政が連携した支援体制を強化していく。</p> <p>▶ 災害時避難行動要支援者対策として、見守り活動などに必要な個人情報の共有化や、福祉避難所など受け入れ施設等の拡大に努めます。【福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の避難支援等関係者への情報提供同意率 H30末:58%、R1末:64%、R2末:66%</li> <li>・避難行動要支援者台帳の避難支援等関係者への提供先の増加(香川県警察(H30)、消防団(R2))</li> <li>・民生委員児童委員の一人暮らし高齢者調査に伴う情報提供同意者の調査実施(H30～R2)</li> <li>・一般社団法人福祉用具供給協会と災害時福祉用具等供給協定の締結(R2)</li> </ul> <p>同意率の上昇及び関係団体への情報提供に努めながら、支援体制等の見直し及び個別避難計画の策定に取り組む必要がある。</p> <p>福祉避難所については、社会福祉施設等と協議しながら受け入れ施設等の拡大に努め、運営に関わる各種団体との災害時協定を推進していく必要がある。</p>
②地域福祉を支える人づくり
<p>▶ 福祉教育や地域活動への参加促進により福祉の心を育てるとともに、地域で支え合う活動の核となる担い手の育成など、地域福祉活動を持続的に推進するための人材確保に取り組みます。【福祉課】</p>

<p>地域福祉活動に対して功績のある者を表彰し、また、市民の福祉に関する知識向上や担い手育成等を目的とした研修のため、社会福祉大会を実施</p> <p>民生委員児童委員等の福祉活動の担い手不足解消のため、周知活動に努めた。</p>
<p>支援が必要な人を地域で支えることができるよう、地域福祉活動の活発化のための市民への啓発や、人材確保に努める。</p>
<p><b>③国民健康保険制度の安定的運用</b></p>
<p>▶ 国民健康保険事業運営の安定化を図るため、関係部署と連携して、国民健康保険税の徴収率の向上に努めます。【保険課】</p>
<p>納税者の利便性向上を図るため、税務課と連携し「ペイジー決済」を導入した。国保新規加入者については原則口座振替による納税としており、窓口申請時等での積極的な口座振替勧奨により、徴収率の向上を図っている。</p> <p>滞納者に対する取り組みとしては、短期被保険者証や資格者証を交付することにより、被保険者証更新時に税務課へ案内し、納付相談や納税依頼を行うとともに、コンビニ納付なども活用し、目標を上回る徴収率となっている。</p>
<p>引き続き、これまでの取組を継続する。</p>
<p>▶ 後発医薬品の使用促進や健康診査受診率の向上など医療費の適正化に取り組みます。【保険課】</p>
<p>後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が一定額以上ある被保険者を対象に、差額通知を年2回送付するとともに、希望シールや被保険者証ケースを配布し、使用促進に努めることにより、医療費の適正化につなげた。</p> <p>また、人間ドック受診費用の一部助成を実施することで、特定健診の受診率向上に反映されることから、将来的な医療費の適正化につなげている。</p>
<p>引き続き後発医薬品の使用促進をすすめることにより、医療費の適正化に努める。</p> <p>現在の使用率の目標を達成後は、更に削減額での指標の目標設定を検討する必要がある。</p>
<p>▶ 医療費の抑制と、国民健康保険事業の安定化を図るため、データヘルス計画に基づく健康・医療情報の分析結果から、糖尿病性腎症重症化予防など実効性ある生活習慣病予防対策を推進します。【重点プロジェクト40】【保険課】</p>
<p><b>④生活困窮者の自立支援</b></p>
<p>▶ 自立相談支援窓口「あすたねっと」を中心に、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、生活困窮者の就労や自立支援を図ります。【福祉課】</p>
<p>生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的に支援するために、自立相談支援事業による「あすたねっと」をはじめ、様々な事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業 相談者H30:112人、R1:112人、R2:705人</li> <li>・住宅確保給付金 受給世帯H30:1世帯、R1:1世帯、R2:55世帯</li> <li>・就労準備支援事業 支援者H30:26人、R1:27人、R2:26人</li> <li>・家計改善支援事業 支援者H30:28人、R1:18人、R2:18人</li> <li>・子どもの学習・生活支援事業 支援者H30:21人、R1:24人、R2:18人</li> </ul>
<p>新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化を把握し、適正な支援が行えるよう関係機関との連携をさらに充実する必要がある。</p>

**【成果指標の見直し】**

なし

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	21	歴史的資源の保存と活用

目指す姿	歴史的資源の保護をはじめ、文化財や史跡の保全・活用を図り、文化的価値の理解を深めるとともに、歴史的資源を後世へ継承していくまちを目指します。						
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況				目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021
	① 「名所や文化財の保護・活用に関する取組」に対する市民満足度	73.1% (2015)	—	—	—	65.4%	↗ (2020)
	② 資料館の入館者数（年間）	34,000 人	33,907 人	26,463 人	28,419 人	15,010 人	37,000 人
	③ 笠島まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数（年間）	7,000 人	4,610 人	4,110 人	8,708 人	1,596 人	7,500 人
④ 市指定文化財の修理件数（累計）	—	2件	4件	5件	5件	5件	

※③の基準値は2014年度～2016年度平均値、目標値は2018年度～2020年度平均値

### 【2次評価】

D	丸亀城の石垣修復工事は遅れが生じているため、最重要課題として着実な推進を図るとともに、その他の石垣や天守など丸亀城全体の保全、確実な保存継承に取り組まなければならない。歴史的資源のさらなる活用に向けては、観光や教育分野との連携を強化し、各施設の来訪者数の回復も目指していただきたい。
---	---

### 【1次評価】

教育部	C
-----	---

【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①文化財の活用
▶ 文化財を、貴重な歴史文化に触れることができる財産として、観光や教育など各種事業と連携して活用します。【文化財保存活用課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀城では観光部局と連携してお城まつり等のイベントで活用している。</li> <li>近隣小学校と協力して、学校教育の場として活用した(丸亀城・快天山古墳)。</li> <li>平成30年度から、文化財啓発グッズを作成し、販売を行っている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>観光としての活用には、観光部局や関係団体との連携を深めていく必要がある。</li> <li>観光として活用するに当たっては、新型コロナウイルスの影響が予測できない状況である。</li> <li>教育現場への働きかけと利用促進のための方策が必要である</li> <li>学校教育としての活用を担う人材の育成とノウハウの蓄積が必要である。</li> </ul>
▶ 郷土への理解や愛着を深めるとともに、文化財保護に対する関心を高めるため、全国的なネットワークも活用しながら、資料館の常設展示や企画展、その他講座の充実に努めます。【文化財保存活用課】
企画展では、丸亀にゆかりのある人物や貴重な文化財など郷土の歴史・文化をテーマとしたものや、全国から刀剣ファンが集まるニッカリ青江の公開などを行い、文化財の啓発や観光振興に努めた。また、常設展についても平成29年度のリニューアルオープン後は、定期的に展示内容を変え来館の促進を図ったが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受け、入館者が減少した。
郷土をテーマとした企画展に加え、話題性や集客力を考慮し幅広い世代が楽しめる展覧会の実施を図るとともに、効果的な広報や情報発信を展開していく必要がある。

<p>▶ 資料館開館50周年(2022年度)の特別企画展に向けて、丸亀城郭や城下町絵図等の修復を計画的に進めます。 【文化財保存活用課】</p>
<p>経年劣化が進んでいた丸亀城郭や城下町の絵図は、平成30年度から順次修復を行い公開できる状態となり、概ね計画どおりに進捗している。</p>
<p>修復が完了した絵図については、今後デジタルデータ化を進め、研究・調査のため活用しやすい環境を整える必要がある。</p>
<p>▶ 本島の笠島重要伝統的建造物群保存地区や塩飽勤番所等の歴史的資源については、文化観光資源としての活用を一層促進し、来訪者の増加を図ります。【文化財保存活用課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要伝統的建造物群保存地区(以下、伝建地区)の景観を維持するため、修理・修景事業を26件(国庫補助事業5件・市単独事業21件)実施</li> <li>・平成30年度～令和2年度に木造建造物が密集している伝建地区の状況にあわせた防災計画を策定。</li> <li>・令和元年9月～11月に瀬戸内国際芸術祭が本島で開催され、伝建地区がその会場となる。</li> <li>・令和元年、「石の島」のストーリーが日本遺産に認定され、本島の文化財が構成文化財となった。(塩飽勤番所、伝建地区、年寄りの墓、塩飽高無坊山石切丁場跡、木鳥神社鳥居、千歳座)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本島地区での高齢化、過疎化により管理者やガイドなどの担い手が不足している。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大による観光への影響が予測できない状況である。</li> <li>・防災計画に沿った事業を進めるためその体制と財源の確保が必要である。</li> <li>・日本遺産や瀬戸内国際芸術祭等の機会を捉えるため、関係者と連携して取り組む必要がある。</li> </ul>
<p>②文化財の保存</p>
<p>▶ 市内に所在する史跡や歴史的建造物などの重要な文化財について、計画的な保存整備に努めるとともに、防火、防災などの安全対策の充実を図ります。【文化財保存活用課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定文化財の修理、修理補助を5件実施</li> <li>・消防部局と協力して、文化財建造物の防火体制を確認</li> <li>・毎年、1月26日の文化財防火デーにあわせて、消防部局と協力して火災防衛訓練を実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定文化財の修理を計画的に進めるために、現状把握のため調査を行う必要がある。</li> <li>・市指定文化財の修理には、所有者の自己負担が必要となり、理解と協力を得る必要がある。</li> <li>・文化財建造物の防火体制に不備がある案件について、早急な対応が必要である。</li> </ul>
<p>▶ 丸亀城については、き損の著しい三の丸坤櫓跡石垣と、帯曲輪石垣について、計画的な修理を進めます。また、修理作業に合わせて、その過程を公開するなど、観光資源や学習素材としての活用も図ります。【重点プロジェクト47】 【文化財保存活用課】</p>
<p>▶ 国指定史跡である快天山古墳については、保存活用計画を策定するとともに整備計画を見直し、適切な維持管理と保存活用を図ります。【文化財保存活用課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度～令和元年度 史跡快天山古墳を適切に保存活用し、次世代へと確実に守り伝えていくための基本方針である「史跡快天山古墳保存活用計画」の策定(令和2年度に文化庁の認定)</li> <li>・令和2年度 保存・整備のための発掘調査計画を策定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査を着実にすすめるためには、調査体制の充実と予算の確保に努める必要がある。</li> <li>・調査時には現地説明会を実施し、成果を広く公開・周知する必要がある。</li> </ul>
<p>③伝統文化の保存、継承及び活用</p>
<p>▶ 先人が築き上げた、民俗芸能などの伝統的な文化を後世に伝えていくとともに、それらを活用して、地域において、連帯感や世代間交流が生まれるよう支援します。【文化財保存活用課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無形文化財の保持団体に対し、補助を実施</li> <li>・国や県が行う補助事業の周知・啓発の実施</li> </ul>
<p>・少子化や生活スタイルの変化から、子供たちが伝統文化に触れる機会が減少し、地域の担い手不足につながっている。 新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動への影響が出ている。</p>

【成果指標の見直し】

来訪者数については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要がある。

基本方針	V	みんなでつくる
基本方針	22	文化芸術の振興

目指す姿	文化芸術に関連した多彩な活動を通じて、文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性が育まれるまちを目指します。							
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
	① 「芸術や地域文化の継承や振興に関する取組」に対する市民満足度	64.2% (2015)	—	—	—	66.4%		 (2020)
	② 丸亀市綾歌総合文化会館の利用者数	134,258 人	148,416 人	151,815 人	131,878 人	26,413 人		150,000 人
	③ 芸術鑑賞教育の実施回数（年間）	5回	5回	5回	6回	0回		10回
④ 地域出前文化教室の実施回数	4回	4回	4回	8回	0回		8回	

### 【2次評価】

C	コロナ禍でのリニューアルオープンとなった美術館やミモカ財団の取組については、感染症と共存する文化振興方策をすすめてつ、コロナ後を見据えた一層の活性化を目指していただきたい。新市民会館は、着実な整備とともに、維持管理経費の抑制も含めた運営手法の検討が課題である。
---	--

### 【1次評価】

産業文化部	C
-------	---

### 【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①文化芸術に接する機会の拡充
▶ 全ての世代が、多様な文化芸術に接する機会の充実を図ります。【文化課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が設置する文化施設における公演や展覧会を開催</li> <li>・身近に文化芸術に触れてもらえるよう地域の様々な施設やイベントでの出前教室など、地域密着型の事業も実施</li> </ul> <p>地域出前文化教室の開催(H30:4回 R1:8回 R2:0回)  文化振興事業協議会による芸術体験プログラム(H30:4回 R1:4回 R2:2回)  綾歌総合文化会館での文化公演、講演、講座など(H30:30回 R1:25回 R2:6回 )  猪熊弦一郎現代美術館によるインリーチ、アウトリーチ事業(H30:464回 R1:303回 R2:80回)</p> <p>引き続き文化芸術に接するきっかけとして、だれでも参加できるイベントの開催や鑑賞の場づくりに取り組む必要がある。</p>
▶ 子どもの豊かな感性を育むため、学校教育などにおける文化芸術の学習機会の提供に努めます。【文化課】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校で芸術鑑賞教室を開催するとともに、文化庁事業を活用した巡回公演などを実施</li> <li>・市設置の文化施設において子どもを対象としたワークショップなどを開催</li> </ul> <p>文化振興事業協議会による芸術体験プログラム(H30:4回 R1:4回 R2:2回)  学校芸術鑑賞教室の開催(H30:5回、R1:6回、R2:0回)  文化庁事業「文化芸術による子どもの育成事業(巡回公演事業)」の実施(H30:5回 R1:4回 R2:0回)  猪熊弦一郎現代美術館によるインリーチ、アウトリーチ事業(H30:464回 R1:303回 R2:80回)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における鑑賞体験や参加型事業の充実</li> <li>・ホールや美術館における子ども向けの鑑賞機会や学習機会の充実</li> <li>・学校等へ文化芸術の学習機会を提供できる人材の育成や確保</li> </ul>

<p>▶ 文化芸術団体との連携を促進し、市民文化と地域活力の向上を図ります。【文化課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化振興事業協議会や文化協会のほか、これらの構成団体と連携した各種公演や展覧会を開催</li> <li>・市内の文化団体が秋に開催する行事について、「まるがめ文化芸術祭」として取りまとめ、市内の一体的な事業として情報発信</li> <li>・HOTサンダルプロジェクト事業では、美術大学と連携し、学生に島しょ部で滞在して制作活動を行ってもらうとともに、島民との交流をとおして地域の活性化を図った</li> </ul> <p>まるがめ文化芸術祭の実施(掲載行事数 H30:33件 R1:42件 R2:24件 )  HOTサンダルプロジェクト事業の実施(卒島生:212人 参加者 H30:24人 R1:29人 R2:0人 )  HOTサンダルプロジェクト事業関連移住者(R2末時点 6人)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の活動が生きがいづくりや子どもの育成などの地域課題の解決にも寄与することの啓発など、団体が現在の活動内容を再考し、活性化させる取組みが必要</li> <li>・過去にHOTサンダルプロジェクト事業に参加した人(美大生)とのつながりを活用するなど、新たな事業展開の検討</li> </ul>
<p>▶ 瀬戸内国際芸術祭については、島しょ部にとどまらず、市内各地に効果が波及するよう活用するとともに、近隣自治体とも連携した回遊性の高い観光戦略により、交流人口の増進を図ります。【重点プロジェクト48】【文化課】</p>
<p>②自主的文化芸術活動の促進</p>
<p>▶ 各種文化芸術団体の育成・支援に努め、市民の自主的な文化芸術活動の活性化を促します。【文化課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化協会への加入促進及び所属団体が実施する主催事業などへの助成</li> <li>・様々な媒体を活用した活動情報の発信</li> </ul> <p>まるがめ文化芸術祭の実施(掲載行事数 H30:33件 R1:42件 R2:24件 )  文化協会への加入促進(所属団体数 H30:109団体 R1:101団体 R2:99団体)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化協会を通じて団体の育成・支援を行っているが、加入団体は減少傾向にあることから、文化協会の活動に関する情報提供の充実などによる新規団体の加入促進が必要</li> <li>・新市民会館整備と関連しての活動場所や発表機会の確保</li> <li>・若い世代は活動する時間がないこともあり、活動する人の高齢化が進んでいる</li> </ul>
<p>▶ 市民が、日常生活の中で文化芸術に触れ、文化芸術への関心や理解を深めることができるよう、環境づくりや意識の醸成に努めます。【文化課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・美術館をより身近に感じてもらえるようゲートプラザを活用したイベントを開催</li> <li>・ホームページ、SNSなどを活用した情報の発信</li> </ul> <p>猪熊弦一郎現代美術館ゲートプラザ活用事業の開催(H30:3回 R1:0回 R2:0回)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックアートの設置に関する計画の策定</li> <li>・文化芸術に関心を持ってもらうきっかけづくりとしての多様な分野との連携</li> <li>・SNSなどのより情報を入手しやすい手法を用いた情報発信の充実</li> </ul>
<p>③文化芸術活動の環境整備</p>
<p>▶ 市が設置する文化施設の適切な維持管理に努めるとともに、運営体制の充実を図り、市内外の人々が優れた文化芸術に触れるための場所として積極的な活用を図ります。【文化課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・猪熊弦一郎現代美術館については、H30年12月からR2年3月で大規模改修工事を実施し、施設の長寿命化を図った。また、工事が完了したR2年度からは、ミモカ美術振興財団が指定管理者として管理運営を再開した。</li> <li>・綾歌総合文化会館については、老朽化した施設のうち緊急性の高いものから計画的に改修を進めた。また、丸亀市福祉事業団が指定管理者として引続き管理運営を行い、貸館のほか自主事業にも取り組んだ。</li> </ul>
<p>【猪熊弦一郎現代美術館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理による管理運営(R2～R6・ミモカ財団)</li> <li>・改修工事(H30～R1:長寿命化工事)</li> </ul>
<p>【綾歌総合文化会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理による管理運営(R1～R5・丸亀市福祉事業団)</li> <li>・改修工事(H30:防火シャッター、空調自動制御機器、舞台照明 R1:舞台照明等 R2:舞台機構、空調)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・綾歌総合文化会館について、H30年度に策定した長寿命化計画による施設改修が必要であるが、全面休館を伴うため新市民会館の整備とあわせた検討が必要。</li> </ul>

<p>▶ 開館26年を経過した丸亀市猪熊弦一郎現代美術館については、長寿命化を目的とした大規模改修工事を計画的に進めます。また、再開後の利用促進や入館者の増加に向けて、市民座談会や文化振興審議会などで、美術館のより良いあり方について議論と検討を進めます。【文化課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化工事(H30年12月からR2年3月)の実施</li> <li>・運営ビジョン[H30～R3]の策定(H30)及び本ビジョンに沿った運営</li> <li>・指定管理者制度に係る業務の基準の策定(R1)</li> <li>・ミモカ美術振興財団の指定管理者による管理運営の再開(R2～R6)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定を進めている第3次文化振興計画と連動した運営ビジョン(R4～R8)の改定</li> <li>・指定管理者「業務の基準」に沿った管理運営の実施</li> </ul>
<p>▶ 新丸亀市民会館の早期整備に向けて、整備予定地やコンセプト、運営方針など検討を進めます。【重点プロジェクト49】【文化課】</p>
<p>④文化芸術活動の担い手の育成</p>
<p>▶ 若手芸術家など、文化芸術活動の担い手を育成するため、多様な文化に接する機会を拡充するとともに、市民自らが自主的に文化芸術活動を行える環境づくりに努めます。【文化課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手芸術家支援事業により若手芸術家が行う公演などの経費の一部を助成</li> <li>・HOTサンダルプロジェクト事業により美術大学生が島しょ部で滞在して行う制作活動を支援 若手芸術家支援事業の実施(公演等開催数 H30:2回 R1:0回 R2:2回) HOTサンダルプロジェクト事業の実施(参加者 H30:24人 R1:29人 R2:0人 )</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組みの内容をより詳しく知ってもらうための情報発信</li> <li>・過去に事業に参加した人(若手芸術家、美大生)との連携による取組みの継続・充実</li> </ul>

#### 【成果指標の見直し】

- ・美術館に関する指標がないので追加する。文化芸術に接した人の状況を把握するため、展覧会への入館者以外のイベントなども含めた施設利用者数を指標にしたい。
- ・実施回数では機会の提供状況は把握できるが、文化芸術に接した人の状況は分からないので、参加者数などへの変更について検討が必要。
- ・策定中の第3次文化振興計画の指標と一致したものに見直したい。

#### 見直し案(候補)

- ①「芸術や地域文化の継承や振興に関する取組」に対する市民満足度 ※変更なし
  - ②綾歌総合文化会館の利用者数 ※変更なし
  - ③猪熊弦一郎現代美術館の利用者数(展覧会のほか、WSやイベントへの参加者、カフェ利用者を含む)
  - ④アウトリーチ事業への参加者数(指定管理者、文化協会、文化振興事業協議会実施分を含む)
- ※身近に文化芸術に触れる機会の提供(アウトリーチ参加者数等)により、市の文化施設へ足を運んでもらうことにつなげ(利用者数)、市民満足度の向上を図る。

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	23	生涯学習活動の推進

目指す姿	市民一人ひとりが生きがいのある生活を送るため、生涯を通じて学ぶ機会を創出し、学んだ知識や能力を地域で活かすことができる社会を目指します。								
	指標内容		基準値 2016	進捗状況				目標値 2021	
成果指標の推移	①	「心を豊かにし生活に役立つ生涯学習の充実に関する取組」に対する市民満足度	65.8% (2015)	—	—	—	62.2%	↗ (2020)	
	②	市民学級の参加者数	544人	711人	708人	697人	461人	700人	
	③	地域コーディネーターが活動するコミュニティ数	0	3	15	15	16	17	
	④	学校支援ボランティア促進事業を活用する小学校区数	2校区	3校区	4校区	6校区	7校区	7校区	
	⑤	図書館の1日平均利用者	①中央	568人	540人	531人	374人	399人	580人
			②綾歌	96人	97人	67人	73人	58人	100人
			③飯山	722人	766人	748人	746人	494人	740人
⑥	図書館の総貸出数	759,395冊	752,881冊	785,362冊	704,314冊	678,829冊	780,000冊		

#### 【2次評価】

C	マルタスの運営や新市民会館の整備、また、コミュニティにおける生涯学習推進員を中心とした活動も含めて、生涯学習活動の拠点のあり方を整理しておく必要がある。 地域学校協働活動は、コミュニティスクールともうまく連動するよう、一層の充実を図っていただきたい。
---	--

#### 【1次評価】

市民生活部	C
-------	---

#### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①学びのための環境づくりの推進
<p>▶ 生涯学習に取り組む市民が増え、内容や時間・方法など多様化するなかで、学習ニーズを把握しながら、生涯学習に関する情報を集約・整理し、分かりやすい情報発信に努めるとともに、社会教育に関わる職員などのスキルアップを図ります。【生涯学習課】</p> <p>生涯学習クラブ等の日頃の練習の成果を披露する「丸亀中央生涯学習まつり」やコミュニティまつり等において、作品展示や舞台発表など、広報誌やパンフレット等を活用しながら広く市民へ周知し、啓発活動を行った。イベント当日には体験コーナーを設けるなど、学んだ知識を参加者(地域)に還元する取組みにも努めた。</p> <p>また、社会教育に携わる職員などのスキルアップにおいては、社会教育主事講習への派遣による資格取得や、県主催の研修等に積極的に参加するだけでなく、他市町との情報交換等も行い見識を広めた。</p> <p>生涯学習関係団体の取組みについては、各種イベントなどの機会を通じて啓発活動を行っているが、日頃の活動そのものについては、見えにくいという課題がある。ICTを通じた情報発信に取り組み、活動する人と市民が情報を共有できるような仕組みを構築していく必要がある。</p>

<p>▶生涯学習センターやコミュニティセンターなど、学習活動の拠点となる施設の運営においては、市民ニーズに対応した柔軟な運営・管理を促進します。【生涯学習課】</p>
<p>生涯学習センターやコミュニティセンターなど、学習活動の拠点となる施設の運営については、生涯学習クラブ登録制度を設け、当該団体の生涯学習活動において施設使用料の減免制度を適用するほか、生涯学習センターについては閉館日を減らし利用しやすい環境を整えるなど、施設の利用者や設置目的を考慮した柔軟な運営・管理を行っている。また、広報活動による情報発信等も適宜実施することにより、利用者が求めているニーズにも応えている。</p>
<p>生涯学習センターは、築47年を迎え耐震性能の不足とともに、躯体、設備共に老朽化が進行している。飯山総合学習センターについても築16年を迎え、設備等の不良箇所が見受けられる状況になってきている。</p>
<p>▶働く世代や子育て世代など、ライフステージに配慮した学習機会の提供に努めるとともに、防災や消費者問題など社会的要請の強い課題に対応した学習内容の充実を図ります。【生涯学習課】</p>
<p>幼児期から高齢期まで、各ライフステージにおいて必要な学習活動を、市だけでなく社会教育団体や民間企業のノウハウ等も活用し、様々な取組みを実施した。青少年期には、子ども会活動において自律性や社会性を身につける体験活動や地域活動への参加促進を図るとともに、親善都市との交流等を通じて将来のリーダーの育成に努めた。また、子育て世代に向けては、学校等における家庭教育講座や子育て学習会開催における講師紹介等の支援、成人・高齢者世代については、市民講座の開催など生涯学習機会の創出に努めた。</p>
<p>生涯学習活動を積極的に志す参加者の固定化をはじめ、仕事や家事など、多忙な日常生活により学習できない環境の人も多いため、あらゆる立場や環境に応じた学習機会の提供が課題である。また、身近な地域課題の解決に資する学習機会の提供や、社会変化に対応していく上で、適宜、市民学級など各種講座の内容を見直すことが必要であり、これらに対応した人材の確保が課題である。</p>
<p>②学びでつながり、学びを生かすまちづくりの推進</p>
<p>▶生涯学習クラブの交流など、学びを通じた仲間づくりや、NPO法人や企業、大学など学びの機会を提供する団体とのネットワークづくりを推進し、主体的・効果的な学びにつなげます。【生涯学習課】</p>
<p>生涯学習活動の拠点である生涯学習センターや地域の拠点施設であるコミュニティセンターでのイベント開催等を通じて、生涯学習クラブ団体相互の交流や連携を図ることができた。学びの成果を生かす場であるとともに、情報交換・世代間交流の場として、社会教育施設やコミュニティセンターが有効に機能するよう、利用者と学びの機会を提供する団体とを繋いできた。</p>
<p>学びを通じた仲間づくりや、学びの成果を地域貢献活動等で還元する取り組みについては、一定程度図られている状況はあるが、まだまだ十分な状況であるとは言えない。引き続き、学ぶ人同士が交流を深め、共に問題解決に向けた意識を高めていくことが課題であり、「学びの循環」を広げていくために必要なネットワークづくりや、情報提供に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>▶学習成果が発表や指導などで生かされる場を充実し、学び得た知識や技能が、地域課題の解決につながる仕組みづくりに努めます。【生涯学習課】</p>
<p>平成29年度から、まちづくりや生涯学習活動における企画、運営において指導的な立場を担う「生涯学習推進員」を各コミュニティに配置し、地域課題やまちづくりについて学ぶ「地域いきいき講座」を各コミュニティセンターで開催している。市民のコミュニティへの関心を高めるとともに、地域人材の新たな発掘に繋がるなど、学び得た知識・技能を地域課題の解決に繋げていく仕組みが構築できた。</p>
<p>学んだ知識を目に見える形で直ちに地域課題の解決に繋げることができる機会は、まだ十分ではないことが課題である。学習成果を生かす機会の充実と、地域住民の更なる学習意欲の高揚を図っていく必要がある。</p>
<p>③家庭・地域・学校における連携の推進</p>
<p>▶子どもの育ちや学びを地域ぐるみで支える体制づくりとして、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの発掘・育成、地域と学校が相互に連携した取組みを推進します。【生涯学習課】</p>
<p>過去に組織された学校支援ボランティアによる学校支援の取組みのほか、地域と学校の連携調整役を担う社会教育法に基づく「地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)」を各小学校区(休校中の小学校は除く。)に令和3年度から教育委員会の委嘱により配置し、地区コミュニティと小学校が連携・協働して行っていた双方向の活動を、社会教育法に基づく「地域学校協働活動」として明確に位置付け、地域の人材が関り、地域の子どもたちの学びや成長を支援する取組みの推進を図った。</p>

<p>様々な経験や技能等を持った地域人材との関わりにより行われている「地域学校協働活動」については、それぞれの組織において活動の中心を担う人材の高齢化や固定化が活動を継続していく上での課題であり、新たな人材の発掘に向けた研修や地域活動への参加を促す啓発等に関して、地区コミュニティと連携した取組みが必要である。</p>
<p>▶ 行政と、教育・保育機関、NPO法人などが連携し、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実します。【生涯学習課】</p>
<p>家庭教育に関する学習機会として、学校や保育所等の保護者を対象とした「家庭教育講座」、「子育て学習会」のほか、PTAと連携した「家庭教育セミナー」を開催し、子どもの成長過程に見合った学習機会や情報提供の充実を図った。</p>
<p>地域の中で、学習成果を発揮することに戸惑いを持つ人がいる中で、地域の子どもたちのためなら役立ててみようとする人は少なくないため、社会教育や家庭・地域・学校が連携・協働し、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支えていく体制づくりにおいて、そのような方たちの参画を促していく取組みが課題である。「地域コーディネーター養成塾」など、地域人材の発掘・育成の事業を企画する際に、それらを踏まえて内容を検討する必要がある。</p>
<p><b>④図書館の充実</b></p>
<p>▶ 幅広い世代の様々な学習活動に活用できる地域拠点として、利用者のニーズや地域の特色に合わせた蔵書と利用しやすいサービス機能の充実に努めます。【生涯学習課】</p>
<p>利用者層に応じた選書を行うほか、購入希望を受付けて購入の検討をするなど、ニーズの対応に努めている。</p> <p>平成30年度 図書館システムの刷新 平成31年3月 移動図書館車を購入(愛称を公募) 令和2年4月 無線LANを設置し、香川Wi-Fiの利用開始 令和2年4月 官報情報検索サービスの利用開始 令和2年8月 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用開始</p>
<p>今後も各館の利用者ニーズに応じた選書を行うとともに、サービス機能の充実に努めていく。</p>
<p>▶ 講座や講演会などの多様な学習機会の提供に努め、市民の役に立つ生涯学習拠点を目指します。【生涯学習課】</p>
<p>各図書館でのおはなし会や講座に加え、中讃広域行政推進事業補助金で講演会を開催。</p> <p>平成30年度 絵本ライブ・講演会とまちライブラリー講演会を開催 令和元年度 絵本ワークショップを開催 令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、開催場所や定員等を検討しながら実施する。 中央図書館においては3密を回避できないため、市民交流活動センターを活用するとともに、連携も図っていく。</p>
<p>▶ 長い年月を費やし収集してきた郷土資料などの貴重な資料について、保存、収集及び活用に努めます。【生涯学習課】</p>
<p>平成27年度より開架書架に郷土資料コーナーを設けているが、検索が難しく利用が少なかったため、調べ学習などにも対応できるよう、1冊ずつにキーワードの入力を行い検索機能を高めている。</p>
<p>今後も継続的に郷土資料の収集・保存に努めるとともに、活用の促進に努めていく。</p>
<p>▶ ホームページ等を活用し、行事や図書など図書館情報の発信に努め、利用者の利便性向上を図ります。【生涯学習課】</p>
<p>平成30年度 図書館ホームページを刷新し、予約等の機能を増設したほか、ティーンズページを新設した。 市のフェイスブックも活用し、情報発信に努めている。</p>
<p>情報の更新に努め、利用者の利便性向上を図る。</p>
<p>▶ 中央図書館については、猪熊弦一郎現代美術館と合わせて、大規模改修工事を進め、安全安心で快適な利用環境を創出します。【生涯学習課】</p>

令和元年度 中央図書館については長寿命化工事を行い、館内照明のLED化やオストメイト対応の多目的トイレを整備したほか、調乳設備付授乳室を設けるなど、環境整備に努めた。
利用者の利便性向上や、安全に安心して施設を利用いただけるよう、必要に応じた整備を実施する。
<b>⑤子どもの自主的な読書活動の推進</b>
▶ 子どもが本を好きになり、読書によって育まれる力が一人ひとりの子どもの生きる糧となることを目指します。【生涯学習課】
平成28年度から令和2年度までの期間、「第3次丸亀市子ども読書活動推進計画」において25項目の具体的施策を設け、関係部署と連携して取り組んだ。
引き続き令和3年度から令和7年度までの「第4次丸亀市子ども読書活動推進計画」に基づき、令和7年度の目標達成に向けて各施策に取り組んでいく。
▶ 「子ども読書活動推進計画」に沿って、親子のふれあいを大切にした「家読（うちどく）」の推進や、「ブックスタート」、「セカンドブック」などの事業を継続しながら、子どもの自主的な読書活動を支えるとともに、家庭・地域・学校など子どもを取り巻く読書環境の整備・充実に努めます。【生涯学習課】
「ブックスタート事業」は3カ月検診を利用し現在100%に近い家庭に絵本を配布できており、「セカンドブック事業」は令和元年度に引き換え方法を変更し引き換え率が上昇した。また、市内幼稚園・保育所・認定こども園においては毎日読み聞かせを実施しているというアンケート結果が出ているが、図書館が実施するおはなし会はコロナの感染防止のため中央図書館では令和2年度は開催できなかった。コミュニティセンター図書室の利用促進のため提供図書等の整理を行った。
引き続き家庭・地域・学校とも連携して「第4次丸亀市子ども読書活動推進計画」に基づく事業を継続し、市民交流活動センターで「おはなし会」等図書館事業を再開し子どもに本の魅力や楽しさを伝え、子どもの読書活動を推進していく。

**【成果指標の見直し】**

なし
----

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	24	スポーツの振興

目指す姿	関係団体等と連携・協働を図りながら、市民がスポーツに親しむきっかけづくりや、スポーツによる生きがいを推進し、健康を意識したスポーツの振興とスポーツを通じた交流の拡大を目指します。							
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
	① 「スポーツ・レクリエーションの充実に関する取組」に対する市民満足度	69.3% (2015)	—	—	—	69.7%		 (2020)
	② 丸亀市民球場の利用者数（年間）	87,804 人	77,450 人	87,561 人	75,176 人	41,830 人		90,000 人
③ スポーツ施設の利用者数（年間） ※丸亀市民球場を除く	591,439 人	579,105 人	540,475 人	535,773 人	423,467 人		625,000 人	

### 【2次評価】

D	<p>スポーツは健康や生きがいづくりなど重要な側面がある一方で、スポーツ施設の利用者数は、人口減少の影響もあると思われるものの、減少の一途である。これまでと同じ取組では傾向に変化は期待できず、体育協会とともにさらに工夫しながら、日常的なスポーツ活動やスポーツ施設利用者の増加対策に取り組まなければならない。</p> <p>総合運動公園や体育施設は、計画に沿った整備や改修に取り組んでいただきたい。</p>
---	--

### 【1次評価】

市民生活部	D
-------	---

### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①スポーツに親しむきっかけづくり
<p>▶ 多様なスポーツ教室やスポーツイベントなど、スポーツを始めるきっかけとなる取組みを進めます。【スポーツ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ初心者教室（H30 4回延べ359名 R1 6回延べ620名 R2 1回延べ37名）</li> <li>・体力測定会（H30 34名、R1 57名、R2中止）</li> <li>・ふるさと健康ウォーク（H30 204名、R1 213名、R2 127名）</li> <li>・丸亀市のんびりウォーク（H30 216名、R1中止、R2 127名）</li> <li>・令和2年度:スポーツ推進委員の「おなじみ体操」動画撮影、市のHPで公開</li> <li>・市広報紙でスポーツ推進委員による市内ウォーキングコース紹介（H30 1回、R1 4回、R2 4回）</li> </ul> <p>・コロナ禍も重なり、運動する・しない住民の二極化が依然と顕著であり、家でも気軽にできる運動方法の周知などが課題。</p> <p>▶ スポーツが健康づくりに深い関わりを持つことを市民に啓発し、関係部署やコミュニティ、企業とも連携しながらスポーツ活動への参加を促進します。【重点プロジェクト59】【スポーツ推進課】</p>
②スポーツを実践する機運の醸成
<p>▶ 子どもたちの体力低下や運動習慣の二極化を解消するため、幼少期における運動の重要性について普及啓発に努めます。また、幼少期からの運動習慣の確保に向けて、アドバイザーや指導者を派遣するなど、就学前の子どもたちが体を動かす取組みを広めます。【スポーツ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子元気アップ事業（H30 594人、R1 594人、R2まるフェスに事業変更204名）</li> <li>・市内の幼・保・こども園において、就学前児童へ運動あそび指導員派遣（H30 10回687人、R1 5回123人、R2 13回580人）</li> </ul> <p>・共働き家庭の増加や屋外で遊ぶ機会の減少もあり、依然として子どもの日常生活において運動時間の確保が課題である。</p>

<p>▶ 高齢者や障がい者の自主性や生きがいづくりを目的として、誰もが気軽にスポーツに取り組める幅広いスポーツの推進を図ります。【スポーツ推進課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアスポーツ大会(H30 75人、R1 83名、R2中止)</li> <li>・障害者スポーツ大会(H30中止、R1、450名 R2中止)</li> <li>・室内ペタンク大会(H30 148名、R1 139名、R2 136名)</li> <li>・令和元年度「i enjoy!パラスポーツパークまるがめ」(延423名)</li> <li>・えがおでスポレク教室(卓球バレー等)(H30 5回延69名、R1 5回延70名、R2中止)</li> </ul>
<p>・各人の体力や参加者のニーズに沿ったスポーツ競技・種目の充実が望まれる。</p>
<p>▶ スポーツ少年団をはじめとした競技スポーツの振興により、スポーツ活動への意欲の高揚を図るとともに、競技力の向上を支援します。【スポーツ推進課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国体・全国大会等に出場した団体・個人に報奨金を支給(H30 105名、R1 146名、R2 28名)</li> <li>・スポーツ少年団登録状況(H30 66団1,541人、R1 65団1,472人、R2 65団1,274人)</li> </ul>
<p>・少子化の影響もあり、スポーツ少年団の加入者が減少し、競技団体の継続が厳しくなると予想される。</p>
<p>▶ 豊かな自然環境や特徴ある競技施設など、丸亀市の特色を活かした、多様なレクリエーション活動を推進するなど、市民が体を動かす機会の充実に努めます。【スポーツ推進課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育施設開放事業(H30登録230団 延181,558人、R1登録240団 延198,964人、R2登録 団 延 人 ← R3.5に確定予定)</li> </ul>
<p>・学校体育施設利用者における申請や利用報告書の提出が効率化できるよう模索する。</p>
<p>③スポーツを支える人づくり</p>
<p>▶ 指導者の高齢化や運営を支える人材不足の課題を解消に向け、ボランティア指導者登録制度など、指導者確保に向けた仕組みづくりや、地域人材の発掘に努めます。【スポーツ推進課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員のスポーツ研修(H30ウォーキング研修、R1カローリング研修、R2登山研修)</li> <li>・スポーツ指導者養成講座(H30 ジュニア女子アスリートの成長とコンディショニング16名、R1 サッカー指導者養成講座48名、R2なし)</li> </ul>
<p>・スポーツ推進委員のスキル向上、また競技性の高い競技における指導者人員増加・スキル向上が課題である。</p>
<p>▶ スポーツ関係団体や民間企業、大学など多様な団体とも情報交換を行い、連携強化を図るなど、市民スポーツを支える環境づくりに努めます。【スポーツ推進課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実業団などによるスポーツ教室開催(H30岡山シーガルズバレーボール教室152人、桑田真澄氏による野球教室288名、日立サンディーバによるソフトボール教室150名、R1若宮三紗子卓球教室48人、R2ラグビー教室47人)</li> <li>・まるフェスにおいては、地元企業・大学生と協力して実施(R2 204名参加)</li> <li>・令和2年度:障がい者野球教室(133名)</li> </ul>
<p>・各スポーツ関係団体等との協働体制が継続できるよう取り組む。</p>
<p>▶ コミュニティへのスポーツメニューの提供や出前講座により地域の取組みを支援するとともに、市民体育祭やチャレンジデーなど地域交流イベントの実施により、スポーツを通じた交流の場づくり、地域の絆づくりを支援します。【スポーツ推進課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民体育祭(H30 1,067人 R1 1,474人 R2 920人)</li> <li>・チャレンジデー(H30 106,517人、R1 90,974人、R2中止)</li> <li>・中讃地区陸上競技大会(H30 530人、R1 530人、R2 約500人)</li> <li>・丸亀市武道の祭典(H30 203人、R1中止、R2動画撮影、体協HP上公開)</li> </ul>
<p>・市民体育祭やチャレンジデー等は、市民(参加者)のニーズに沿ったイベントとなるよう地区コミュニティや競技団体等と協議する。</p>

④スポーツを楽しむ環境づくり																										
▶ 体育施設や運動公園を長く大切に利用できるよう、利用者ニーズを把握しながら、利用しやすい施設として計画的に改修等を進めるなど、施設の充実を図ります。【スポーツ推進課】																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>先代池北側の多目的広場の整備、用地取得9割方終了</li> <li>令和2年度:体育施設の長寿命化計画の策定</li> </ul>																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>丸亀市総合運動公園先代池北側多目的広場の整備における用地取得が難航し、整備工事が遅れている。また老朽化が著しい体育施設の計画的な改修に必要な財源不足が懸念される。</li> <li>利用者のニーズを踏まえた安全かつ効率的な管理運営やサービス向上が課題である。</li> </ul>																										
▶ 丸亀市総合運動公園については、大規模大会時などにおける駐車場不足の問題に対応するため、新たな駐車場対策を進めます。【重点プロジェクト50】【スポーツ推進課】																										
⑤スポーツを通じたにぎわいづくり																										
▶ 2020東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿をはじめ、大規模大会やスポーツ合宿の誘致活動等を積極的に展開するとともに、Jリーグや四国アイランドリーグplusなど地域密着型スポーツの活用を促進し、スポーツを通じたまちのにぎわいと地域活性化を図ります。【重点プロジェクト51】【スポーツ推進課】																										
▶ 日本女子サッカー発祥の地と言われる由縁を活かし、全国規模の交流大会を開催するなど、女子サッカーの普及を図る取組みを推進し、新しい人の流れを創出します。【スポーツ推進課】																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>2020東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿においてクロアチア陸上競技連盟を誘致、R1、R2年度共クロアチア陸上競技選手と地元小学生との交流事業を実施した。</li> <li>丸亀なでしこスマイル☆サッカー交流大会(H30 11チーム162名、R1 17チーム225名、R2 8チーム108名)</li> <li>初心者向け「女性のためのサッカークリニック」(H30 12回延290名、R1 10回延305名、R2 9回延231名)</li> <li>経験者向け「女子サッカー教室」(R1 6回延103名、R2 8回延114名)</li> </ul>																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では認知度が低い「女子サッカーの聖地丸亀」にふさわしいイメージがつくよう、女子サッカー推進に向けて地道に取り組む。</li> </ul>																										
▶ 丸亀市民球場をはじめ、市内体育施設・運動公園においては、スポーツ以外の利活用も促進し、施設の有効活用やにぎわいの創出に努めます。【スポーツ推進課】																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>プロ野球ウエスタンリーグ来場者数(H30 3,034人 R1 5,768人 R2中止)</li> <li>ピカラスタジアムにおけるカマタマーレ讃岐の試合 平均観客数(H30 3,073人 R1 2,112人 R2 869人)</li> </ul>																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍でのウエスタンリーグ開催に向け、来場者の安心安全が確保されるよう取り組む。</li> <li>県内プロスポーツチームの財政基盤が脆弱で、とりわけ来場者増加につながるような営業戦略が構築されていないため、行政と連携した取り組みが一過性にならざるを得ず、集客に結びついていない。</li> </ul>																										
▶ 国内外から1万人を超えるランナーが参加する香川丸亀国際ハーフマラソン大会を地域活性化の事業として一層充実させ、本市のにぎわいづくりやシティプロモーションを進めていきます。【スポーツ推進課】																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">香川丸亀国際ハーフマラソン大会□</td> <td>部門</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> </tr> <tr> <td>ハーフ</td> <td>11,644</td> <td>11,942</td> <td>延期</td> </tr> <tr> <td>3キロ</td> <td>863</td> <td>941</td> <td>延期</td> </tr> <tr> <td>小学生駅伝</td> <td>304</td> <td>280</td> <td>延期</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,811</td> <td>13,163</td> <td>延期</td> </tr> </table>						香川丸亀国際ハーフマラソン大会□	部門	H30	R1	R2	ハーフ	11,644	11,942	延期	3キロ	863	941	延期	小学生駅伝	304	280	延期	合計	12,811	13,163	延期
香川丸亀国際ハーフマラソン大会□	部門	H30	R1	R2																						
	ハーフ	11,644	11,942	延期																						
	3キロ	863	941	延期																						
	小学生駅伝	304	280	延期																						
	合計	12,811	13,163	延期																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本有数のハーフマラソン大会であるが、他大会との差別化を図る、またコロナ禍において、住民及び大会参加者の安心安全が確保できるよう対策を取る。</li> </ul>																										

【成果指標の見直し】

丸亀市民球場⇒丸亀市総合運動公園全体の利用者数に変更。

基本方針	V	みんなで作る
基本施策	25	人権尊重社会の実現

目指す姿	人権尊重社会の実現に向けた教育・啓発に努め、新たな人権課題にも対応しながら、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。							
	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
成果指標の推移	① 「人権教育、啓発活動など人権尊重に関する取組」に対する市民満足度	68.2% (2016)	—	—	—	60.8%		↗ (2020)
	② 各種団体等が実施する研修会の参加人数	2,236 人	2,152 人	2,667 人	1,763 人	516 人		2,800人 2,460人
	③ 人権に関する講演会等に参加し、人権の大切さを理解した人の割合	56.1% (2014)	—	—	—	60.0% (2019)		↗
	④ 隣保館の利用者数	7,622 人	7,789 人	7,722 人	6,981 人	2,635 人		8,000 人

【2次評価】

C	民間における人権啓発の推進のほか、SNSやインターネット、コロナ差別など多様化する人権課題に関する教育、啓発が重要である。人権尊重は、全ての行政施策に通じる基本かつ最重要課題であり、引き続き市をあげて推進していかなければならない。
---	---

【1次評価】

市長公室	C	総務部	C	教育部	C
------	---	-----	---	-----	---

【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①人権教育の推進					
▶ 学校教育では、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた人権・同和教育を行い、人権や差別についての理解を深め、人権を尊重する意識や態度の育成を図ります。【学校教育課】					
本市独自の研修会である「小中人権・同和教育研修会」では、人権感覚の素地を養う教育が行われるよう、それぞれの発達段階に応じた教材開発等を行っている。令和2年度は、多くの研修が中止となったが、各校の人権・同和教育主任がリードしながら自主研修に努めた。 令和2年度には、LGBTに関する研修を、人権課と連携し実施した。					
令和3年度は、ICTを活用したオンラインによる研修も視野に入れながら、幼保・小・中学校の連携を図り、発達段階に応じた教育を進めていく必要がある。 多様化する人権課題に対して、教職員が気づき、自信をもって指導するために、関係課や県教委との連携を図りながら積極的に研修の機会を設けていく。					
▶ 社会教育では、子どもから大人まで全ての人々が人権感覚を身につけられるよう、それぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開します。また、幼児期における自尊感情の育成など、子どもの成長過程における人権意識の形成のため、家庭教育における人権教育の充実に努めます。【人権課】					
市人権・同和教育指導員による研修のうち、職場研修、地域の役割での研修、保護者の研修(受講団体数)					
	全団体数	職場研修	地域の役割	保護者	その他(高校生)
平成30年度	40団体	22団体	4団体	10団体	4団体
令和元年度	46団体	28団体	7団体	7団体	4団体
令和2年度	23団体	19団体	3団体	0団体	1団体 (コロナ禍により要望数減少)
職場、地域、保護者といった幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに合わせた人権研修が、市人権・同和教育指導員を派遣することによって可能になっているが、実施団体は市・学校関係がほとんどで、まだまだ企業や地域の団体は少ないのが課題である。引き続きあらゆる世代の市民を対象とした実施ができるよう人権教育活動の推進を目指すとともに、今後、より多くの団体が、積極的に研修を実施できるように研修内容や手法を工夫しながら働きかけていく。					

<p>▶ 市職員をはじめ、各種団体等への研修等を通じて、人権教育の充実・強化に努めます。【人権課】</p> <p>市人権・同和教育指導員による研修(受講団体数、受講者数)</p> <p>平成30年度 40団体 4193名 令和元年度 48団体 3090名 令和2年度 25団体 1677名 (コロナ感染症拡大防止のため、研修をとりやめた団体等があった)</p> <p>市人権・同和教育指導員を各種団体に派遣することによって、実施団体の対象者や希望する内容等に合わせた研修を実施することができているが、実施団体は市・学校関係がほとんどで、まだまだ企業や地域の団体が少ないのが課題である。引き続き、より多くの団体に実施してもらえるよう周知方法等を工夫していきたい。</p>												
<p>②人権啓発の推進</p> <p>▶ 人権啓発にあたっては、対象となる年齢層を考慮し、具体的な事例を活用しながら、参加体験型の研修会や交流会を開催し、親しみやすくわかりやすい情報発信に努めます。【人権課】</p> <p>○人権啓発地方委託事業(法務省)において、H30年度から、小学校での体験型の研修会を実施している。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>車椅子バスケットボール 2校</td> <td>車椅子バスケットボール 2校</td> <td>ボッチャ 2校</td> </tr> <tr> <td>異文化理解教室(ブラジル)4校</td> <td>盲導犬 3校</td> <td>パラアスリート(やり投げ)4校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>異文化理解教室(カナダ) 1校</td> <td>点字 1校</td> </tr> </table> <p>○丸亀市人権・同和教育研究協議会と連携して、参加・交流型の研修を年1回実施している。</p> <p>平成30年度 性的少数者と交流会(映画上映会含む) 令和元年度 外国料理教室(フィリピンのお菓子づくり) 令和2年度 障がいの理解はコロナのため中止</p> <p>地方委託事業については、小学生を主対象に、多様な価値観や文化等について、体験を通して「知る機会・学ぶ機会」として人権教室に活用してもらっており、引き続き、取り組んでいく。</p> <p>丸同教連携事業は、参加者が丸同教構成団体の方が多い。より広く市民に受講してもらいたいが、参加交流型の研修のため、一度に多人数の集客ができないことより、参加者が偏りがちなのが課題である。</p>	平成30年度	令和元年度	令和2年度	車椅子バスケットボール 2校	車椅子バスケットボール 2校	ボッチャ 2校	異文化理解教室(ブラジル)4校	盲導犬 3校	パラアスリート(やり投げ)4校		異文化理解教室(カナダ) 1校	点字 1校
平成30年度	令和元年度	令和2年度										
車椅子バスケットボール 2校	車椅子バスケットボール 2校	ボッチャ 2校										
異文化理解教室(ブラジル)4校	盲導犬 3校	パラアスリート(やり投げ)4校										
	異文化理解教室(カナダ) 1校	点字 1校										
<p>▶ 地域のコミュニティや人権啓発拠点である隣保館が、市民に身近な人権啓発の場所として十分に機能するよう、活用と支援に取り組みます。【人権課】</p> <p>隣保館の事業のうち、地域の特色のある事業</p> <table border="0"> <tr> <td>金山</td> <td>識字教室</td> </tr> <tr> <td>二軒茶屋</td> <td>段ボール迷路、人形劇</td> </tr> <tr> <td>山根</td> <td>周辺地域巡回事業</td> </tr> <tr> <td>富士見館</td> <td>観桜のつどい、初夏のつどいなど地域外との交流</td> </tr> </table> <p>隣保館は地域に寄り添った施設として、それぞれ特色のある事業を展開している。引き続き、館だよりの発行や現地研修などを通して、地域住民の福祉の向上に努め、人権啓発の拠点としての役割を担っていく。</p> <p>魅力ある館行事を開催し周辺地域住民の来場を促進しているが、来館者が減ってきているため、来館者の興味を引き、訪れたいような行事を開催するなど、来館者を増やすことが課題である。</p> <p>飯山地区は、部落問題の解消を目指す人と、同和地区であることを伏せておきたい人がいるため、両者が納得する部落問題解決の施策の検討・実施が課題である。</p>	金山	識字教室	二軒茶屋	段ボール迷路、人形劇	山根	周辺地域巡回事業	富士見館	観桜のつどい、初夏のつどいなど地域外との交流				
金山	識字教室											
二軒茶屋	段ボール迷路、人形劇											
山根	周辺地域巡回事業											
富士見館	観桜のつどい、初夏のつどいなど地域外との交流											
<p>▶ 人権啓発実施主体など関係機関との連携を強化するとともに、企業における人権啓発の支援に努めます。【人権課】</p> <p>市人権・同和教育指導員が出向いて行った研修のうち、企業が実施した研修</p> <table border="0"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>企業2社と地区労</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>企業2社と地区労</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>企業1社</td> </tr> </table> <p>このほか、人権課開催の研修(丸同教総会講演会、人権セミナー、市民のつどい講演会)を加点対象とし、企業の参加を促している。</p> <p>人権研修の重要性を認識し、自ら研修を実施する企業が増えていくことを目指し、企業人権同和推進協議会とも連携しながら、企業への働きかけの方法を検討し取り組む必要がある。</p>	平成30年度	企業2社と地区労	令和元年度	企業2社と地区労	令和2年度	企業1社						
平成30年度	企業2社と地区労											
令和元年度	企業2社と地区労											
令和2年度	企業1社											
<p>③人権擁護の強化</p> <p>▶ 人権擁護委員による相談業務については、相談内容が多様化し、新たな人権課題も生じていることから、相談員の資質向上と、関係機関との連携強化を図ります。【人権課】</p>												

<p>人権擁護委員による市役所での特設人権相談を開設している。</p> <p>平成30年度 18回 *市役所本庁舎で毎月1回、綾歌・飯山センターで年2回ずつ、6月と12月</p> <p>令和元年度 16回(3月2回コロナのため中止)</p> <p>令和2年度 12回(4月～7月6回コロナのため中止)</p> <p>また、人権擁護委員、法務局と連携し、地方委託事業での啓発活動や街頭啓発活動などに取り組んでいる。</p> <p>人権擁護委員は、市長が推薦した者を法務省が委嘱し、人権相談の受け手として活動しているが、擁護委員の資質の向上については法務局が担っている。新任の人権擁護委員を選定する際には、前任の委員のコミュニティから選出してもらうが、人材不足で担い手が見つからないのが課題である。</p>						
<p><b>④人権啓発拠点の強化</b></p> <p>▶ 老朽化している隣保館については、建て替えなどを計画的に進め、より地域に密着した人権啓発と福祉の拠点施設となるよう利用促進を図ります。【人権課】</p>						
<p>金山、二軒茶屋、山根地区においては、住宅の建替えに伴うまちづくり計画の中で、順次隣保館の建替えを行う予定。</p> <table border="0"> <tr> <td>金山隣保館</td> <td>令和6年度工事予定</td> </tr> <tr> <td>二軒茶屋隣保館</td> <td>令和10年度工事予定</td> </tr> <tr> <td>山根隣保館</td> <td>未定</td> </tr> </table>	金山隣保館	令和6年度工事予定	二軒茶屋隣保館	令和10年度工事予定	山根隣保館	未定
金山隣保館	令和6年度工事予定					
二軒茶屋隣保館	令和10年度工事予定					
山根隣保館	未定					
<p>引き続き、隣保館を含む地域全体のまちづくり事業について、住宅課、地元まちづくり協議会と連携して取り組み、より多くの地域住民が施設を必要とし利用してもらえるように、人権啓発の拠点施設としての更なる魅力を創造・発信していく必要がある。</p>						
<p><b>⑤新たな人権課題への対応</b></p> <p>▶ SNSやインターネット上における人権侵害について、正しい理解や認識を深めるため、教育・啓発を通じて適切な利用を推進します。【重点プロジェクト53】【人権課、学校教育課】</p> <p>▶ 特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチ防止につながる多文化尊重意識の啓発の促進に努めます。【重点プロジェクト54】【人権課】</p> <p>▶ 性的少数者の正しい理解促進のため、教育・啓発の推進を図ります。【重点プロジェクト55】【人権課】</p>						
<p><b>⑥部落差別解消の推進</b></p> <p>▶ 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景や趣旨を全ての市民が理解し、部落差別が解消できるよう教育・啓発の推進を図ります。【重点プロジェクト56】【人権課、学校教育課】</p>						
<p><b>⑦平和行政の推進</b></p> <p>▶ 戦争による人権侵害を二度と引き起こさないよう、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えていくため、市民や関係団体と協力しながら、平和行政の推進を図ります。【秘書政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報まるがめ「私の戦争体験談」の掲載(H27～R2まで継続して随時掲載)</li> <li>・戦争パネル展の開催(H30～R2) 市役所ロビー等</li> <li>・戦争体験講話会の実施(H30:68名、R1:34名、R2:コロナで中止)</li> <li>・広報まるがめに掲載した「私の戦争体験談」を冊子化し小・中学校へ配布(R2:合計196冊)</li> <li>・まるみらい広場「タイムカプセル開封式」の実施(R2)、「タイムカプセル展」の開催(R2:来場者511名)</li> </ul>						
<p>語り部が高齢化する中、次世代へ戦争体験を伝承していく方法を検討していく必要がある。</p>						

**【成果指標の見直し】**

<p>後期計画から</p> <p>② 指標内容:「市職員を含む各種団体等への研修会の参加人数」に見直しする。</p> <p>理由:人権課に人権・同和教育指導員が在籍しており、各種団体等だけでなく、市職員へも研修を行い、新たな人権課題にも対応した教育・啓発に努めているため見直しする。</p> <p>④隣保館の利用人数を、「啓発活動」「交流活動」「デイサービス」の利用者のみの人数を記載していたが、県の隣保館運営費等補助金の実績として報告している、隣保館利用者数(資料配布等は除く)と同じく、自由来館を含む隣保館の利用者数に見直しする。</p>
---

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	26	男女共同参画社会の実現

目指す姿	男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。							
	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
成果指標の推移	① 「男女が共に活躍するための啓発や支援に関する取組」に対する市民満足度	64.6% (2015)	—	—	—	65.2%		 (2020)
	② 市役所における女性管理職の割合	18.6%	20.4%	22.4%	21.0%	21.9%		25.0%
	③ 審議会等委員の女性登用率	35.2%	36.4%	37.6%	41.7%	41.9%		44.0% 40.0%
	④ 女性のいない審議会等の数	3	3	3	2	2		0
	⑤ DV相談窓口として「丸亀市女性相談」を知っている人の割合	19.1% (2015)	—	—	—	20.4%		50.0% (2020)
	⑥ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合	18.5% (2015)	—	—	—	15.0%		0% (2020)
	⑦ 市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率	3.2% (2015)	—	—	—	7.4%		15.0% (2020)

#### 【2次評価】

C	現状では様々な場面において男女が平等であるとは言えず、男性の育児休業取得率も引き続きの課題となっている。特に民間事業者に対して、意識改革につながる啓発を粘り強く取り組んでいただきたい。
---	--

#### 【1次評価】

総務部	C
-----	---

#### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①男女共同参画の意識づくり
▶ 地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画の意識づくりを進めるため、生涯を通じた様々な段階での学習機会や情報提供の充実を図ります。【人権課】
男女共同参画セミナー:H30(5か所、146人参加)、R元(4か所、116人)、R2(2か所、35人) ※セミナー内容:H30、R元は子どもと作ろう!!男性料理教室。 R2は女性、多様な人々の視点を活かした災害対応 瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会主催講演会(2市3町の経済団体を主な対象として実施) H30(11/8開催、203人参加)、R元(11/14開催、147人参加)、R2(11/9開催、153人参加)
各地区コミュニティに実施要請している男女共同参画セミナーでは、参加者が高齢層となることが多く、若年層への啓発アプローチが難しい。学校や保育所などの保護者会を通じた啓発アプローチを構築する必要がある 引き続き、経済団体への啓発は定住自立圏での取り組みを中心に実施していく
②女性活躍の推進
▶ 各種審議会などへの女性の積極的な登用や、市政をはじめ、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけにより、政策・方針決定の過程における女性参画の推進を図ります。【人権課】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所の女性管理職(一般職)比率：H30(22.4%)、R元(21.0%)、R2(21.9%)</li> <li>・審議会等委員の女性登用率：H30(37.6%)、R元(41.7%)、R2(41.9%)</li> <li>・女性のいない審議会の数：H30(3)、R元(2)、R2(2)</li> </ul>
<p>審議会等へ女性登用を進める必要性への理解は庁内で深まっている。 一方で女性委員0人の審議会もまだあり、次期改選に向け、女性登用は必須であると関係者に伝え続ける必要がある。</p>
<p>▶ 行政、民間が連携して、働き方改革に向けた機運を醸成するとともに、働く場におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の視点も踏まえた企業の取組を支援します。【重点プロジェクト57】【人権課、産業観光課】</p>
<p>▶ 働きたい女性が能力を発揮し、いきいきと働けるよう、女性の就職・就労のための支援を充実させるとともに、企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進を図ります。【人権課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・【再掲】瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会主催講演会(2市3町の経済団体を主な対象として実施) H30(11/8開催、203人参加)、R元(11/14開催、147人参加)、R2(11/9開催、153人参加)</li> <li>・男性育休取得奨励金支給事業所：H30(4社)、R元(4社)、R2(5社)</li> <li>・市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率(企業アンケート結果より):H27(3.2%)→R2(7.4%)</li> </ul>
<p>育休取得促進を実行している企業とそうでない企業に意識の差があり、現状としては、事業継続を優先する企業風土が強い点が課題である。</p>
<p><b>③配偶者などからの暴力の根絶</b></p>
<p>▶ DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有するため、様々な機会を通じて年齢層に合わせた広報を行うとともに、女性相談窓口の周知・啓発に努めます。【重点プロジェクト58】【人権課】</p>
<p>▶ DV被害者の早期発見のため、地域の人や、被害者を発見する可能性が高い市職員の意識を高めるよう努めます。【人権課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画セミナー：H30(1か所、79人参加)、R元(3か所、45人)、R2(実施なし) ※セミナー内容:DVを許さないという意識の醸成</li> <li>・若年層向けデートDVパネル展を市内高校等にて巡回実施:H30(11か所)、R元(延べ11か所) R2(延べ11か所)</li> </ul>
<p>各地区コミュニティに実施要請している男女共同参画セミナーでは、参加者が高齢層となることが多く、20～40歳代の層への啓発が難しい。未成年者へのアプローチは巡回パネル展にて行っているが、より深く考えていただく仕組みづくりの構築が必要と考える。 また、関係課との意見交換は行っているが、市職員全体への定期的な研修実施はできていない。</p>
<p>▶ DV被害者については、被害者の安全確保を最優先に考えるとともに、関係各課・機関の連携のもと、被害者の自立支援に取り組みます。【人権課】</p>
<p>パープルリボンキャンペーン(街頭キャンペーン、コミュニティバスへのリボン掲示による啓発、DV相談窓口啓発シール) 街頭キャンペーン:H30(6か所)、R元(3か所)、R2(3か所) DV相談窓口啓発シール新設(民間施設):H30(35か所)、R元(23か所)、R2(83か所)</p>
<p>被害者の相談につながるよう、相談窓口の周知に努めているが、啓発効果が相談数につながっているか不明である。市民アンケートから被害があっても相談しない傾向があると判明(男性70.0%、女性36.3%)したが、この層の人たちが相談しようとする仕掛けづくりが必要である。</p>

**【成果指標の見直し】**

指標の見直しではないが、DV被害者の自立支援については、人権課(男女共同参画室)の役割ではなく、子育て支援課(家庭児童相談室)の担当だと考える。

基本方針	V	みんなで作る
基本施策	27	情報発信と地域情報化

目指す姿	多様な情報発信手段を利用し、市民とのコミュニケーションや本市の魅力の発信手段として広報活動等を展開するとともに、情報化に対応した取組みを推進します。						
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況				目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021
	① 「行政による広報活動、情報公開、個人情報保護に関する取組」に対する市民満足度	62.8% (2015)	—	—	—	71.1%	 (2020)
	② 市ホームページへのアクセス件数（年間）	104万件	121万件	119万件	133万件	155万件	130万件 115万件
③ 職員の情報セキュリティ研修参加者数（年間）	152人	61人	48人	37人	787人	300人	

### 【2次評価】

C	<p>広報紙については引き続き分かりやすい紙面づくりに努め、その他の媒体も含めて、市民ニーズに即した多様な情報発信を展開しなければならない。</p> <p>行政のデジタル化、デジタル社会の実現に向けては、情報セキュリティの強化、職員の育成、情報弱者対策などと合わせて総合的に推進する必要がある。</p>
---	---

### 【1次評価】

市長公室	C	総務部	C
------	---	-----	---

### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①ニーズに応える情報発信
<p>▶ 「広報まるがめ」については、これまで以上に市民に見やすい、読みやすい、分かりやすい紙面づくりを心掛けるとともに、社会や地域の状況に沿ったニーズの高い情報の提供に努めます。【広聴広報課】</p>
<p>・広報に関するアンケート調査を実施し、市民ニーズの把握に努めた。(R1年11月)</p> <p>・若手職員の「情報発信推進チーム」により効果的な情報発信方法が検討され、広報紙やホームページ等の改善が図られた。(H30～R2)</p> <p>・「広報まるがめ」のレイアウトやフォントの変更等で大幅に紙面変更を行い、読みやすい広報紙づくりを心掛けた(R1年10月から)</p> <p>・必要とされる広報紙であるために、常に市民ニーズの把握が必要である。</p>
<p>▶ ホームページでの情報発信をさらに充実させるとともに、SNS等の新たな情報ツールを効果的に活用することで、あらゆる世代に必要な情報をタイムリーに届け、市の取組みの共有とシティセールス推進を図ります。【重点プロジェクト60】【広聴広報課】</p>
<p>▶ ホームページのアクセシビリティなど情報提供手法の工夫により、全ての市民にとってやさしい情報発信に努めます。【広聴広報課】</p> <p>・ホームページを適切なカテゴリに分類する等の整理を全庁的に実施し、分かりやすいホームページとなるように努めた。(H30～R2)</p> <p>・多様な情報発信ツールができていく中で、有効な情報発信手段を検討していきたい。</p> <p>・分かりやすいホームページにするために新たなシステム改修も必要である。</p>
<p>▶ 情報公開制度については、市の保有する情報が市民の財産であることを踏まえ、積極的な情報公開の推進と市民への情報提供の充実に努めます。【広聴広報課】</p>
<p>・丸亀市情報公開・個人情報保護審査会開催 平成30年度 1回、令和1年度 1回、令和2年度 1回(書面)</p> <p>・公文書開示請求件数 平成30年度 260件、令和1年度 299件、令和2年度 329件</p> <p>・市民の知る権利を保障するために、引き続き積極的な情報公開が必要である。</p>

<p><b>②丸亀応援サポーターを広く募る</b></p> <p>▶ ふるさと納税については、丸亀市を応援していただけるよう創意工夫し、納税額の維持、増加を図ります。【広聴広報課】</p> <p>平成30年度 寄附件数 7,322件、寄附額 141,671千円  令和1年度 寄附件数 4,229件、寄附額 89,910千円  令和2年度 寄附件数 5,050件、寄附額 110,298千円(見込)</p> <p>・寄附金収入の増、新たな丸亀市の特産品の発掘のため民間活力の導入が必要である。</p> <p>▶ 企業版ふるさと納税については、企業と協働した取組みが可能となるよう、丸亀市の行政課題の解決につながる地方創生プロジェクトの検討を進めます。【広聴広報課】</p> <p>令和1年度 寄附件数 1件、寄附額 300万円  令和2年度 寄附件数 2件、寄附額 200万円</p> <p>・「丸亀市未来を築く総合戦略」に基づく地域再生計画において包括的に事業認定がされたが、企業への分かりやすい周知が必要である。</p>
<p><b>③情報化に対応した人材の育成</b></p> <p>▶ 情報化社会に対応する情報処理能力の向上に向け、e-ラーニングを活用した情報通信技術や情報セキュリティに関する教育・研修を推進するとともに、個人情報保護に対する職員の意識高揚を図ります。【情報政策課】</p> <p>・住基ネット担当者研修会、マイナンバー制度担当者研修会への参加(香川県主催)  ・リモートラーニングによる情報セキュリティ研修の実施について(J-LIS主催)  情報セキュリティコース、個人情報保護コース、サイバーセキュリティコース、マイナンバー制度一般コース、マイナンバー利用事務・関係事務コース  ・RPAやAI-OCR研修への参加(民間企業等)</p> <p>・情報セキュリティ研修は従事者全てが習得すべきものであり制度も改正となるため、継続した研修の受講が必要である。  ・RPAやAI-OCRの初期導入には専門的な知識を要するため、導入当初には情報政策課職員などが主導となる必要があるが、運用においては各課職員でも管理ができるような教育が必要である。</p>
<p><b>④情報セキュリティ対策の強化とバックアップ</b></p> <p>▶ 各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策の強化を図ります。【情報政策課】</p> <p>・総務省が示す「自治体情報セキュリティ対策の見直し」に伴う、新たな自治体セキュリティ対策の導入</p> <p>・自治体での効率性や利便性の向上とセキュリティ確保の両立を図る目的であるが、三層対策の見直し、クラウド化やリモートアクセスなどの安全な実施方法の検討、自治体セキュリティクラウドへの対応など専門的な知識を要するため、庁内での安定した体制作りや職員確保が重要である。</p> <p>▶ 緊急時などの行政機能の維持のため、バックアップ体制を強化し、業務の継続性を確保します。【情報政策課】</p> <p>・重大インシデントを踏まえた対策の強化  ・情報セキュリティ体制やインシデント即応体制の強化  ・バックアップデータの保管場所の確保</p> <p>・情報システム機器の廃棄等について、情報の機密性に応じた適切な手法の確立  ・実践的サイバー防御演習(CYDER)の継続的な受講、インシデント対応班の設置及び役割の明確化等を推進</p>
<p><b>⑤電子自治体の構築推進</b></p> <p>▶ 既存の各種システムの維持・充実に努め、事務処理の迅速化・効率化を図ります。【情報政策課】</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」により情報セキュリティを確保しつつ、新庁舎にICT技術(SDN)により構築した情報ネットワークを有効に活用している。さらに各課が独自で導入しているシステムについては機器を集約するなど運用・管理においてコスト削減にも努めている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識を要するため、庁内での安定した体制作りや職員確保が重要である。</li> </ul>
<p>▶ マイナンバー制度を利用した情報連携を推進し、行政の効率化と市民の負担軽減を図ります。【情報政策課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー法に基づき、これまで市民が行政の各種事務手続きで提出する必要があった書類等を省略することができるように、専用ネットワークを用いた運用を行うとともに、コンビニ交付サービスやびったりサービスを活用する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携においては、情報連携の対象となる個人情報を読み取る中間サーバを操作する必要があるが、その操作にあたっては専門性や特殊性を要するため、特化した人材の配置や人材育成が必要である。</li> </ul>
<p>⑥適切な行政文書管理の推進</p>
<p>▶ 歴史的公文書をはじめ行政文書の適切な保存・管理を徹底し、情報公開の請求など、市民の要望に速やかに応える体制づくりを進めます。【庶務課】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内職員向け研修会の実施 R1 3回</li> <li>・庁内職員向け公文書の適正な保存と管理について周知 R2 1回</li> <li>・令和3年4月 丸亀市公文書等の管理に関する条例制定</li> </ul>
<p>4月に施行した丸亀市公文書等の管理に条例に基づく、歴史公文書等の選別の作業フローを策定し、職員に対し適正な保存・管理の周知徹底を行う必要がある。</p>

【成果指標の見直し】

--

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	28	市民参画と協働の推進

目指す姿	まちづくりへの市民参画を推進し、市民と行政が地域の課題解決に向けて互いを理解・尊重し合い、普段からまちづくりに参加できる機会を創出しながら、「協働のまちづくり」を目指します。							
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
	① 「まちづくりや行政への市民参画に関する取組」に対する市民満足度	63.1% (2015)	—	—	—	57.1%		↗ (2020)
	② 丸亀市自治基本条例を知っている市民の割合	36.7% (2015)	—	—	—	31.3%		↗ (2020)
	③ ネットワークに登録した市民活動団体数	78団体	78団体	81団体	86団体	86団体		85団体
④ NPO法人認証数	41団体	46団体	44団体	44団体	43団体		50団体	

### 【2次評価】

C	行政課題が多様化する中、今年度の自治基本条例の検証も踏まえつつ、一層の協働推進が求められるところである。マルタスを拠点として、協働の主体となる市民活動団体の育成や支援に取り組む、地域や行政の課題解決につなげる仕組みを確立していただきたい。
---	---

### 【1次評価】

市長公室	C	市民生活部	C
------	---	-------	---

### 【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①まちづくりの参加機会の確保
▶ 各種審議会等における市民の参画や、ワークショップなど多様な参加機会の提供や、市民がまちづくりに参加しやすいしくみづくりを推進します。【秘書政策課】
審議会等に、より多様な市民の意見を反映させるため、原則として委員の一部を公募することとしている。公募に当たっては、市民の応募に資するよう、平成29年度から、年間の公募委員募集予定を一覧でホームページに掲載して周知している。また、若い世代の市政参加をより進めるため、市の行事・イベントや審議会等への学生等の参加について積極的に検討することを全庁的に推進している。
一方、市民に身近な市民交流活動センターなどの整備や計画などの策定時には、ワークショップやヒアリングなどを通して、市民の意見をお聞きしてきた。
コロナ禍という状況に対応するほか、従来の方法では時間的・距離的に参加することが困難だった方など、多様な方の市民参画を促進するため、デジタルを活用した市民参画の仕組みづくりが課題である。
▶ 自治基本条例に基づき、市民生活に影響の大きい政策や計画については、パブリックコメントや市民アンケートなどを用いて、多様な市民意見の把握と市政への反映に努めます。【秘書政策課】
全庁的に、市民生活に影響の大きい政策や計画などについては、パブリック・コメントや公聴会等またはアンケートのいずれか1以上の方法により市民の意見を求め、政策や計画などに反映させるよう努めている。
また、市民がパブリック・コメントで意見を出しやすいよう、平成29年度から、年間のパブリック・コメント実施予定時期をホームページで周知するとともに、パブリック・コメント実施時には、対象となる計画や条例などの内容について分かりやすい資料を一緒に提供している。
まちづくりや協働の新たな拠点施設として市民交流活動センターを活用していく中で、登録する市民団体から意見をお聞きするなど、市民交流活動センターを活用した新たな市民意見聴取方法を取り入れる必要がある。
また、デジタルを活用することにより、多様な方の意見を把握し、市政へ反映させる仕組みづくりも課題である。

<p><b>②協働事業の推進</b></p> <p>▶ 地域の課題の解決やまちの活性化などに、市民の意欲や実行力を活かせるよう、市民と行政が対等な立場で、補完し合いながら取り組む協働事業を推進します。【生涯学習課】</p> <p>地域の課題解決や市民ニーズに沿ったより効果的な公共サービスの提供を図るため、市民活動団体や事業者と市が協働で行う事業として、「市民提案型協働事業」を毎年2事業行った。令和2年度には社会経済活動や市民活動が停滞するなか、コロナ禍を市民とともに乗り越えていくため、「市民提案型コロナ対策補助事業」を臨時的に設け、市民活動団体等が主体となって13事業を実施し、新しい生活様式に根差した新型コロナウイルス対策の取組みを応援した。</p> <p>協働によるまちづくりを促進するためには、「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」における基本原則である市民活動・協働の主体の自主性と自発性を尊重しつつ、公益性の観点などを含め、課題解決に向けて協働の目的意識の共有を図るなど、行政と市民団体等とのさらなる関係構築が課題である。</p> <p>▶ NPO法人、ボランティア、事業所等による公益活動の活性化に向け、情報提供や相談支援の充実を図ります。【生涯学習課】</p> <p>平成27年度から、市内に事務所を置く5名以上の市民活動団体として市に登録された団体に向けて、各種補助金や相談業務等の情報提供を行っていたが、実態として活動を休止している団体も増えてきたため、マルタスの開館を機にアンケートや活動実態のヒアリング等も実施し、新たな市民活動登録の仕組みを整え、活動団体等に必要な情報が届く体制を整えた。また、マルタスの市民活動支援カウンターにおいて、活動者等からの相談対応を朝9時から夜9時30分まで365日体制で行えるよう、相談しやすい窓口体制の強化を図った。</p> <p>市民活動団体等の登録制度は、定期的に活動実態等を把握するなど情報を更新しなければ精度が低下することが課題となるため、活動団体等に適した支援を行うために、継続的なヒアリング等により活動内容を把握し、登録内容の更新を図る必要がある。</p>
<p><b>③市民活動の活性化</b></p> <p>▶ 市民活動の活性化のため、ネットワークの構築や市民活動団体などの自立化を支援するとともに、新しい市民活動やまちづくりへの参加が促されるよう、積極的な情報提供に努めます。【生涯学習課】</p> <p>市民活動登録団体自身で情報発信が可能なツールとして導入した「まるがめっと」の運用啓発を行っていたが、近年は積極的に利用している団体が1団体という状況となったため、新たに開設したマルタス公式ホームページ等において、マルタス指定管理者により登録団体の活動情報を発信する仕組みに変更し、積極的な活動情報の提供体制を整えた。また、活動団体等がマルタス館内で様々な分野のワークショップや講座を実施し、活動の見える化を図ることで、新たな参加者へとつなげる取り組みを進めている。</p> <p>マルタスを情報発信の場として積極的に利用する団体等を増やし、活動の見える化を通して市民活動に興味を持っていただき、活動を支える側の人を増やすことが大きな役割としてあるので、そのためには様々な分野の活動がマルタスで実施されるよう、継続的に活動者等に支持される運営や、興味を誘発する取り組みが必要である。</p> <p>▶ 市民活動に対する市民の関心を深め、活動を担うリーダーの養成講座や研修会を開催するとともに、新たな担い手の育成に努めます。【生涯学習課】</p> <p>「まるがめっと」に登録のある団体に対して、県下で行われている研修等の情報提供を行ってきたが、参加者が少ない状況である。そこで、活動者のスキルアップ、新たな人材発掘・育成への取組みとして、マルタスを利用した活動実践とともに、市民活動者等が関心を持つ内容の養成講座や交流会等の企画など、整備した活動拠点を活用する参加しやすい環境を整えた。</p> <p>市民活動団体等による活動が、現状広く市民に認知されていないものもあるので、一般市民に活動情報を広く認知していただく取組みと、そこから新たな担い手へと関心を結び付けていく働きかけ、また、既存の市民活動団体間の横のつながりも希薄な状況であり、団体等が参加したくなる交流事業の企画など、いかに活動の幅をひろげるきっかけを生み出すかが課題である。</p>
<p><b>④市民活動基盤の整備</b></p> <p>▶ 新庁舎と複合的に整備する「市民交流活動センター」については、市民や市民活動団体のニーズを把握しながら、機能や運営のあり方の検討を進めます。【重点プロジェクト61】【生涯学習課】</p> <p>▶ 市民活動をさらに支援するため、市民や市民活動団体などまちづくりに関わる各主体が相互に情報交換・共有できる環境の整備や、相談できる体制など、活動基盤を整備します。【生涯学習課】</p>

市民交流活動センターの開館に向けて、平成29年度から令和元年度において、アンケートによる市民意見の聴取や、市民活動団体等によるワークショップの開催など、当センターの機能や運営におけるニーズの把握に努め、カフェの誘致など、一般の多くの市民が気軽に訪れ、落ち着いて過ごすことができる施設整備を行った。また、常駐のスタッフによる市民活動の各種相談や団体間の連携支援に対応する体制や、マルタス館内に配置した異なるゾーンやSNSを有効活用した情報交換・共有の仕掛けなど、活動の見える化に資するハード・ソフト両面での基盤整備を図った。

収益を目的とする民間企業による初の指定管理施設として、その魅力を継続するとともに、まちづくりの拠点施設としての本来の役割を果たす運営が求められていることから、継続的に市民活動団体等のヒアリングや相談を受けながら活動者との関係を構築しつつ活動支援を行うとともに、新たな活動につなげるサポートもする必要がある。また、当初は市民活動支援カウンターからの発信で情報交換などを行いながら、その後自らが連携できる力を持つ団体へとステップアップするための働きかけをどのように展開していくが課題である。

#### 【成果指標の見直し】

・まちづくりへの参加に関する成果指標としては、実際にまちづくりに関する行動や活動を行う人の増加

基本方針	V	みんなで作る
基本施策	29	地域コミュニティの活性化

目指す姿	コミュニティのまちづくり計画に沿った事業を支援し、特色あるまちづくりと地域コミュニティの活性化を目指します。							
	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
成果指標の推移	① 「地域住民によるコミュニティ活動の支援に関する取組」に対する市民満足度	68.5% (2015)	—	—	—	60.1%		 (2020)
	② コミュニティセンターの利用者数（年間）	261,670 人	272,171 人	265,385 人	254,632 人	161,566 人		287,000 人
	③ まちづくり補助金の活用地区数	14地区	14地区	13地区	14地区	4地区		17地区
	④ 自治会加入率	53.5% (2017.1 2.1)	53.1% (2018.4 .1)	52.3% (2019.4 .1)	51.7% (2020.4 .1)	50.5% (2021.4 .1)		60.0% (2022.4 .1)

### 【2次評価】

D	コミュニティセンターなどハード面の整備が進んだ一方で、市民満足度は下がり、自治会加入率が年々減少するなど、ソフト面の課題が大きくなっている。コミュニティ、自治会ともに、行政にとって必要なパートナーであり、地域活動が衰退しないための地道な取組や新たな方策を、地域とともに重ねていかなければならない。
---	--

### 【1次評価】

市民生活部	C
-------	---

### 【施策の状況】 上段：前期基本計画期間の状況、下段：後期基本計画に向けた課題

①コミュニティ活動の活性化支援
▶ 安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会が、地域住民の自主的活動によって形成されることを目指し、それぞれのコミュニティのまちづくり計画に沿って、特色を生かした地域づくりが実現できるよう支援します。【生活環境課】
コミュニティセンターの指定管理者制度の導入(H19～) 地区コミュニティ運営助成金の交付 コミュニティまちづくり補助金の交付
コロナ禍で地域活動が停滞する状況が続くなか、地域間情報が共有できる場を設けるとともに引き続き人的、財政的支援により、地域コミュニティを支援する。
▶ 地域の連帯感が低下するなかで、共に助け合う社会の確立を目指し、コミュニティ活動の活性化を支援するとともに、連合自治会とも協力しながら、地域活動の基本単位である自治会の加入促進に努めます。【重点プロジェクト62】【生活環境課】
▶ 市と地域の橋渡し役である地域担当職員が、地域とのより良い関係を築いていけるよう、引き続き役割やあり方について検討し、充実に努めます。【重点プロジェクト63】【生活環境課】
②コミュニティセンターの整備
▶ 地域活動の拠点となるコミュニティセンターについて、計画的な整備を進めます。【重点プロジェクト64】【生活環境課】

### 【成果指標の見直し】

自治会加入率向上に向け、指標として自治会加入推進員の訪問回数を検討する。
--------------------------------------

基本方針	V	みんなでつくる
基本施策	30	財政運営の効率化

目指す姿	健全な財政を維持していくため、市税をはじめ、様々な財源確保策に取り組み、歳出面では、選択と集中による効果的かつ効率的な事業展開と、持続可能な行財政運営を目指します。							
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
	① 経常収支比率	89.5%	90.2%	93.4%	93.3%	92.9%		97.5%
	② 市税徴収率	96.21%	96.71%	97.11%	97.38%	97.41%		97.5%
	③ モーターボート競走事業収益率	105.63%	106.67%	107.36%	107.25%	111.34%		108.0% 105.0%

【2次評価】

C	基金とボートレース事業収益金については、中長期的な視点のもとで計画的な活用を検討していただきたい。中期財政フレームの状況も踏まえ、量的改革の検討もすすめる必要がある。
---	---

【1次評価】

総務部	C	ボートレース事業局	B
-----	---	-----------	---

【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

①説明責任を果たせる予算編成
<p>▶ 公債費のピークや社会保障費の増大など財政的な制約を踏まえたうえで、社会情勢や時代のニーズに応じて事業の見直しを図りながら、説明責任を果たせる予算の効果的な配分に努めます。【財政課】</p> <p>基本計画に定める重点プロジェクト事業への予算化を積極的に進める一方で、事業棚卸による事業見直しや、予算査定段階での事業優先度の設定により、限られた財源を効果的に配分する予算編成に努めた。</p> <p>引き続き、基本計画との整合性を計りつつ、市議会の提言や市長懇談会での要望などを踏まえ、限られた財源を最大限に有効活用できる予算編成に努める必要がある。</p>
②健全な財政運営
<p>▶ 毎年度、財政状況の分析・公表を行うとともに、中長期的な財政の見通しを示す中期財政フレームを策定し、社会情勢の変化に対応しながら、常に見直していくことで、将来を見据えた財政運営に努めます。【財政課】</p> <p>予算・決算状況を分かりやすくグラフ化して広報誌に掲載することで本市の財政状況の周知を図っている。また、新型コロナなど、社会状況の変化が本市財政に及ぼす影響や各種施策の実施に伴う収支等を考慮した「中期財政フレーム」を改定し、将来に向けた財政見込みを示すとともに、毎年度の予算編成に反映させることで、健全な財政運営に努めた。</p> <p>引き続き、新型コロナへの対策を講じつつ、義務的経費をはじめとする経費の増加や施設の長寿命化計画などへの対応が求められている。「中期財政フレーム」による財政監視を行い、収支のバランスを図るとともに、基金の留保に努めることで、持続可能な財政運営を目指す。</p>
③歳入の確保
<p>▶ 公平で適正な課税に努めるとともに、市税の徴収率の向上に取り組むことで、税収の安定的な確保を図ります。【税務課】</p>

<p>納付環境の整備  平成23年度 コンビニ収納の開始(全納及び第1期分) H30:30,983件 H31:31,946件 R2:35,261件  平成27年度 ペイジー口座振替の開始(新規件数) H30:238件 H31:301件 R2:408件  平成31年度 個人市民税について特別徴収の完全実施(事業所数) H30:5,761 H31:6,946 R2:7,043</p> <p>滞納整理の推進  ・家宅搜索(件数) H30:30件 H31:27件 R2:3件(新型コロナウイルスの影響により減少)  ・財産差押 H30:1,310件 H31:1,213件 R2:1,011件 (中讃広域行政事務組合への移管分を含む)</p>
<p>今後とも、課税客体の正確な把握による適正賦課に努めるとともに、キャッシュレス決済の導入など納付環境の整備に取り組むことや、納税者の個別事情に対応した納税相談や滞納処分による市税徴収率のさらなる向上を図り、納税者から信頼される公平公正な税務を推進する。</p>
<p>▶ 税外債権の適正管理や受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、未利用財産の売り払いなど歳入を増加させるための取組を推進することで、自主財源の確保に努めます。【財政課、庶務課】</p>
<p>民法の改正に伴い、令和2年度において「丸亀市税外債権管理指針」を改定した。また、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直しに向けて先進自治体の事例の収集など、準備を進めている。  また、市有地の売却にむけた入札を行うとともに、市ホームページなどで市有地売却情報を発信した。</p>
<p>外部人材を登用した債権管理アドバイザーを有効に活用し、徴収率の向上や管理の適正化を図るとともに、所管課の債権管理・回収への意識向上を図る必要がある。  また、使用料・手数料設定に関する指針の整備に向けて担当課との調整を図る必要がある。</p> <p>市有地売却収入については減少傾向にあり、収入を増加させるため、これまでの市ホームページでの周知のほか、幅広く周知できるよう周知方法の検討を行う必要がある。</p>
<p>▶ 合併特例債など市債償還の本格化や、大手町地区周辺公共施設再編事業などに対応するため、計画的で効果的な基金の効果的活用を努めます。【重点プロジェクト65】【財政課】</p>
<p>④モーターボート競走事業の安定経営</p>
<p>▶ ファン層の高齢化や他場との競争激化などモーターボート競走事業を取り巻く環境が変化するなか、将来にわたって継続可能な事業として展開していくための経営改善を進め、市財政に寄与する安定的な収益の確保を図ります。【ボートレース事業局】</p>
<p>ボートレース事業が将来にわたり存続し、収益を確保し、安定的な繰り出しを継続するため、2017年4月に新たに企画戦略課を創設し、中長期的な経営計画の策定、売上向上に向けた情報収集・分析、企画立案の業務等を行った。  当初の目的であった、営業・発売体制の強化としては、SNS等を活用した計画的な企画、広報等により、電話投票を中心に一定の効果を上げたことから、2021年3月末に企画戦略課を廃止し、従来の経営課に新たに設置した「企画担当」と営業課の開催運営担当に業務を引き継いだ。</p>
<p>電話投票売上は好調ではあるが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、今後の社会情勢は不透明な状況であることから、売上にも相当影響があるものと思われる。  そのためにも、ボートレースを継続していくことを第一に考え、引き続き万全な感染症対策を講じ、SNSの活用やイベントの再開など様々な取り組みを展開し、現在の売上・収益の確保、維持に努める。</p>
<p>▶ ボートレース場が市民にも身近な場所として感じてもらえるよう、レース以外のイベント等を充実し、若者・女性・シルバー世代を中心とした来場を促進するとともに、インバウンド対策についても強化し、本場の活性化を図ります。【重点プロジェクト52】【ボートレース事業局】</p>
<p>【成果指標の見直し】</p>
<p>収益率が高い電話投票売上の占める割合が年々大きくなっていることから、収益率の目標値を105%から108%に見直す。</p>

基本方針	V	みんなで作る
基本施策	31	行政運営の最適化

目指す姿	職員の資質向上を図りながら、計画的・効率的な行政運営に努め、多様化する行政課題や市民ニーズに対応したまちづくりを目指します。							
成果指標の推移	指標内容	基準値 2016	進捗状況					目標値 2021
			2017	2018	2019	2020	2021	
	① 市役所の職員数	977人 (942人)	989人 (943人)	980人 (905人)	977人 (896人)	965人 (881人)		980人
	② 窓口サービスの市民満足度	55.2% (2012)	—	—	—	—	89.6%	↗
③ 階層別研修及び専門研修の受講者割合	36.7%	36.6%	34.6%	37.9%	22.0%		40.0%	

※①の括弧書きの人数は、再任用職員、任期付職員及び一部事務組合への派遣職員を除いた人数です。

### 【2次評価】

C	行政のデジタル化による業務改善と市民サービスの向上が求められる。行政課題が増え続ける中、既存業務の軽減化や効率化を図るため、定住自立圏など広域行政の取組拡充や、官民連携のさらなる推進が重要である。
---	--

### 【1次評価】

市長公室	C
------	---

### 【施策の状況】 上段:前期基本計画期間の状況、下段:後期基本計画に向けた課題

<b>①組織機構の最適化</b>	
▶ 新たな行政需要や複雑多様化する市民ニーズに、的確かつ迅速に対応していくために、組織機構のあり方を常に検討し、行政課題に柔軟に対応できる体制を整えます。【秘書政策課】	
平成31年4月	都市計画課に石垣復旧工事室設置、スポーツ推進課に体育施設担当設置など1室、2担当の増
令和2年1月	教育部に文化財保存活用課、丸亀城管理室の設置など1課の増、1室の減
令和2年4月	健康福祉部へ子育て支援課の移管、教育部へ幼保運営課の移管など1部、3課の減、4担当の増
令和3年4月	市長公室に情報政策課設置、スポーツ推進課に全国高校総体推進室設置など1室の減、6担当の増
引き続き、国の動きや社会情勢の変化を踏まえながら、時勢の行政課題や市民ニーズに対応するための効率的な行政運営を実現する組織体制の見直しに取り組む必要がある。	
<b>②定員管理の適正化と人材育成</b>	
▶ より良い行政サービスの提供の観点を持ちつつ、業務量に見合う職員数を把握し、事務事業の見直しや民間活力の活用などを行ったうえで、計画的に定員の適正化を図ります。【職員課】	
平成31年3月に第四次丸亀市定員適正化計画を策定し、計画期間(2019年度から2022年度まで)においては、980人を限度として定員管理を行うこととしている。	
2022年度においては、新たに第五次丸亀市定員適正化計画(仮称)を策定し、効率的な行財政運営と市民サービスの充実の双方を可能とする体制の実現を目指して、適切に定員管理を行う。	
▶ 職員一人ひとりの能力が十分に引き出されるよう、適正な配置や登用に努め、効率的な組織体制づくりを目指します。【職員課】	
令和2年4月より導入された会計年度任用職員制度や、再任用職員、任期付職員など、多様な任用形態を組み合わせながら、効率的な行財政運営を目指して、人員の配置に努めた。	

定年延長の導入が見込まれるなか、人事制度は更に複雑化することが予想されるが、適切な制度設計を通して、市民サービスの向上へと繋げていく。

- ▶ 多様化する市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成するために「人材育成基本方針」に基づき、職員研修などを充実させ、総合的な人材育成に努めます。【職員課】

本市の課題を踏まえた研修の開催や派遣研修の参加、ハラスメント対策などの環境整備、ワーク・ライフ・バランスの推進など研修や職場環境の整備を通じて、人材の育成に努めた。

コロナ禍にあって、従前どおりの研修を継続していくことには課題もあるが、オンライン研修などの新たな形態をとりながら、効果的な人材育成を実践してまいりたい。

### ③窓口サービスの充実

- ▶ 市民と接する窓口では、親切丁寧な接遇を心掛けるとともに、利便性の向上やサービスの充実を図ることで、市民満足度の高い市役所を目指します。【職員課】→R3から【秘書政策課】へ変更

各種の研修派遣を通じて、職員の意識改革と接遇マナーの向上に努めた。

引き続き、親切丁寧な窓口サービスの向上に向けて、関連する研修への派遣を継続する。

- ▶ 新庁舎移転にあたっては、窓口サービスに混乱が生じることのないよう計画的に準備を進めるとともに、市民の利便性を高める窓口体制の構築を図ります。【秘書政策課】

・来庁者の手続や相談がスムーズに進むよう、新庁舎では、1階に手続に訪れることの多い課(市民課、保険課、税務課)を配置し、2階に福祉関連の課を配置した。

・市民の利便性向上に向けた方策について窓口サービス検討部会で協議を重ねた結果、1階に中央記載台を設け、コンシェルジュを配置することにより、来庁者を的確かつ効率的に案内できる体制とした。

・死亡に伴う手続に訪れる遺族の負担を軽減するため、1階市民課に「おくやみ手続き窓口」を設けた。

市民の利便性や満足度を高められるよう、利用者からのアンケート結果などを基に、継続的に運用の改善を行っていく必要がある。

### ④多様な主体との連携強化

- ▶ 四国職業能力開発大学校をはじめ、地元の大学など高等教育機関や、民間企業、「産学官金労言士」と言われる多様な関係者や専門家との連携を推進し、人口減少対策や地域経済の活性化をはじめ、複雑・多様化する行政課題の解決と、地方創生のまちづくりの推進を図ります。【秘書政策課】

・香川短期大学(H30)、コープかがわ(R1)と包括連携協定を締結。

・包括連携協定を締結している大学等や銀行より審議会等委員を推薦していただき、専門的な意見をいただいている。

《審議会等の開催》

会議の名称	H30	R1	R2
行政評価委員会	4	4	3
未来を築く地域戦略会議	1	2	1
定住自立圏共生ビジョン懇談会	1	1	1

(単位:回)

・香川大学が実施している「丸亀市地域活性化・定住促進プロジェクト事業」や、丸亀高校が実施している「総合的な探求の時間」授業に協力。

・専門的な知見やネットワークをまちづくりに活かすため、大学や企業などと連携協定を締結するとともに、協定に基づく事業などを充実させながら継続して取り組んでいく必要がある。

・若者の地元定着に向けて、高校や大学との協働による取組の充実が望まれる。

### ⑤定住自立圏構想の推進

- ▶ 定住自立圏構想については、「集約とネットワーク」の考え方に基づいて近隣市町と互いに役割分担・連携し、「瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」に沿った取組みを推進し、広域的な視点から地域全体の魅力アップに努めます。【重点プロジェクト66】【秘書政策課】

<p>▶ 中讃広域行政事務組合で実施する各種事業については、構成市町と共同で行政サービスの向上と事務の効率化を図ります。【秘書政策課】</p>
<p>ごみ処理(クリントピア丸亀)やし尿処理(瀬戸グリーンセンター)のほか、各種業務で用いる情報システムの運用(情報センター)や構成市町から移管された税等の滞納整理(租税債権管理課)など、単独の自治体で実施するよりも、財政面や効率性の面でスケールメリットのある取組を、中讃2市3町で構成する広域行政事務組合で実施しており、応分の財政負担を行った。</p>
<p>・引き続き、行政サービスの向上と事務の効率化を図るため、中讃広域行政事務組合と連携して各種事務事業の推進を図る。</p>
<p><b>⑥行政改革の推進</b></p>
<p>▶ 少子高齢化や人口減少等により、公共施設等の利用に変化が予想されるなか、施設の最適配置や長寿命化を図りながら、持続可能な公共施設の管理に努めます。【重点プロジェクト67】【庶務課】</p>
<p>▶ 限られた財源を効果的に活用し、市民サービスの向上につなげるため、「行政改革プラン」に基づく取組を推進します。【重点プロジェクト68】【秘書政策課】</p>
<p><b>⑦行政サイクルの確立</b></p>
<p>▶ 行政評価を活用して、まちづくりの指針となる「総合計画」の着実な進行管理を行うとともに、その結果をわかりやすく公表することで、市民と行政がまちづくりの現状と課題を共有できるよう努めます。【秘書政策課】</p>
<p>毎年度、決算終了後に、市役所内部での自己評価(内部評価)と、行政評価委員会による外部の目線からの評価(外部評価)を実施し、それぞれ報告書としてまとめ、HPで公表している。</p> <p>内部評価では、予算事業単位での評価や成果指標の進捗を踏まえ、総合計画に定める31の施策ごとの5段階評価を、所管部長と副市長・総務管理部局それぞれが実施し、次年度に向けた課題についても確認している。</p> <p>外部評価では、総合計画の重点プロジェクトから5事業を選定して評価し、評価結果に対する担当部署の対応について報告している。</p>
<p>・行政評価については、さらなる評価手法の検討を加えながら継続して取り組むほか、その結果の公表については引き続き市民の皆様に分かりやすい周知に努めていく。</p>
<p>▶ PDCAの行政サイクルを確立し、常に施策や事務事業の見直しや再編を図ることで、効率的な行政運営を目指します。【秘書政策課】</p>
<p>市のPDCAサイクルは、上記の行政評価(前年度の取組の評価)と合わせて、現年度の取組についても春・秋年2回の市長ヒアリングを実施し、総合計画の重点プロジェクトを中心に進行管理を行い、予算編成にも繋げる体制を確立している。このヒアリングでは、総合計画や所管課の個別計画に基づく取組を基本としつつ、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズにも対応できるよう、課題の設定を行っている。</p>
<p>・限られた財源のなかで、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応していくためには、事業の選択と集中が不可欠であり、毎年度の進行管理(Check)と予算編成を通じての改善(Action)により、行政運営の最適化に向け、継続的に取り組んでいく。</p>

**【成果指標の見直し】**

<p>・現在の指標である「窓口サービスの市民満足度」を引き続き指標とする。</p> <p>・さらなる官民連携の推進のため、連携協定やそれに基づく取組を管理する指標を設ける</p>
---